

衆第一回議院

商工委員会

議録第4号

平成二年四月二十五日(水曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長

浦野

休興君

理事

甘利

明君

理事

江口

一雄君

理事

古賀

正浩君

理事

和田

貞夫君

理事

逢沢

一郎君

理事

奥田

幹生君

理事

後藤

茂君

理事

森本

晃司君

今枝

敬雄君

小泉純一郎君

佐藤謙一郎君

村上誠一郎君

同日

佐藤謙一郎君

山本拓君

谷川和穂君

佐藤謙一郎君

江田五月君

佐藤謙一郎君

同日

佐藤謙一郎君

田原隆君

同日

佐藤謙一郎君

和田一仁君

同日

佐藤謙一郎君

川端達夫君

同月二十三日

佐藤謙一郎君

川端達夫君

同月二十五日

佐藤謙一郎君

大内啓伍君

同日

佐藤謙一郎君

田原隆君

谷川和穂君

江田五月君

佐藤謙一郎君

同日

佐藤謙一郎君

に思わせていただいているわけであります。

に思はせていただいているわけであります。いわゆる競争ということを通じて人間というのをお互いの能力をさらにはレベルにしていく、引き出していく、あるいは企業もそうでありますし、いろいろな地域もそうだろうし、あるいは国としてもそういうことであろうかと思うのです。が、特にこの日米構造協議において日本の工業所有権に関する事を厳しくアメリカ側が指摘をしてきたということは、やはりアメリカも昨年随分総体的に競争力が落ちているのではないか、世界の経済あるいはまた産業に対するアメリカの占める割合というのはだんだん小さくなっているぞ、一般的にそういうことが指摘をされるわけであります。

しかし、アメリカとしても将来を考えたときにこういった広い意味での知的財産、特許でありますとか実用新案、こういう守るべきものをきちんと守っていく、そしてアメリカはアメリカなりの将来に対する競争をさらにみずからも磨きをかけていき、かつ世界にそういう同じようなルールを求めていこうではないか、そういう一つの姿勢というものが今度の構造協議、特に日本に対しても五年以内に審査処理期間を国際的に遜色ないものにしてもらおうではないか。国際的には言つても、それは本音の思いからすれば恐らく我が国を一年六ヶ月、アメリカの一年六ヶ月並みに将来的に合わせてもらいたい、そういう思いがあるよううに私には受け取れたわけであります。そういうことも当然のこととしてお互い腹におさめた形でこの問題を議論していくかなければならない、そんなふうに考えております。

ただ、そうは言つても、五年以内に欧米並みといきなり言われても、私の勉強した範囲では、きょうあすの問題、右から左にそつ簡単にはいかない難しい問題があるわけであります。特に年間五十万件余り出願が出てくる。一日当たりに直せば、一年三百六十五日でありますけれども日曜日とかお休みもありますから、いわゆる仕事日当たりで換算をいたしますと、実に仕事日一日当たり

にして二千件以上という膨大な数が出てくる。これを処理していくというのは大変なことであるわけであります、しかし、腰を上げてこの問題については積極的に対応していかなければならぬということであろうかと思います。

そういう認識、理解あるいはまた歴史的な経過の中につけて、いわゆるペーパーレス計画、これを逐次進め得たわけでありますけれども、特許関係事務の総合的なコンピューター化を図つていいく、そして内外の期待にこたえていく、そのことは当然大切なことであり、大いに自信を持つてペーパーレス計画を進めてまいりたい、そんなふうに考へておるわけであります。

そこで、大臣はこの後予算委員会の方に御予定があるということで最初にお伺いをしたいわけであります、特に構造協議においてアメリカ側から指摘をされた審査遅延に対する批判、これはアメリカからそういう声が飛んできたわけであります。が、國の内側からも何とかならないのかといふ声が非常に強くなつてきておつたわけであります、が、当然将来に向かつてこの審査処理の時間を短くしていこう、決意を持つておられると思うわけであります。改めて大臣に、この審査遅延の改善に対する基本的な姿勢あるいはまた決意、冒頭大変恐縮でございますけれども、お伺いをいたしたいと思います。

○武藤国務大臣 今御指摘のとおりであります。この工業所有権制度というのはやはり産業発展の大変重要な基盤でござりますし、今日まで日本の特許庁を中心として大変努力をいたしてきたと思うのです。

ただ、今いろいろ、私も長い間ここに昔おりましたときに、昭和四十五年に特許法の大改正をやりました。それからその次が五十九年に第一回の改正、その都度結局案件が非常にたまつてくる、これはいけないということで、四十五年のときは公開制度、それから五十九年のときには、いわゆる特許の特別会計というものをつくつてやつたわけでありまして、今度もまた非常に案件がた

まつてきておるというようなこともありますて、新しい時代のいわゆるコンピューター化の時代でござりますから、ペーパーレス計画をひとつ思い切ってやろうということをこの法律の中でお願いをいたしておりますがござりますけれども、それは今御指摘がございましたけれども、何も日本構造協議で五年以内と言われたからというだけではなくて、やはりそういう産業発展の大変重要な基盤であるものであるならば、その権利というものは一日も早く付与してあげるということが大変大切でございまして、そういう面でも、今日までやつてまいりましたけれども、またこういう時代になつてきましたということとでこのような法律改正をお願いをしておるということでございます。もちろん、ペーパーレスの計画推進だけでは十分でございませんので、毎年これは予算の面では審査官その他の人員増もお願いをいたしておりますがございます。

ただ、なぜそれじゃそういうことになつてきたか、これはまた一両、日本の場合には割合防衛特許というのが案外多いということをございますので、その辺のところはまた特許庁あたりからは各業界に対しても、そういうものについては慎重に対処していくだくような指導も私はしていかなければいけないと思つておりますが、いずれにしても件数が非常に多い、人数はそれにともないつていけない、一回改正するとまたどんどんいろいろふえてきているわけでありまして、そういう面では今度の人員増とあわせてペーパーレス計画を推進できるということは、相当画期的に私は改善されるものと思つておりますし、ぜひそういう面ではこの法律改正をお願いをすることが、結果的にそういう処理期間を非常に短縮することに役立ち、結果的には国内、国外を問わず権利を得たいたいという人たちにより早く権利を与えてあげて、それでそれによってより技術開発が促進され、それでぜひお願いをしたいと思っておるわけであります

○ 達沢委員 大変ありがとうございました。  
そこで、ペーパーレス計画の中身についてお伺いをしたいと思うわけですが、その前に、なぜペーパーレス計画をやつしていく必要があるのか、そういう背景といいますか、今日に至る経緯あるいはまた今の特許行政の現状あるいは問題点、そういうことについて改めて確認させていただきたいたいというふうに思います。  
一年間に五十万件、仕事日一日当たり二千件というのは、これは非常に膨大な数であります。素人が考えてみても、これを一つ一つ審査をするというのは並み大抵のことではないということは、容易に理解ができるわけでありますけれども、今では五十万件出てきて、漏れ伺うところによりますと、とても全部は、例えば日々あるいは毎週毎週、日々処理がし切れない、ある程度のものは処理をし、ある程度のものは積み残していく、一体それがどういう実態になつてているのか、改めてそういふことはお伺いをしておかなければならぬな、と思いますし、またそのこと自体が恐らく最大の問題点であろうかと思うわけであります。今伺つたことを含めて特許行政が直面をしている問題にはどういうものがあるのか、総合的にひとつお教えをいただければ大変ありがたく思います。  
○ 吉田(文)政府委員 お答え申し上げます。  
今御指摘がございましたように、特許行政、最近時点でのいろいろな問題を抱えております。そのうちの最大の問題の一つが審査処理促進問題、裏から言いますと審査遅延問題という問題でございまして、本件につきましては内外から大変強くその改善を要請されてまいっております。また特許行政の抱えるもう一つの問題は国際問題でございまして、最近の経済の国際化、言いかえますとボーダーレス経済が盛んになってきている、というようなことから、各国の特許の制度が異なつていて、その実態に照らしまして、何とかこれをすり合わせまして、各國ができるだけ類似の制度を持つようにしたい、というような議論が行われています。

れています。このような議論の中におきましても、各国におきます出願の処理期間の問題も議論されてまいっております。

このような問題意識の中で私どもはペーパーレス計画を五十九年度以来推進してまいつたわけでございまして、審査処理の促進、あるいは特許情報というものは先駆的な技術情報の中の最も重要なものの一つでございますが、この特許情報が余りに分量が多いということから、民間におきましても役所におきましても、紙を処理するということではこの情報の利用が思うに任せないというような事態に既に至つているわけでございます。このような情報利用の促進というような観点も含めまして私どもはこのペーパーレス計画を推進してまいつたわけでございまして、ようやくこの秋から電子出願を可能とする程度にまで準備が整つてまいつた次第でございまして、今回法案を御提案申し上げているわけでございます。

○遠沢委員 今長官がお話しになられました最後のところ、ちょっと細かい話になるかもしれませんのが伺いをしたいわけであります、いわゆる特許情報へのアクセスの問題ですね。全くの素人質問になるかもしれませんけれども、膨大な量の特許情報がある。例えば個人でも企業でもいろいろ新しい発想を持ち、新しい技術を開発しようとする。一体これが既に特許として認められるものなのか、あるいはそうじゃないのか。あるいはまた新しい一つの技術ができる。この部分は特許が既に認められているけれどもこれは新しいものだ、それはどうやって照合していくのか、理解をしていくのか。恐らくペーパーレスでそのためがフロッピーディスク化されオンライン化されるということが、今私が質問申し上げたところに画期的な改善の糸口を与えるものというふうにも想像をいたしているわけでありますけれども、現状は、例えば企業が日々猛烈な競争展開をしている、技術開発をされておられる、本当にぎりぎりのもの、それすれのもの、これは特許か特

許ではないか、そういうものを現実問題どうやって判断をしているのか、ちょっと細かい話になつて恐縮でござりますけれども、お教えをいただきたいというふうに思います。

○吉田(文)政府委員 今御指摘ございましたように、私ども特許性、パテントアビリティーと呼んでおりますが、ある出願に特許性があるかどうかということは、それが特許として認められるかどうかに直結する問題でございます。一方、先ほど先生の御指摘ございましたように、年間五十万件にも及ぶ出願がなされているわけでございます。そこで私どもは、出願人の方々等に対しましては、出願の前にできるだけ、先行技術と呼んでおりますが、既に公知、公用等となつている技術について御勉強してください、調べた上で出願をしてくださいというようなお願いをさせていただいていられるわけでござります。そのような調査を民間等でなさる際に、私どもの発行しております公報を活用されるわけでござります。この公報を活用されると、最近のコンピューターの能力というのは、やはり最終的には人間がやらなければやれないもののはやはり最終的には人間がやらなければやれないものなのか。あるいは、最近のコンピューターの能力というのは、やはり最終的には人間がやらなければやれないもののか。ある場合は、既に公知、公用等となつている技術について御勉強してください、調べた上で出願をしてくださいというようなお願いをさせていただいているわけでござります。そのような調査を民間等でなさる際に、私どもの発行しております公報を活用されるわけでござります。この公報を活用されると、最近のコンピューターの能力というのは、やはり最終的には人間がやらなければやれないもののか。ある場合は、既に公知、公用等となつている技術について御勉強してください、調べた上で出願をしてくださいというようなお願いをさせていただいているわけでござります。

○吉田(文)政府委員 今御質問、大変重要なボイントでございまして、私どもペーパーレス計画を推進させていただいておりますが、あくまで審査は最終的には審査官の判断で行われるということがあります。しかし、審査の一連の作業の中には先行技術についての調査的な作業も重要な一部をなしているわけでございまして、このような先行技術の検索、あるいは調査と言わせていただきますが、そのような部分にはこのペーパーレス計画、コンピューターの利用は大変有益であると認識をさせていただいております。

○遠沢委員 ありがとうございました。

となりますと、やはり迅速化あるいは省力化と

いうことにコンピューター化というのは当然のことながら大きく貢献をするわけでありますけれども、しかしそれと同時に、人材の確保、人的なフレックスターは非常に大きいものがあることも忘れちゃいかぬということにならうかと思うわけであります。

特許庁は平成元年度、審査官を三十名増員をされ、平成二年においても連続して審査官を三十分増員をする計画をお持ちとお伺いしているわけですが、これも問題でござりますが、私どもは昨年度以来、ペーパーレス計画の推進に始まりまして、御指摘のように、本年度におきましても昨年度に引き続きまして三十名の審査官の増員を図ろうとしているところでござります。

一方、御指摘のように、それでは三十人、三十三人だけで十分であるのかということでござりますが、これも問題でございますが、私どもは昨年度以来、ペーパーレス計画の推進に始まりまして、御指摘のように、本年度におきましても昨年度に引き続きまして三十名の審査官の増員を図ろうとしているところでござります。

審査調査員制度あるいは検索業務の外注、さらには民間企業等に対します、AP八〇と呼んでおりましたが、これも問題でございますが、私どもは昨年度以来、ペーパーレス計画の推進に始まりまして、御指摘のように、本年度におきましても昨年度に引き続きまして三十名の審査官の増員を図ろうとしているところでござります。

まいりたいと存じております。

○達沢委員 後でお伺いしようと思つたわけあります。が、増員とあわせて、民間の能力を引き出しますが、それを活用していこう、あるいはO.Bの方々の能力もさらに引き続き活用させていただこうではないか、そういう全体計画の中につけての増員計画であるということを改めて理解させていただきます。が、審査官の方々は、想像するに大変なお仕事であろうと思うわけあります。

やはり一人一人が優秀な審査官におなりいただきなければいけない、しっかりと教育をしていただきたいと思いますし、またその仕事のレベルの高さ、質の高さあるいは密度の濃さ、それに見合うだけの待遇というものが、これは人間ですから当然大切だなと思うわけでありまして、審査官の方々の待遇の改善の問題について特許庁はどういうふうなお取り組みを今までしてこられたか、そしてこれからもどういう基本的な考え方でこれに立ち向かいついこうとしておられるのかをお伺いします。

○吉田(文)政府委員 私は特許行政の基本は人にありというふうな基本認識を抱かしていただいているわけであります。優秀な人材を確保し職員の士気を高揚してまいりようということには待遇の改善が欠かせないというふうに考えております。

職員の待遇改善でございますが、毎年毎年人事院等と行います定数改正等の場におきまして、こ

れでも大変な努力を継続してまいつたつもりで

ございますが、今後とも待遇改善につきましては私どもの施策の一つの重要な柱として考えてまいりたいと思っております。

○達沢委員 元年度三十名、二年度にさらに三十名の増員を図つていただき、待遇についても今長官からお話を伺つたような形で改善をしていただ

き、かついわゆる省力化のある方はまた迅速化のためのコンピューター化を積極的に推進をしていく、こういう政策が相まって特許行政の、

生産性という言葉を使って適當かどうかわかりませんけれども、国民あるいは産業社会の期待にこ

たえるだけの生産性の向上を果たしていくべきますように改めてお願ひを申し上げておきたいと存じます。

そこで、先ほどちょっと長官の方からお触れをいただいたわけありますけれども、いろいろなものが出てくる。恐らく五十万件の中にはそれこそビンからキリまであるのでしょうか。それを全部同じ姿勢、同じ段取りで審査処理ということは大変だ、これは当然のことできます。恐らくそういう観点から先行技術調査については民間の能

力の活用を大いに図つていこうではないかといふ考え方が出てくるものというふうに思います。

財団法人工業所有権協力センター、これは私もこの質問をするに際しまして、なるほどこういう団体があるのだなということを初めて知り得たわけあります。この財団法人なるものが一体どう行政に、側面的にあるいはある程度正面から支えているということになるのか、どういう役割を果たしていくだいているのか、改めて長官からお答えをいただきたいと思います、あわせて審査調査員制度、これも一般にはなかなかじみが薄い制度のようにも私は考えるわけがありますが、この審査調査員制度の概要あるいはこの制度を今後どういうふうに運用していくことをお考えなのか、このことについてお答えをいただいたいと思います。

○吉田(文)政府委員

私は

この

いたしまして、この出願等の適正化施策を実施しているところであります。昭和六十年度から出願上位企業の百社に対しまして審査の請求公告率が六〇%になるように、そのように審査請求内容を厳選していただくということをお願いしております。また、昭和六十三年度からは欧米並みの審査請求公告率が八〇%を目指すという重点的な審査請求計画を、同じ出願上位百社等の十分な理解と協力を得ながら推進をさせていただいているところでございます。

○達沢委員 大変ありがとうございました。

それではいよいよペーパーレス計画そのものについてお伺いをさせていただきたいと思うわけであります。このペーパーレスシステムというのは、従来書類で行っていた工業所有権の出願、受付、審査等の業務及び工業所有権情報提供サービスを原則としてコンピューターを利用して行うことということでありますけれども、昭和五十九年五月から非常に長期的な計画のもとに進められて、五十九年度ですから既に六年間進んで、今年度平成二年度が七年目に入つておるというふうに思つておりますが、六年たつて実感として思惑どおり進んできたな、恐らくそういうふうに評価、認識をなさつておられるところももちろん非常にたくさんあるでしようし、ここのこところはちょっと計算狂っているな、何とかしなければいかぬ、場合によつてはそういう部分が問題意識としてお持ちかもしれません。六年たつた段階で一体どういうふうに評価をなさつておられるのか、今後中長期的な計画を展望してどういう方向でこの大きなペーパーレスシステム、コンピュータ化を進めていくべきか、改めてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○吉田(文)政府委員 御指摘のとおりのスケジュールで私どもペーパーレス化を進めてまいつたわけございます。現在までのところ、電子事務処理システムの開発、これは完了しております。また、Fターム検索システムの開発も進んでおりまして、現在その拡張を図つているという段階でござ

ります。また、総合資料データベースの構築等につきましては、既に照会サービスを開始させていただいたところでございます。

幸い、昨年の六月にはこのペーパーレスシステムを入れる器となります私どもの新庁舎も完成をさせていただいたところでございます。今般、特許関連事務の総合機械化システムの第一段階の稼働、これは言いかえますと電子出願ということでございますが、この電子出願の受付開始に向けておこなわれましたが、この電子出願の受付開始に向けて法案を御提出し、現在御審議をいただいているところでございます。

今後といたしましては、閲覧あるいは送達、閲覧と申しますのは民間の方々が特許等で所要の書類をごらんになることでございますが、閲覧あるいは出願人の方々への特許庁からの送達通知、それから審査の事務処理回り、意匠、商標の出願手続、さらに審判手続というふうに、まだまだいろいろな分野におきましてシステム開発を段階的に実施してまいりたいというふうに考えております。

それで、御質問の中に、考えた以上に難しかった面もあるのじやないかという御趣旨も入つていただけに感じましたが、例えはカラーハードコピー、意匠の出願をいたしますには色つきの場合もあるわけでございます。この色つき出願の技術などにつきましてはまだまだその技術開発要素、経済的なコストの面も含めましてそういう面もあるやに聞いております。

○達沢委員 この国会にほど近いところに大変な特許庁の庁舎、インテリジェントビルが完成をしたわけであります。やはりもう少し広く国民の皆様にも、なぜこういうペーパーレス計画が必要なのか、その一環としてこういったインテリジェント化といった施設が必要なのかということについて、特許というとどうしても専門的な分野の話になりますが、その理解をいたく、協力をいたく、納得をしていくべきか、改めてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○吉田(文)政府委員 御指摘のとおりのスケジュールで私どもペーパーレス化を進めてまいつたわけであります。今までのところ、電子事務処理システムの開発、これは完了しております。また、Fターム検索システムの開発も進んでおりまして、現在その拡張を図つているという段階でござ

うわけでございます。いささか私のアンテナが低いかもしませんけれども、そういうことにいつでも少しあ積極的にやつたらいいのじやないかと感じるわけでございますが、ここはいかがなんでしょうか。

○吉田(文)政府委員 御質問の御趣旨、取り違えていたら大変恐縮なんでございますが、私どもも、特許問題等の知識的自有権問題、なかなか特許問題が国際的にも国内的にもいろいろ議論の対象になつてまいりてあるということはある意味では大変ありがたいことであるというふうに思つております。私自身も、昨年、一昨年、朝日新聞等いろいろな新聞社の主催いたしましたシンポジウムなどでも特許問題等についてお話を申し上げたことがあります。

一方、新庁舎には立派な資料館というものを備えさせていただいております。この資料館では、行く行くは五千万件にも上る、という膨大な技術の資料を備えているわけでございます。この資料等につきましては、公報類を中心としたしまして、民間の方々においていたいこらんいただくというようなことも既にやらせていただいております。ここから先はちょっと手前みそになるかもしれません、今回のビルの設備の中では資料館が最もきれいに仕上がつてているというような風評もいただいているところでございます。

○達沢委員 お話を伺つて安心をしたわけですが、これからも引き続き大いに努力をしていただきたいということをお願いをいたしておきたいたいと思います。

そこで、構造協議のことに若干立ち戻るわけであります。とにかくアメリカから言われるまであります、とにかくアーバーレスシステムの開発をしていくべきか、改めてお伺いをいたしたいと思います。

○吉田(文)政府委員 御指摘のとおりのスケジュールで私どもペーパーレス化を進めてまいつたわけでございます。今までのところ、電子事務処理システムの開発、これは完了しております。また、Fターム検索システムの開発も進んでおりまして、現在その拡張を図つているという段階でござ

うわけでございます。この画期的な電子手続の導入の時期がいつごろになるのか。今年中の実施を明らかになさつておられるということは私ども耳にしておるわけありますけれども、受付開始時期について現在どういうふうに御予定をお持ちでありますか。

○吉田(文)政府委員 電子出願の受付開始のためには、衆参両院で法律を成立させていたいた後、政省令等の整備を要しますし、また、できるだけ幅広く利用者の方々へ周知徹底を図つてまいりたいというふうなことも考えておりまして、法の施行につきましては本年の秋から施行できればといふふうに現在考へておる次第でございます。

○達沢委員 さて、話を特許をめぐる国際問題についてまいりたいというふうに思うわけでありまつて、世界経済がもう国と國の国境を越えて本当にグローバル化をしてきた、いわゆるボーダーレス経済ということで、これからもますますそういう方向に進んでいくわけであります。特許行政を各國まちまちばらばらにやつておると、特許行政を各國まちまちばらばらにやつておると、いうふうなことはやはりいかぬ、少なくとも先進国の中ではそういう強い認識があるといふふうに私ども考へておるところであります。特にこれらの技術は、例えば地球環境の保全、これからの技術は、これらは開発について企業にも力を入れてもらいたいと思うし、また国としてもやはり当然力を注いでいくべき分野である。そういうういう分野については開発について企業にも力を入れてもらいたいと思うし、また国としてもやはりこれからの技術は、例えば地球環境の保全、これからの技術は、これらは開発について企業にも力を入れてもらいたいと思うし、また国としてもやはり当然力を注いでいくべき分野である。そういうういうふうに私ども考へておるところであります。

そこで、構造協議のことに若干立ち戻るわけであります。とにかくアーバーレスシステムの開発をしていくべきか、改めてお伺いをいたしたいと思います。

そこで、構造協議のことに若干立ち戻るわけであります。とにかくアーバーレスシステムの開発をしていくべきか、改めてお伺いをいたしたいと思います。

要性、それを本当に急ぐべきところは急いでいく。あるいは、まあ国によつても考え方が随分違うでしようから、その違いがどこにあるのか、そういううり合わせをやるところはある意味ではじっくり上げていく。そういう不斷の努力といつもの上りますます大切になつてくるな、そんなふうに感じますます大切になつてくるな、そんなふうに感じるわけであります。

そのルールづくりの一つの場になりますのが当然ガット・ウルグアイ・ラウンドであります。八六年から始まつてもうすぐその幕を閉じよとする特許実用新案、こういうこともたくさんガットの場で扱つていこうではないか、最近の流れは急速にそういう方向に向かつてゐるということをいろいろな角度から耳にするわざであります。このガット・ウルグアイ・ラウンド交渉における知的所有権、とりわけ特許問題に関する議論が今段階でどういう状況を迎えておるのか、改めて長官にお伺いをいたしたいと存じます。

○吉田(文)政府委員 御指摘のとおりガット・ウルグアイ・ラウンドにおきまして、知的所有権問題というの、新しい三分野すなわち投資問題、サービス問題と並びまして、いわばガットの場におきましてはニューフェースとして登場したわけでございますが、性格的には貿易に関連する知的所有権ということで、トレード・リレー・テッド・インテレクチュアル・プロパティ、TRIPといふ場におきまして本件は議論されているところであります。現在のところ、特許等に関する保護規範あるいは権利行使手続などの国際ルールにつきましては主として特許対象、特許の期間あるいは強制実施権などにつきまして議論が行つておりまして、既に現在条文に相当するものを先進国間で検討しております。特許につきましては主として特許対象、特許の期間あるいは強制実施権などにつきまして議論が展開されているところでございます。今後とも途上国を含めました合意形成ができるように私ども

もとしては努力をしていくべきであろうと認識をしておりまして、特許庁としても一層積極的に交渉を推進してまいりたいと考えております。

○達沢委員 最後に触れられました途上国を含めてというところは、恐らくこれから非常に重要な部分になつてくるだらうというふうに思うのです。十分そういうことを踏まえて活動をしていましたが、これはガットの交渉の場となるわけであります。

世界知的所有権機関、WIPOという機関があるわけであります、これはガットの交渉の場との相対関係がどういう格好になるのか。そのこともちろん伺いたいわけであります、何でもこの週末からのいわゆるゴールデンウイークの間にヨーロッパにおいてこのWIPOの特許制度のハーモナイゼーションに関する会議が開かれるというふうなことであります、このWIPOにおける条約作成のための議論の進展の度合いが一体どうなつてゐるのか。一九八四年からこれが議論の対象の場として意味をなしていけるということを伺つてゐるわけであります、そのことをお伺いすると同時に、先ほどちょっと触れましたガットとの、整合性という言葉が適切かどうか、相対関係についてもあわせてお伺いしておきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 ガットあるいはWIPO、その双方で議論が並行的に進められてゐるといふ点につきましては、御指摘のとおりいぶかりを感じられる方もおられると思います。ガットの場におきましては、ガットが貿易を中心とする憲章であります。一方、WIPO、世界知的所有権機関は一八八三年に成立をいたしましたパリ条約を所掌している国連の専門機関でございまして、このパリ条約が現在のところ各國の工業所有権制度の根柢となつてゐる条約でございます。したがいまして、このパリ条約の存在を踏まえまして、WIPOの場におきましては特許の保護規範全般にわたりまして二十数項目議論をしているところであります。

それから議論の進展があつてございますが、現在のところ専門家会合をWIPOにおいては積み上げてまいつていただけでございます。御指摘にござりますが、WIPOで議論を進めるに際しましても、もちろん伺いたいわけであります、何でもこそやや時間がかかるのではないかという問題であります。これはガットの交渉の場とももちろん伺いたいわけであります、何でもこそやや時間がかかるのではないかという問題であります。十分そういうことを踏まえて活動をしていましたが、これはガットの交渉の場となるわけであります。

世界知的所有権機関、WIPOといふ機関があるわけであります、これはガットの交渉の場との相対関係がどういう格好になるのか。そのこととももちろん伺いたいわけであります、何でもこそやや時間がかかるのではないかという問題であります。これはガットの交渉の場となるわけであります。十分そういうことを踏まえて活動をしていましたが、これはガットの交渉の場となるわけであります。

○吉田(文)政府委員 ガットあるいはWIPO、その双方で議論が並行的に進められてゐるといふ点につきましては、御指摘のとおりいぶかりを感じられる方もおられると思います。ガットの場におきましては、ガットが貿易を中心とする憲章であります。一方、WIPO、世界知的所有権機関は一八八三年に成立をいたしましたパリ条約を所掌している国連の専門機関でございまして、このパリ条約が現在のところ各國の工業所有権制度の根柢となつてゐる条約でございます。したがいまして、このパリ条約の存在を踏まえまして、WIPOの場におきましては特許の保護規範全般にわたりまして二十数項目議論をしているところであります。

もとしては努力をしていくべきであろうと認識をしておりまして、特許庁としても一層積極的に交渉を推進してまいりたいと考えております。

○達沢委員 最後に触れられました途上国を含めてというところは、恐らくこれから非常に重要な部分になつてくるだらうというふうに思うのです。十分そういうことを踏まえて活動をしていましたが、これはガットの交渉の場となるわけであります。

世界知的所有権機関、WIPOといふ機関があるわけであります、これはガットの交渉の場となるわけであります。十分そういうことを踏まえて活動をしていましたが、これはガットの交渉の場となるわけであります。

○吉田(文)政府委員 ガットあるいはWIPO、その双方で議論が並行的に進められてゐるといふ点につきましては、御指摘のとおりいぶかりを感じられる方もおられると思います。ガットの場におきましては、ガットが貿易を中心とする憲章であります。一方、WIPO、世界知的所有権機関は一八八三年に成立をいたしましたパリ条約を所掌している国連の専門機関でございまして、このパリ条約が現在のところ各國の工業所有権制度の根柢となつてゐる条約でございます。したがいまして、このパリ条約の存在を踏まえまして、WIPOの場におきましては特許の保護規範全般にわたりまして二十数項目議論をしているところであります。

それから議論の進展があつてございますが、現在のところ専門家会合をWIPOにおいては積み上げてまいつていただけでございます。御指摘にござりますが、WIPOで議論を進めるに際しましても、もちろん伺いたいわけであります、何でもこそやや時間がかかるのではないかという問題であります。これはガットの交渉の場となるわけであります。十分そういうことを踏まえて活動をしていましたが、これはガットの交渉の場となるわけであります。

世界知的所有権機関、WIPOといふ機関があるわけであります、これはガットの交渉の場となるわけであります。十分そういうことを踏まえて活動をしていましたが、これはガットの交渉の場となるわけであります。

○吉田(文)政府委員 ガットあるいはWIPO、その双方で議論が並行的に進められてゐるといふ点につきましては、御指摘のとおりいぶかりを感じられる方もおられると思います。ガットの場におきましては、ガットが貿易を中心とする憲章であります。一方、WIPO、世界知的所有権機関は一八八三年に成立をいたしましたパリ条約を所掌している国連の専門機関でございまして、このパリ条約が現在のところ各國の工業所有権制度の根柢となつてゐる条約でございます。したがいまして、このパリ条約の存在を踏まえまして、WIPOの場におきましては特許の保護規範全般にわたりまして二十数項目議論をしているところであります。

でこういう技術が開発された、これは今まで特許として登録されていないからいいのだろうと思つてたら、アメリカが、いやいや、それは数年前に開発されてきちんと認められているのだというのがぱっと出てきて、本音の話、大変迷惑をするのだというような指摘があるということも耳にしているわけであります。

そのことも含めて、今この知的所有権をめぐる日米間の関係がどうなつてゐるのか、どこに一番大きな問題があるのか、どうしていかなければならぬのか、そのことについて日本がどういう強い姿勢を持とうとしているのか、改めてお伺いいたします。

○吉田(文)政府委員 御指摘のとおり日米間には制度運用の面におきましていろいろ差異がござります。したがいまして、米国から見ますと、日本の制度運用は米国のものとは異なるというようなことからいろいろ御意見をちょうだいしております。

これまで日米貿易委員会の知的所有権作業部会

あるいは最近の日米構造協議の場におきまして議論をさせていただいております。大きく分けまして、アメリカが日本に申している案件といたしましては審査処理の遅延問題という運用問題と、例えば異議申し立てを権利を付与する前、審査のプロセスにおいて異議申し立て制度を認めているわけでございますが、このよくなもの

改める等々、いろいろな制度、運用両面にわたります議論をしかけてまいっております。私どもは、

このよくなアメリカの意見のうち、かなりのものは誤解あるいは米側の認識不足というよくな点があるのではないかというふうに感じております。

ありがとうございます。

○浦野委員長 吉田和子君。

○吉田(和)委員 吉田和子でございます。私はこ

のたびの総選挙で初めて衆議院に議席を得まして

きょうが初めての国会での質問でございます。ふ

なれなために御迷惑をおかけすることになること

があるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひを

いたします。

私は長らく生活協同組合の運動に参加をしてま

りまして、今回の選挙でも消費者の立場とか生

活者の立場を国政に反映させることを訴えてま

いました。したがいまして、消費者行政に深いか

かわりを持つこの商工委員会に所属できましたこ

とを大変喜んでおりまして、張り切って、頑張つ

てまいりたいと思います。

○吉田(文)政府委員 御指摘のとおり、行政を進

めるに当たりまして消費者の立場を十分踏まえて

いく必要があるという点につきましては特許庁と

しても認識をさせていただいているところでござ

ります。

特許行政と消費者問題とは一見直接の関係はな

いようにも見えるわけでございますが、特許制度

の趣旨は、技術開発の成果に対しまして発明者の

より適切な権利保護を行う一方で、発明の公開を行

うということによりまして技術の独占や二重投

資による弊害をなくしましてさらなる技術開発を

促進するという点にあろうかと思ひます。より品

質のよいものをより安価に消費者に供給しようと

する、健全な産業活動の基盤となるものであると

いうふうに認識をしております。

特許庁としましては、こういう認識のもとに今

後とも迅速的確な権利付与とという特許庁に与えら

れました使命に全力を尽くしてまいりたいと存じ

ております。

○吉田(文)政府委員 発明、工夫の原点と申しま

すと、これは個人の生活をいかに利便なものにす

るかという点にあろうかと思っております。私ど

もはそういう原点に立ちまして、より高いレベル

の技術開発にもお役に立つような大変幅の広い、

深みのある制度の整備とその運用が必要であらう

かというふうに考えております。

○吉田(和)委員 基本としましては、私はそのよ

うな立場を守つていただきたいという趣旨で御質問を

してまいりたいと思いますので、重ねてよろしくお願ひを申し上げます。

さて、今回の工業所有権に関する手続等の特例

ましては主としてマルチの場におきまして米側に

強く制度の改善を求めるとともに、米側が制度の

改善をなし得るよう早く米側の世論の統一を図

る必要があるのではないかということを申してい

る段階でございます。

大臣がいらっしゃれば最後にもう一度お伺いす

るところであります。この知的所有権の問題、

特許、実用新案の問題というのは、今さら言うま

でもないことありますけれども、これからの日

本の産業社会の進展、国民生活の向上、発展のた

めに非常に大事な問題であるという認識を私ども

も改めてこの議論を通して持たせていただいたわ

けであります。立派なインテリジェントビルがで

きて、その中で最も立派にできたのは公報の部分

であるというお話を聞いてうれしく思うわけでも

あります。どうぞひとつそういう認識を皆様方

お持ちをいただきまして、立派な行政の展開にさ

らに御努力をいただきますように心からお願ひを

申し上げまして、質問を終わらせていただきたい

と思います。

ありがとうございました。

○吉田(文)政府委員 ありがとうございます。

実は先日特許庁を視察をさせていただいた折

に、日本の特許第一号という発明のコピーを見せ

ました。大変興味深くおもしろかつ

たのですけれども、このころは出願から特許まで

一ヶ月半でできたようございます。もう御承知

のとおりですけれども、その第一号とい

うのは堀田さびどめ塗料及びその塗法というで

ござりますが、さびどめの塗料の成分が書いてござ

いませんして、生漆、鉄粉、カキ油、ショウガ、酢と

かが書いてございました。とても親しみを覚えた

わけでございました。それまで新庁舎をずっと案内

していただきまして、大変すばらしいんだけれども

ございますが、さびどめの塗料の成分が書いてござ

いませんして、生漆、鉄粉、カキ油、ショウガ、酢と

かが書いてございました。とても親しみを覚えた

わけでございました。それまで新

させていただきたいと思います。

次に、本法律案の趣旨について、先ほどから重なった御質問になるとは思いますが再度お伺いをさせていただきたいと思います。

出願件数の増大や内容の高度化、複雑化に伴い審査要処理期間が長期化をしまして、内外から厳しい批判がなされているところでございます。手続の円滑な処理を図るというふうに書いてござりますが、これは、審査期間の短縮として受け取つてよろしいでございましょうか。

○吉田(文)政府委員 審査期間の短縮の問題も含めまして、府の内外、具体的には出願人の方々、あるいは府内における手続、さらに公報の発行といふ入り口から出口に至ります一連の手続を意味しているつもりでございます。

○吉田(和)委員 本法律案が事務作業の分野である。最終的には、判断をする審査官の方々が基本的に出願件数に対して圧倒的に不足であるなどといふこともござりますし、書面出願をインプットするようなさまざまの手続にまたこれから時間がかかるという状況がいろいろあると思うのですけれども、何年後をめどにどの程度の短縮を計画、予測されているのかどうか伺いたいと思います。

○吉田(文)政府委員 先ほど御議論にておりましたように、今回の日米構造協議の中間報告においては、日本政府として「五年以内に審査要処理期間を国際的に遜色のないものとする。」とありますように、何年後をめどにどの程度の短縮を計画、予測されているのかどうか伺いたいと思います。また一方におきましては、民間出願人サイドにおいては審査請求の厳選化、さらに公開情報の活用等いろいろな施策を総合的に展開しているところでございます。

ペーパーレス計画によりまして初めて可能となります、特許庁で用意をいたしました各種のデータベースの公開、これを民間の方々がお使いになります。ただけるということを期待させていただいているわけでございますが、このような点につきましては中期的に見まして、これらの施策の展開によりまして現在の審査要処理期間を国際的に遜色のないものにまで短縮できるというふうに考えております。

○吉田(和)委員 そうしますと五年以内に――何年というふうなことはいかがでしょうか。

○吉田(文)政府委員 「五年以内に」だけを取り上げられますと大変私の方が苦しいわけでござりますが、「五年以内に」「国際的に遜色のない」という文章を一体として御判断いただければと思ひます。国際的に今後審査要処理期間がどのようなものになるかというは、それのお国の事情もございましょうし、判断を現時点でお示しするのは大変難しいわけでございますが、私どもとしては、現在の先進国の要処理期間を念頭に置いて考えてまいりたいと思います。その際、例えば八年のヨーロッパ特許庁の審査要処理期間は三十ヶ月であったわけでございますが、このようないくつかの点を念頭に置きつづ私どもの施策の展開を図つてしまひたいと思います。

○吉田(和)委員 國際的にということでございま

すが、国内的に、五年、十年、今の作業の中で何年に短縮ということは言えないというふうなことでござりますか。

○吉田(文)政府委員 現在は三十七ヵ月を要する

ペーパーレス計画によりまして初めて可能となります、特許庁で用意をいたしました各種のデータ

ベースの公開、これを民間の方々がお使いになります。ただけるということを期待させていただいているわけでござりますが、このような点につきましては中期的に見まして、これらの施策の展開によりまして現在の審査要処理期間を国際的に遜色のないものにまで短縮できるというふうに考えております。

○吉田(和)委員 それでは次に参りたいと思います。

第七条の「書面の提出による手続等」に関しましてお伺いをしたいと思います。

まず、基本法に基づく書面出願が原則であり特例法が逆転するのではないかと考えますが、そのことに関しては長官はいかがお考えになります

でしょうか。

○吉田(文)政府委員 基本法、特例法というお話をございましたが、私ども今回法律に手当てをするに際しまして、その法律の整備の方式をどのようにしたものにしたらいのか、いろいろ内閣法制局とも議論をしてまいりましたところでございます。

私どもの認識は、今回の法律の手当てを例えれば

特許法の改正、実用新案法の改正、意匠法、商標法等の改正という改正法方式で法案を御準備申し上げるというのも一案であったわけでござりますが、このようないくつかと読みかえ、何とかを何とかに改め云々で物すごい膨大な量の条文数等を御準備申し上げるということになりました。これは御用意申しが上がる方も御審査いただく方にも大変多大な御迷惑をおかけするということで、結論的にはこの特例法方式を採用させていただいたわけでござります。

それでは、例えはこの特例法方式と改正法方式

との法律効果にどういう差があり得るのかとい

うのが御質問の第二点にかかわるうかと思ひます

が、この点につきましては私どもは、どちらが基

本でありどちらが特例であるというようなことは

は、それぞれの条文効果としては全くその差異は

存在しないというふうに認識をさせていただいて

おります。したがつて、御下問の紙と電子手続と

の関係につきましても、もし法律が成立いたしま

すと、両方とも同格で今後存在し機能することに

なるというふうな認識を持っています。

○吉田(和)委員 書面による提出とOA機器を使つた提出とを同格であるというふうに考えていらっしゃることであります。それ以上にデータエ

ントリー料というのを払うということは、余計に

費用負担をするというふうにはならないでしょ

う。

○吉田(和)委員 導入に伴いまして、OA機器を

購入するとかというふうなことなどで出願者の経

済負担というものが大きくなつてくると思いま

す。機器を購入するというのはどのくらいの金額

でございましょうか。個人、中小などの皆さんが負担にたえ得るものでございましょうか。金額をお示しくださいませ。

○吉田(文)政府委員 御準備をされる設備によって異なりますが、オンライン出願の場合には、すべての必要な附属装置を含めまして五百万から六百万で既に三社ほどの機器が販売されております。それからワープロなどの場合におきましては数十万円、パソコンにつきましても數十万円、低い方で申し上げますと二十数万円のものから出願場合のソフトウェア、コンバージョンソフトの装備につきましては仕様二万円から六万円の経費で入手をしていたくことが可能であるというふうに認識しております。また、既存のワープロを御利用される場合のソフトウェア、コンバージョンソフトの装備につきましては仕様二万円から六万円の経費で入手をしていたくことが可能であるというふうに認識しております。

○吉田(和)委員 なかなか大変な金額だというふうに思っております。従来の、今までの政府答弁では、手続形態の選択は、書面を含めて、当然手続者が自由に選択できるものとしておりまして、府の費用負担で電子化をするという旨を述べてきたというふうな経過に対しまして、また、昭和五十九年四月六日、若杉元長官の国会答弁に、ペーパーレス計画の推進においては新たな値上げは行わないというふうな答弁がございました。そういう経過についてこれまでの約束が違うということにはならないでしょうか。せっかく大臣がおいでになりますので、大臣の方から御答弁をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○吉田(文)政府委員 従来の経緯論でございますので、恐縮でございますが、私から答えてさせていただきます。

今お引きになられました従来の国会答弁の趣旨でございますが、確かに紙の受け付けは従来どおりということを言つております。この工業所有権の関係におきましては、紙で提出をして受け付けてもらえるが、その日付の優先日を確保できるかどうかということが極めて重要なポイントでございます。過去の政府答弁におきまして、紙の

でございましょうか。個人、中小などの皆さんが負担にたえ得るものでございましょうか。金額をお示しくださいませ。

○吉田(文)政府委員 御準備をされる設備によって異なりますが、オンライン出願の場合には、すべての必要な附属装置を含めまして五百万から六百万で既に三社ほどの機器が販売されております。それからワープロなどの場合におきましては

出願をなした場合に費用を政府側で負担するということを申し述べている答弁はなかつたというふうに私は認識をしております。

○吉田(和)委員 実質の値上がりにつながらないかという点に関してはどうでしようか。

○吉田(文)政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、この点につきましては、出願者間の公平の原則の確保等いろいろな点を勘案いたしまして実質の御負担を紙出願の方にはお願いをする、手数料一般には手をつけないというような組みにさせていただいている次第でございます。

○吉田(和)委員 現在の郵便出願では全国が統一料金となっておりまして、国民が平等に出願できることがあつたわけでございます。しかしながら、OA出願においては地域格差による通信料の相違がございます。本当にさまざまなものでいろいろなことが予測される中で、大企業、中小、個人など公平さは十分に考慮されているかどうかということに關して慎重に考えていかなければならぬことがあります。本当にさまざまな理由によります。以上のさまざまの理由によります。以上のことから、書面による出願を抑えていくという方向になるのではないかということについてはどのようにお考えになつていらっしゃいますでしょうか。

○吉田(文)政府委員 私どもは、書面出願につきまして最も大事なことは、その書面出願によりまして優先日の確保ができるかどうかという点でありますので、大企業の方から御答弁をいただきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 従来の経緯論でございますので、恐縮でございますが、私から答えてさせていただきます。

今お引きになられました従来の国会答弁の趣旨でございますが、確かに紙の受け付けは従来どおりということを言つております。この工業所有権の関係におきましては、紙で提出をして受け付けてもらえるが、その日付の優先日を確保できるかどうかということが極めて重要なポイントでございます。過去の政府答弁におきまして、紙の

もとしましては、今御審議をお願いしております予算案の中に特別の五億七千万円に上ります予算額を確保させていただいて、これによりまして、例えば共同利用端末の利用、例えは弁理士さん等によります指導制度、さらに発明協会によります相談制度、またモデルルームの設置も全国九ヵ所で行わせていただくというよう、この電子出願制度に対します御理解、利用、普及につきまして特段の施策体系を御準備させていただいております。

また一方におきまして、中小企業施策の中で、今回の電子出願の開始に伴いまして、各種の設備等のお手当てをされる個人、中小企業等の方々のために、かなり種類多くの税制、金融措置等の御準備もさせていただいております。これらの措置によりまして、電子出願制度の利点を十分御理解の上、円滑に電子出願制度へのシフトを御検討いただける、御理解賜れるというふうに感じている次第でございます。

○吉田(和)委員 それでは、導入の時期についてお伺いしたいと思います。

本法案の導入の時期は妥当であるかどうかについて伺いたいわけですが、秘密文書かつ権利書でもある特許明細書をOL出願、またはFD出願をするということは、ハッカーとかコンピューターウイルス等が侵入するおそれがあるのではないかと、いうふうな、まだ十分出願用機器が開発をされていないのではないかという考え方がありますが、この点については従来どおりの扱いをさせていただきたいというふうに考えております。書面出願と同時に優先日を差し上げるということにならうかと思ひます。

なお、実費負担の点でございますが、繰り返しの答弁になつて大変恐縮でございますが、実費負担につきましては他の出願形態をおとりになられる方との公平性の原則というようなことを考えておりますが、この点につきましては、あらかじめお断りを申しあげたいと思います。

この点につきましては、あらかじめお断りを申し上げたいと思うのでございますが、余り詳細に申し上げるということをいたしますと、セキュリティのレベルに影響が出てもいけないという心配も一方においてしなきやいかぬわけでございまして、大変恐縮ですが、再度言つていただければおまづいたと思われますので、もし落ちがあつたまではいたと思われますので、お断りを申しあげたいと思います。

○吉田(文)政府委員 今幾つかの点、御質問に含まれていたと思われますので、もし落ちがあつたら、大変恐縮ですが、再度言つていただければおまづいたと思われますので、お断りを申しあげたいと思います。

まず最初に、機器の関係でございますが、現在のところ、オンライン出願用の機器につきましてはメーカー四社が既に開発をしておりまして、うち三社分につきましては既に販売をされておりまます。また、FD出願用の機器とソフトウェアにつ

きましては、メーカー及びソフトウェアハウス合併で十社が既に開発を進めしておりまして、このうち四社二十五種につきましては既に販売をされておりまますし、今後も順調に開発、販売が引き続き行われるというふうに理解をしております。

○吉田(和)委員 実質の値上がりにつながらないかという点に関してはどうでしようか。

○吉田(文)政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、この点につきましては、出願者間の公平の原則の確保等いろいろな点を勘案いたしまして実質の御負担を紙出願の方にはお願いをする、手数料一般には手をつけないというような組みにさせていただいている次第でございます。

○吉田(和)委員 現在の郵便出願では全国が統一料金となっておりまして、国民が平等に出願できることがあつたわけでございます。しかしながら、OA出願においては地域格差による通信料の相違がございます。本当にさまざまな理由によります。以上のさまざまの理由によります。以上のことから、書面による出願を抑えていくという方向になるのではないかと、いうふうに感じておられます。この点につきましては、お断りを申しあげたいと思います。

○吉田(文)政府委員 私どもは、書面出願につきまして最も大事なことは、その書面出願によりまして優先日の確保ができるかどうかという点でありますので、大企業の方から御答弁をいただきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 従来の経緯論でございますので、恐縮でございますが、私から答えてさせていただきます。

今お引きになられました従来の国会答弁の趣旨でございますが、確かに紙の受け付けは従来どおりということを言つております。この工業所有権の関係におきましては、紙で提出をして受け付けてもらえるが、その日付の優先日を確保できるかどうかということが極めて重要なポイントでございます。過去の政府答弁におきまして、紙の

ます。また、一つの形態でありますタッピング、盗聴でございますが、これにつきましても、御利用いたぐラインがISDN等でございます。この設備はNTTの設備でございますが、離ケ開かいわいでこの設備にアクセスをし、かなりの設備を活用いたしまして盗聴を試みるということは物理的に大変困難でございます。また、たとえそこに到達できたといたしましても、多くのラインが集合している中でどのラインが特許庁と通信中であるのか、こういうことを探り出すのはほぼ不可能に近い状態であろうかと思っております。

また、特許庁のシステムでございますが、システム自身、ハッカー対策を十分考慮に入れたシステムとなっております。例えば、受け入れられるものはデータとして受け入れ、それをコンピューターの記憶装置のデータを蓄積する部分に入れまして、命令系統として、ウイルスという場合にはそれが心配なわけでございますが、作動できない言いかえますと、随所にオンラインシステムとパッチシステムとの組み合わせを考えております。これらのラインが特許庁のシステムの中央に直接に到着できないような仕組みになってしまいます。

また、万々が一の場合、例えは関東大震災を上回るような大震災で不測の事態が生じたというような場合におきましても、特許庁のシステムでは、重要な記録につきましてはこれを一重に店内で準備をすると同時に、店外、これはどこにあるか名前を申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思いますが、遠いところに必ずそのコピーを保存するということをやることになってしまっております。

○吉田(和)委員 専門分野に入りまして、開発を進めながらという「となもので非常に難しい内容

になつてきていると思います。

次に、指定調査機関についてお伺いをしたいと思います。

第三十六条、三十七条の中から伺いたいと思

うのは、どのような内容をどのように指定をする

のですけれども、そもそもこの指定調査機関というのは、どのような内容をどのように指定をする

こと」など、通商産業省令が一度登場いたします。そこで、その次に、先ほどお読みいたしました「審査に必要な調査のうち、その特許出願又は実用新案登録出願に係る発明又は考案と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであつて政令で定めるもの」というのがございます。さらに、特許法第二十九条の一、「これは拡大された先願」というふうに言つております。拡大された先願といいましてもなかなか難しい概念でございますが、出願をした場合にその時点で公知、公用になつていなければ、いわばまだ未公開の状態にあります。特に、指定調査機関の部分は、公務を代行させるという重要な機関にならうかと思われますので、そこ三十六条をして三十七条の中の政省令の内容を、まず時間の許す範囲内で説明をしていただきたいと思うのですけれども、よろしくうございましょうか。

――承知しました。

○吉田(文)政府委員 漢みません、御趣旨は、三

十六条、三十七条に出でまいります政省令事項について説明をせよということでございますね。

――承知しました。

○吉田(文)政府委員 漢みません、御趣旨は、三十六条、三十七条の中から伺いたいと思

うのは、どのような内容をどのように指定をする

ことがあります。また、最初の方から申

し上げたいと思います。

まず最初に「特許庁長官は、通商産業省令で定

めることにより、その指定する者に、特許出願

の記載事項あるいは添付資料等について定めさせ

ていただく予定でございます。

それから、その次に、先ほどお読みいたしま

し「審査に必要な調査のうち、その特許出願又は

実用新案登録出願に係る発明又は考案と同一の技

術の分野に属する発明又は考案に関するもので

あつて政令で定めるもの」というのがございます。

この政令といたしましては、特許法第二十九条

の一部を分担して、紙で出願された場合の電子化

この分野が一つでございます。もう一つの分野が

指定調査機関の方でございますが、先行技術調査

の範囲の一部を分担してもらつて、この法律の施

行の範囲の一部を担当してもらつて、この法律の施

行の範囲の一部を担当してもらつて、この法律の

方からもいろいろ御質問されておられましたけれども、ここまで、日本の特許制度が世界からいろいろやいのやいの言われるところまで追い込まれてしまったというその主な原因は、長官、どういうふうに考えられますか。

○吉田(文)政府委員 最大の原因是、五十年代後半以降の世界的な技術開発の活発化、それからその技術水準のアップ、さらにそれの移転を国際的に経済交流の盛んな中で図ろうと、例えば投資に伴う技術の移転等でございますが、そういう際に、最近におきまして技術開発の一件当たりのコストが上昇しているということございまして、国際的に経済活動を盛んにするためには、各国におきまして権利保護をしっかりとものにしておかなければならぬといふ意識が国際的に芽生えてきたのだろうと思います。

我が国についても今申し上げたことはすべて当

てはまると思います。なんかく、技術開発の盛り上がりを背景にいたしまして、我が国におきま

しては五十年代中ごろから最近時点に至りますま

で出願件数が大変ふえてまいっております。一方、

出願件数がふえるにつれまして、これを審査する

審査官の定員もふえてかかるべきなわけでござい

ます。いろいろな厳しい財政改革の行われて

いる中でありますと、定員数の増加にいろいろ制約があるといふこともございまして、御指摘

のような審査処理の遅延という事態が生じてしま

つたのではなかろうかといふふうに感じております。

○大畠委員 要するに、一言で言うならば人手が足りなかつたということなんですね。それで今回

ペーパーレス化といいますか機械化をやって何とかそれを乗り越えようとしているのですが、過去のデータを見ると、昭和五十五年から確かに財

政的に厳しかつたかもしれないけれども、ほかの省庁と同じように人を減らしなさいよと言われてわかれましたということになつたのかどうかわからりませんけれども、それでは皆さんと一緒に肩を並べますかというので人を減らしてしまつたとこ

ろにここまで追い込まれてしまつた要因の一つがあるのではないかと思うのです。これはいろいろ苦労されてきたと思うのですけれども、やはりそこら辺はもつと日本の官庁も柔軟な対応、国内だけではなくて、ぜひ対外的な対応を考えた方策をするよう頑張るべきではないのかな、こういう感じがするわけであります。それからそういう過去のことを言つてもしようがありませんから、これからどうするんだといふことでペーパーレス化計画とかいろいろやつてますけれども、今回の計画では、実施しますといろいろな方に影響が及びます。例えば弁理士さんですとか、まさに町の発明家の方ですとか、一生懸命何とかいい特許をとつて会社を立て直そうといつて頑張つている中小企業の人もいるし、あるいは大企業でもつて、アメリカの大企業に負けないように特許の戦略をやろうといふいろいろな人がいるわけであります。そなの方々からはどういう形で意見を聴取してどういう意見があつたのか、主なもので結構ですから、少しそういう経緯をお伺いしたいと思うのです。

○吉田(文)政府委員 私どもは今回の法律案をまとめるに当たりまして、工業所有権審議会の御意見を求めてまいつております。この審議会の答申を踏まえて法案をまとめさせていただいたわけ

でござります。

今回の法律案は、最終的には本年二月二十八日の工業所有権審議会の電子情報処理組織の使用等

に伴う特許等制度のあり方に関する答申を踏まえ

たものであります。工業所有権審議会は昭和六十三年五月に開催されました第二十二回の総会におきまして、同様のタイトルにつきましてこれを當

面の審議事項とすることを決定しております。そ

れで全体会の質問の最後ですけれども、第百一

回国会の参院の大蔵委員会で附帯決議が出され

ていますが、「ペーパーレス化の実施等、環境の変化

に弁理士が適切に対応し使命を達成できるよう、

弁理士法の改正等弁理士制度の強化を図ること」という附帯決議がありますが、具体的に今回の法

案についてどのような対応をされたのが、伺いたいと思います。

○吉田(文)政府委員 弁理士法の改正につきまし

ては長年の懸案事項でございまして、私も特許庁に参りましてから弁理士会ともいろいろ議論をさ

せていただいているところでござります。

これは御案内のとおり大変古い法律でございま

す。しかし、古いがゆえにと言つてよろしいのか

どうかわかりませんが、骨格のしっかりした法律でござります。私ども、例えば申し上げても、弁

理士会の方々におしかりを受けるおそれがありま

すので、議論のポイントの御紹介を申し上げるこ

とは差し控えさせていただきたいと思ひますが、特許庁の内部に特別チームを編成いたしまして、

第一類第九号 商工委員会議録第四号 平成二年四月二十五日

六十三年以来この問題については取り組ませていただいております。現在のところ、残念ながら、今回の法改正に合わせて、盛り込むべき具体的な結論を得るに至っておりません。

○大島委員 弁理士の方、まさに今の日本の特許制度の中では非常に重要な仕事をされてきたのですね。日本の利益が随分これで守られてきたわけですよ。そういうことで、単に特許の審査を早くすればいいということだけじゃなくて、それを支えている、言つてみれば本当に地道に一生懸命日本本の特許制度を支えておられる弁理士会の方の職域を十分考慮した対応を、もしも今手がおくれているというならば、ぜひとも今後やつていただきたいと思うのですよ。その辺について長官、お願ひします。

○吉田(文)政府委員 六十三年以来私どもは、本件、特別チームをつくって検討させていただきたいということを申し上げさせていただきまして、いろいろなことをお聞きして、何も知らない程度ではないかと言わざつても困りますので、例えば御紹介申し上げたいと思いますが、補の制度、弁理士さんは待の弁理士さんでございますが、弁理士補の制度の導入でござりますとか研修前置主義というようなことによります弁理士さんの資質の向上、体制の強化というような点につきましても、具体的にメリット、デメリットの検討などをさせていただきたいわけですが、なかなかコンセンサスを得るのが難しくて、今後とも私どもはこういふ努力を継続してまいりたいと思っております。

○大島委員 ひとつ、これ以降もよく弁理士の方と十分意見交換をして、うまくいくよう、トータル的に、これまで支えてきた弁理士の方々が困ることのないような措置を講じていただきたいということは、これは希望したいと思います。

それから法案について何点か不明な点があるわけであります、ちょっとお伺いします。

四点ほどあるのですけれども、第三条の第三項によると、電子情報による特許提出は「書面の提

出により行われたものとみなす」ということがありますけれども、まさに私はこれから解説するには、特許出願の基本的な定義というのは書面提示である、こういうふうに理解してよろしいのですね。

○吉田(文)政府委員 先ほど基本法、特例法の御議論があつた場合に御説明させていただきましたとおり、今回の特例法スタイルは、法整備の立法技術上の理由によりましてこういうスタイルをとらさせていただいたとということございまして、法的な効果といたしましては、特例法でありまして、ようと現在の特許法でありましょうとも、全く同一でございます。

○大島委員 何となくわかつたようなわからないような感じでありますけれども、要するに両方ともあるのですが、この法案から見れば、やはりベースは、電子化されたものといったつて我々は確認も何もしようがないですね。したがつて、やはりベースは書面といいますかそういうものがベースなんだという解釈を私はしますが、そこがちょっと違つかもしません。

これはちょっと置いておきました、もう一つの不明な点というのは、第三条の第二項の「前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。」という条文がございますけれども、これは私もいろいろ見てまいりましたけれども、これは私がいろいろ見てまいりましたけれども、登録するに大体三三分ぐらいかかるのですね。短いものかどうかわかりませんけれども。そうすると、スタートした時点なのか、全部情報が送られた時点を特許庁として受け取ったと見るのは、どっちの点ででしょうか。ふうに私どもは理解をしております。

○吉田(文)政府委員 御指摘の点でございますが、特許庁の受け付けファイルにすべての特報が出願されると、全部情報を送られた時点を特許庁として人等の方から到着をした、その時点であるという

えて、通商産業省令で定めるところにより、審判官等を明瞭にする措置を講じなければならぬ。」この記名捺印にかわるものというのはどういうふうなものをおられるのか、その点について明らかにしていただきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 電子手続で今後の手順処理が事務的に行われるということを考えまして、記名捺印にかえましてIDコードとパスワード、これを二重に用いさせていただきたいということを考えております。

○大島委員 わかりました。それから次に、ユーザー側から見た質問を六点ほどさせていただきたいと思いますけれども、まず最初に、先ほど吉田委員の方からも質問がございましたデータエンタリーハードウェアの話であります。私は、私たちといいますかユーザー側から見るとどうも解せないのがあるのです。といいますのは、これは百八回の、六十二年五月十四日の衆議院の商工委員会で二見委員が黒田長官に質問をされた中で、「今回の特許料等の引き上げによってペーパーレス計画の構築のための財源は確保されると考えてよろしいですか。」という話をした結果、「現在予見し得る範囲内では、今回の値上げをもちましてペーパーレス計画完了まで再度値上げをお願いすることなくやれるのではないかと思つております。」という答弁がありまして、いわゆる特許を出願するときの特許出願者の値上げ、そういうものはないと思いますという答弁でありますけれども、今回のこの法案を見ますと、第七条の第三項で、データエントリー料金を払わない場合は

「当該手続を無効にする」という解釈が成り立つわけでありますか、これは実質的な値上げになるんじゃないかなと私は思いますが、だから

長官から見たやつはわかりますよ。いや、こうい

ば特許料がありました、それで、出そぞとしたら、いや受け付けますけれども、あと一ヶ月とか、その間に電子化する手数料を払つてもらわないとこは無効になりますよということは、まさに特許料の値上げじゃないかと私は思いますが、いかがでしようか。

大臣にもちょっとその件でお伺いしたいと思うのですが。ちょっと申しわけない。一問だけ。

○吉田(文)政府委員 手数料の値上げにつきましては、従来から特許関係の手数料について申し上げますと、その手数料の中にはいろいろ、実費主義のものもあり、そうでもないものございますが、これらはバランスをとりながら上げるということがあります。これはそういうことは一切私どもとしてはいたしましたデータエンタリーハードウェアの部分で生じます特段のコスト、これが私どもが、私たちといいますかユーザー側から見るとどうも解せないのがあるのです。といいますのは、これは百八回の、六十二年五月十四日の衆議院の商工委員会で二見委員が黒田長官に質問をされた中で、「今回の特許料等の引き上げによってペーパーレス計画の構築のための財源は確保されると考えてよろしいですか。」という話をした結果、「現在予見し得る範囲内では、今回の値上げをもちましてペーパーレス計画完了まで再度値上げをお願いすることなくやれるのではないかと思つております。」という答弁がありまして、いわゆる特許を出願するときの特許出願者の値上げ、そういうものはないと思いますという答弁でありますけれども、今回のこの法案を見ますと、第七条の第三項で、データエントリー料金を払わない場合は

「当該手続を無効にする」という解釈が成り立つわけでありますか、これは実質的な値上げになるんじゃないかなと私は思いますが、だから

長官から見たやつはわかりますよ。いや、こういふうことで手数料がかかりますのでこれを機械化されている人に転嫁するのはいかがかと思ひますので、これは個人に負担してもらいますというの

は、まだあります。もちろんもう一つ、これも私もいろいろ考えたのですが、これはどう解釈するのかなと思うのですが、第四条の第三項、「記名押印に代えますが、出そぞとする人は、これまで例え

ば特許料がありました、それで、出そぞとしたら、

いや受け付けますけれども、あと一ヶ月とか、その間に電子化する手数料を払つてもらわないとこは無効になりますよということは、まさに特許料の値上げじゃないかと私は思いますが、いかがでしようか。

大臣にもちょっとその件でお伺いしたいと思うのですが。ちょっと申しわけない。一問だけ。

○吉田(文)政府委員 手数料の値上げにつきましては、従来から特許関係の手数料について申し上げますと、その手数料の中にはいろいろ、実費主義のものもあり、そうでもないものございますが、これらはバランスをとりながら上げるということがあります。これはそういうことは一切私どもとしてはいたしましたデータエンタリーハードウェアの部分で生じます特段のコスト、これが私どもが、私たちといいますかユーザー側から見るとどうも解せないのがあるのです。といいますのは、これは百八回の、六十二年五月十四日の衆議院の商工委員会で二見委員が黒田長官に質問をされた中で、「今回の特許料等の引き上げによってペーパーレス計画の構築のための財源は確保されると考えてよろしいですか。」という話をした結果、「現在予見し得る範囲内では、今回の値上げをもちましてペーパーレス計画完了まで再度値上げをお願いすることなくやれるのではないかと思つております。」という答弁がありまして、いわゆる特許を出願するときの特許出願者の値上げ、そういうものはないと思いますという答弁でありますけれども、今回のこの法案を見ますと、第七条の第三項で、データエントリー料金を払わない場合は

「当該手続を無効にする」という解釈が成り立つわけでありますか、これは実質的な値上げになるんじゃないかなと私は思いますが、だから

長官から見たやつはわかりますよ。いや、こういふうことで手数料がかかりますのでこれを機械化され

ている人に転嫁するのはいかがかと思ひますので、これは個人に負担してもらいますというの

は、まだあります。もちろんもう一つ、これも私もいろいろ考えたのですが、これはどう解釈するのかなと思うのですが、第四条の第三項、「記名押印に代えますが、出そぞとする人は、これまで例え

な感じで見れば私はそう思うのですよ。大臣はどうこの点考えられますでしょうか。

○武藤国務大臣 先ほど、吉田さんの御質問にも長官お答えしておられたので私も承つておったのをございますが、これは今御指摘のように、長官の立場からいたしますと、いわゆるオンラインで出でてくる、片一方は書面で直接中小企業者の皆さん、町の発明家の皆さんが出でてくる。そうすると、それを今度入れる場合に片一方は費用がかからない、片一方は、またそれを変えなければならぬから費用がかかるわけです。手数料というよりはその実費の負担をお願いをするというのが、先ほど長官が答弁していることではないかと私は思うのです。それは手数料の値上がりではなくて、実際に出す方に対して公平な立場からいくと、やはりそこを御負担願わないで役所の方で負担をしてしまいますと、今度はその手続を要しないオンラインで来られる人との間に不公平ができるのではないか。こういう立場から長官が答弁していると私は思うのですが、だからこちらから見る限り、そういう公平さからいくとなかなか難しい。今御指摘のように、しかし、出していく方からいければ、実費の負担にしたってそれだけ経費がかかるのではないかということだと思いますが、これがなかなか難しい。

何か今私も承っているところでは、与野党の間でもその辺が御議論いただいているようになっておりますけれども、今法律を出している立場からいえば、こちらとしては、いわゆる出してこれら人に対する公平感という点からいってその実費だけはお願ひはしたいという立場で今この法案はお願いをしていると思うでござります。

○大畠委員 その公平感という観点からの論陣を張ると確かにそうなるでありますよ。公平じゃないか。公平なのですけれども、前大臣の答弁内容と今回の法案というものが実質的に異なるのではないかと私は思うので、そういう観点から質問をしたのですけれども、これは堂々めぐりにならうと思いますのでやめますが、私はどうもそういう

う矛盾があるのじやないかな、これもいろいろ特

許庁の方で地方に出て意見を聞いたと言つんす

うが、そういう声がちょっと漏れてたのじやないか。したがつて、私は少し、一生懸命頑張ったと言うのですが、もう一步頑張りが足らなかつたのでは

ないかなと思う一つの質問であります。大臣、ありがとうございました。

○大畠委員 わかりました。最後の話をちょっと言つてくれればいいのですね。非常にそういう面では少しサービスをしようという姿勢があらわれているような感じがするのですが。

○大畠委員 ね返つていただきたいと思う一方で、今後の課題であるといふに考えております。また、審査の中身につきましても、先ほど来審査の主要な部分といたしまして判断業務と先行技術調査業務がございます云々の御説明申し上げます。とにもかくも世界で初めて出願から公報の発行に至るまで一気通貫で実施をしようというまでの計画を実施した場合、先ほどからありました、使って、では特許庁が言うようにフロッピーディスクで持つてなければデータエントリー料が要らぬよ

うと、それから見た質問なんですが、町の発明家とか中小企業の特許出願の方が手持ちのワープロを使つて、では特許庁が言うようにフロッピーディスクで持つてなければデータエントリー料が要らぬよ

うと、それで持つていったところが、いや、これほどこの機種だから合いません、これはどこどこ機種だから合いませんというので返されてしまふ。JISの規格のものに変更しなければいけない。そうすると困るわけですね。私は、最小限譲歩したとしても、そういうフロッピーを町の発明家の方が持つていていたときに、例えば共同で利用できる入力装置のところに、どのメーカーのものでもすぐ交換できちゃんとデータエントリーがみずからできるような、そのくらいのサービスは当然考へていなければならぬと思うのですが、長官、その点はどうでしょうか。

○吉田(文)政府委員 この点につきまして先ほど御説明をさせていただいたところでございますが、現在各メーカーあるいはソフトウエアハウスにおきまして開発、販売を……(大畠委員「それはわかっているんですが、そういうところにサービスとして置くかどうか」という質問です。)と呼ぶ

うと、アメリカは今どうなつてているかというと、アメリカは今一年六ヶ月という処理期間にもかかわらず毎年二百人の増員を計画しているわけですよ。それからヨーロッパも今二年六ヶ月なんですが、聞くところによりますと年間二百六十人ぐらいの審査員の増員をしようとしているのですが、まさにこれは何を言つてあるかというと、世界市場は特許、知的財産権というものを実際の製品以上に大変重視し始めて、特許戦略といいますか、世界経済の非常に大きな位置づけとして特許

○大畠委員 例えばアメリカは今どうなつてているかというと、アメリカは今一年六ヶ月という処理期間にもかかわらず毎年三百人の増員を計画しているわけですよ。それからヨーロッパも今二年六ヶ月なんですが、聞くところによりますと年間三百六十人ぐらいの審査員の増員をしようとしているのですが、まさにこれは何を言つてあるかというと、世界市場は特許、知的財産権というものを実際の製品以上に大変重視し始めて、特許戦略といいますか、世界経済の非常に大きな位置づけとして特許

それからこのシステムでございますが、先ほど緒になって設置をしていただきこうということを考えておるわけでございますが、この共同利用端末によってましてFDの作成もオンラインサービスも、それぞれのコンバージョンソフト等も備えましてできるようにしたいと考えております。

よくなるととも、アメリカの二百人計画とかヨーロッパの二百五十人計画に比べたら、三十人で本当に今言つた、いろいろバックアップチームをつくりますよね、本当にそれで効果が出るのですかね。例えばアメリカの二百人に比べたら百七十人分の審査官の役目をこのバックアップチームとかペーパーレスで本当にできるのかどうか、私はそこら辺ちょっと見通しが甘いんじゃないかなと思うのですが。

○吉田(文)政府委員 今御指摘のありましたのは、今後の増員計画につきまして米欧と日本との間で数に差異があり過ぎるのではないかという趣旨の御指摘だつたと思います。その点だけを取り上げて御議論をさせていただきますと先生の御指摘のとおりでございますが、私どもが定員増以外に現在進めておりますペーパーレス、これも米欧におきましては電子出願までにはかなりまだ議論があるようでございまして、さらに審査調査員制度あるいはサーチ外注さらにAP八〇、公開技術報の活用、こういう総合的、体系的な施策という面に着眼していただきますと、私は私どもの対策が世界で最もアドバンスをし、かつ、内容的にも充実をしていくる施策体系であるというふうに自負をさせていただいています。

○大畠委員 自負するのは結構でありますが、実際に特許の状況が、アメリカやヨーロッパからつぶれて何とか遜色のない形では困るのですよ。本当に知的所有権というのはこれからまさに日本の製品に等しいものになってくると私は思いますので、もう一回私は人員計画を見直していくべきだつた。そのくらい真剣に取り組まなかつたら、システムをつくるのは人でありますから、システムを使うのは人でありますから、そういう意味でこの人員計画を見直すつもりはございませんか。

○吉田(文)政府委員 御指摘を踏まえさせていたきましたで、私どもいたしましても、この法案をうまく成立をさせていただきましたら、その後の

総合的、体系的施策について人員計画を中心にもう一度見直しをさせていただきたいと思います。  
○大島委員 いずれにしても、今お話をあります。たけれども、日本では一人頭二百三十一件の特許の処理、アメリカでは八十三件の処理、ヨーロッパでは五十件の処理。日本人はまさに働き過ぎですね。そういう意味からも、せひととも審査官の増員計画を、三十人なんて一けた間違えたのいやないかと私は思っていたのですが、一けたぐらい間違えるくらいに大幅な、まさにこれから日本の一つの戦略になると思いますので、頑張っていただきたいということをお願いしたいと思います。  
それから、あともう二つほどユーザーといいますか使用者の立場からの質問があるので、一つは予納制度。  
この特許料の予納制度というのは非常に便利な制度になってきたわけであります。しかし、第十四条の二項により特許料の予納は特許印紙でなければならぬ、そういうことで私は今回のペーパーレス化を考えますと、紙で出願する人は特許印紙が必要ですけれども、ペーパーレス化申請する場合には印紙なんかを使う必要性が何にもないのですね。張るところもないですよ。したがって私は、この特許料金の予納制度というものはまさしく印紙を使用しなければならない、印紙で予納しないければならないという考え方自体がもう時代おくれである。したがって、今紙が非常に足りない限りないと言つておるのに使いもしない印紙を買つては予納して焼却していく、まさに私は紙のむだ遣いじゃないかと思うのです。また、ペーパーレス化計画の中でこの使いもしないペーパー、印紙をどんどん増刷しては焼き捨てている、そこら辺が長官の世界最新のシステムを考えている考え方から出てきたにしてはちょっとずれているのじやないかな、こう私は思うわけであります。  
このことは私は、例え今はもう国民の間に定着している銀行口座がありますね。個人の口座とかいろいろあります、銀行口座から自動的に引き落としできるようなそういう制度に本来自すべきで

ところが、この場合には、町の発明家がデータエントリー料を払うのが嫌だからというので一生懸命フロッピーを持って登録しました。ところがエラーが出てきちゃいまして、料金が支払われてない、あなたは早く口座を開設して特許料金を見合った印紙を買ってちゃんと予納しておかなければいけませんよというのでまた帰ってくるわけですね。そうすると一生懸命郵便局で特許印紙を買って特許庁に行つて、やっぱり予納したいのですがと言つて頼んで予納の制度に入つてから、今度は急いでまた帰ってきてフロッピーディスクで登録しなければいかぬ。まさに今カードの時代と言つていますが、その時代にちょっと、ちょっととどうか大幅に反しているのじゃないか。ペーパーレス化計画をしながら印紙のペーパーをむだにつくつてはどんどん捨てなければならぬ、張るところがない印紙を活用しなければならないというそこがちょっと予盾していると思うのですが、この点はどうでしょうか。私は、銀行の口座を利用する制度に改めるべきだと思うのですよ。その点どうでしようか。

○吉田(文部省委員) 国の歳入の収納事務の問題でございますが、国に債権が発生しますとその債権などを確定する一定の手続を踏んだ上で現金というのは受け入れられるというのが国の会計処理上の統一的な考え方でございます。印紙は売買の対象でございます。この点がちょっと性格が違うんだろうというふうに理解をしております。手数料のように少額でかつ大量、定型的な歳入についてまでこのような取納制度の原則を貫いて手続等のたびに現金を収納するということになりりますと、納付する者によりましても、また国の取納機関にとりましても煩雑であるというようなことがありますから、手数料等の納付手段といたしましては印紙による納付制度が定められたわけでございます。

特許庁におきましても、出願人等の便宜、特許料あるいは手数料等につきまして現在特許印紙を用いて納付することとしておりまして、ペーパーレス体制下におきましても同様の趣旨から合理的なものとして引き続き印紙制度を採用しようとしているわけでござります。

一方、先生の御指摘の金融機関からというお話をございますが、これも私どもは検討の対象にはさせていただきましたが、特許庁といろいろな金融機関との間でこれまた別途のオンラインシステムというものを構築する必要がある等いろいろ問題点がございまして、そちらの方策をとらなかつた次第でございます。

○大畠委員 今、永田町の近辺のお店屋さんへ行つても、カード一枚で買ひ物ができる時代なんですよ。ところが、ペーパーレス計画の中で、金融市場との、市中銀行との間でお金のやりとりをやるのが非常に難しいあるいは煩雑であるという理由でそれを入れないというのは、私はとても長官の言葉とは思えないですね。そこら辺も、私は、ユーダーからの声が届いていないのじゃないか、あるいはまさに今の、これまでの行政側の都合による改革の範囲でしかなかったんじゃないかなと思うのです。私は思うには、まさに今ゼロベースの時代なんですね。すべてのこれまでの慣習を捨てて、どうあるべきかということを考えてやるのが新しいシステムをつくるときには必要だと私は思うのですが、そこら辺は意見を異にするところです。ぜひこういうことについても将来考えてもらいたいと私は思うのですが、どうでしょうか。

○吉田(文)政府委員 本件、国の歳入の問題でございまして、私どもだけでは処理し切れない行政上の問題がござります。先生の御指摘につきましては、私どもはかなりの程度に研究をしてまいりました結果の結論だとは思いますが、御指摘を忘れないようにさせていただきたいと思います。

○大畠委員 本当に忘れないでくださいね。あしたあたりになつて聞くと、そういう話はあります

たが、こう言わると困りますので、これは本当に割とユーラーの方で困っている人がいるのですよ。予納するためにカードマンを雇ってお金を持つていかなければならぬというところもありますし、いろいろ困っている人もいますので、そこら辺も少し事情聴取が足らなかつた点じやないかなと思うのです。

時間がなくなつてしまひましたので、あと特許出願ですけれども、これまで二十四時間受け付けだつたのですが、今いろいろお伺いしますと、何とか夜八時までは受け付けましょう。いろいろ労働条件の問題がありますからこれは難しいですけれども、何とか工夫して二十四時間受け付ける。例えば、システムは稼働させなくとも入つてくるものはどこかテープをかなんかに入れておくとか、そういうことができないのでしょうかね。この二十四時間体制、これまでのサービスと遜色がない形にできないものかどうか、そこら辺ちよつと簡単にお願ひします。

○吉田(文)政府委員 二十四時間体制につきまして特許協会等の要望があることはよくよく認識はさせていただいています。一方におきまして労働条件を改善しようというような要請もあるわけでございまして、私どもは今先生おつしやられましたように月曜日から金曜日の八時までオンラインの受け付けが可能になるようなシステムにつきまして現在庁内で検討させていただいております。

○大畠委員 私は県議会出身ですが、県議会にお願いしたのは、管理型行政からサービス型行政に意識を転換してほしい、いかにユーラー、国民の方にサービスができるか、そういう観点からの仕事をしてほしいということをお願いしてきたのですが、こういう問題も、複雑な問題があると思うのです。考えてほしい。

それから、最後の質問ですけれども、先ほどから世界の話が出てまいりました。特許の国際紛争がかなり今あるのですね。何年も裁判やつて勝つ

た負けたやつているのですけれども、今回このシステムを、どうせこれだけ立派なシステムを組むならば、世界共通の特許制度の確立と世界共通の特許データベースなどを構築する、そういう構想を日本の特許庁がリーダーシップをとつてそこまで広げてしまつたらどうか。ヨーロッパとかアメリカとか日本とか加盟してくれることがあると思うのですが、そういうところでもうそろそろ共通の特許制度をつくろうじゃないか。そして、データベースも日本語と英文あるいはまた各國語と英文とか共通語をつくつてダブルで登録していく、やれ特許申請がどうのこうの、日本に特許申請したら遅いとか遅くないとかというのじゃなくて、そこら辺まで本当に持つていかない、三十年後、四十年後を考えると、そういう時代が来ると思うのです。そこでは日本が各國に遜色がないシステムを、参加させていただきますといふ消極的なものじゃなくて、まさにこれだけ立派なものを見つけてやるというやうなものが現状でございます。制度のハーモナイゼーションが一日も早く完成するよう、私どもも大変強い期待を抱いております。

○吉田(文)政府委員 二十四時間体制につきまして特許協会等の要望があることはよくよく認識はさせていただいています。一方におきまして労働長官の答弁を聞いて、時間が来ましたので、終わります。

今回いろいろ質問させていただきましたけれども、今明確じゃないところというのは料金の問題ですね。もう一回整理させていただきますと、一つは大臣の答弁に反する法案になつてゐるのじゃないか、それからもう一つはいろいろ市民の方の声を十分に組み入れた形になつてないのじやないかということ、それからもう一つは印紙の問題です。でももうちよつと使いやすいシステムにできたのではないか、これからもう一つは疑問に残るわけであります。

その問題については結構であります。最後に、先ほど言つた世界のリーダーシップとしての日本の特許庁の構造といいますか考えについてお伺いして、私の質問を終わります。

○吉田(文)政府委員 ただいま御指摘の点は、今

後の世界経済、日本経済の安定的な発展にとって非常に重要な話であるというふうに認識をさせていただいています。現在、W I P Oあるいはガットで行われております国際的な制度のすり合わせにつきましては日本は大変積極的にこれに貢献をさせていただいておりまして、たび重なる提案あるいは議長職を行つ等、リーダーシップをとつてこれをぜひ近々にまとめ上げたいという意欲を持っています。そこで、アメリカとともに臨んでいるというのが現状でございます。制度のハーモナイゼーションが一日も早く完成するよう、私どもも大変強い期待を抱いております。

また、データベース等のお話もございましたが、私どもはアメリカ特許庁あるいは歐州特許庁と一緒に三極特許庁会合というものを持つております。このような場におきまして、例えばバイオについての共通の電子化されたデータベースの構築が、このようないままでの三極会合があつた際に私どもは合意までこぎつけまして、今後三極の協力によりましてこのデータベースをつくろうという話も始まつたところでございまして、特に昨今の経済のグローバル化につきましては、昨年ワシントンでこの三極会合が開かれました。また、発展途上国との間におきまして、このI P Oと共催のラウンドテーブルというものを開かせていただきましてインド等十カ国の各庁の首脳が参加をしたわけでございますが、その場におきましても共通の機関の有用性等についていろいろ話し合われたところでござります。

○安田(範)委員 日本社会党の安田範であります。それでは質問させていただきますが、この特許の審査期間と国際問題につきまして、まずお伺いしたいと思うのです。

○浦野委員長 安田範君。

○安田(範)委員 日本社会党の安田範であります。

近年エレクトロニクスなど先端技術分野を中心とした技术革新の進展などを背景としていたしまして技術革新の進展などを背景としていたしまして、特許出願は増大をし、そしてまた出願の内容が高

度かつ複雑なものになつてきておることは御案内とおりでありますけれども、特許などの審査を処理するための期間が長期化するなど問題が極めて大きなことになつてゐるわけでありまして、このことは結果として発明の保護が不十分であることをおこなつて放置できない問題であることは御案内と、ひいてはまた産業経済の発展の阻害をもたらす、こういうことになつてくると思うのであります。

また、技術につきましては、既に一国内というところではなくしてまさに国際的な問題、言つては國境はない、こういう状況になつてきている、かように考へるわけであります。その技術に深くかかわる特許制度は元來国際的なものであるのに加えまして、特に昨今の経済のグローバル化の流れと知的所有権についての関心が深まる中で、こうした審査のおくれといったような問題は、諸外国にとって貿易障壁、こういうことに映つてしまふのだろうと思うのであります。大きな貿易摩擦に発展しかねない情勢である、このことも言えます。

また、技術につきましては、既に一国内というところではなくしてまさに国際的な問題、言つては國境はない、こういう状況になつてきている、かように考へるわけであります。その技術に深くかかわる特許制度は元來国際的なものであるのに加えまして、特に昨今の経済のグローバル化の流れと知的所有権についての関心が深まる中で、こうした審査のおくれといったような問題は、諸外国にとって貿易障壁、こういうことに映つてしまふのだろうと思うのであります。大きな貿易摩擦に発展しかねない情勢である、このことも言えます。

また、技術につきましては、既に一国内というところではなくしてまさに国際的な問題、言つては國境はない、こういう状況になつてきている、かように考へるわけであります。その技術に深くかかわる特許制度は元來国際的なものであるのに加えまして、特に昨今の経済のグローバル化の流れと知的所有権についての関心が深まる中で、こうした審査のおくれといったような問題は、諸

期間、このことについても一度改めて長官にその状況あるいは認識についてお伺いをいたしました。かように考えるわけであります。さらにまたこれらにつきまして、今回のペーパーレスなんかも含めてなのであります。これにつきましてどのような取り組みペーパーレスのみではないと思うのであります。そういうことを含めまして長官の答弁をまずいただきたい、かように考える次第であります。

○吉田(文)政府委員 まず、我が国の審査の現状

最近におきまして、私どものところへは特許・実用新案で合わせて年間約五十万件の出願がござります。五十万件の出願のうち二十数万件、二十万件ちょっとのものが審査請求に回ってくるわけでございます。この審査請求されたもののうち、私どもの現状での審査能力、一年間年度間に審査し得る量は約二十万件でございますと、現状でございりますと六十万件ちょっとを二十万件で割りますので三年と一ヶ月というような事態になってしまっておりまます。この審査能力をもしましてこの在庫を割りますと、現状でございりますと六十万件ちょっとを二十万件で割りますので三年と一ヶ月というような事態になってしまっておりまます。私ども現在八百八十三人の特許・実用新案の審査官を有しているわけでございますが、国際的にこれを見ますと米国におきましては約十五万件、これは八年の数字でございますが、八年十五万件の出願に対しまして審査官數千五百四十一人。また欧洲におきましては、約五万件の出願に対しまして審査官數千三百人余りといふうなことで、審査官の定員につきましては、残念ながら我が国は大変おくれをとっているというところでございます。

しかしながら、一方におきましてペーパーレス計画の推進でございますとか審査調査員制度の採用でございますとか、民間への出願審査請求の厳選化の要請など、私どもはこの定員不足をいろいろ

ろな総合的な施策によつて補わさせていただいています。総合的な対策の結果としまして、先ほど来大畠先生にもお答え申し上げましたように、中期的には国際的に遜色のない審査要処理期間となるよう努力をしているところでございます。

○安田(範)委員 次に、近年米国議会を中心といたしまして、保護貿易主義的な動きが非常に強いわけでありますけれども、特許を始めとするいわゆる知的所有権問題をクローズアップして取り上げてきているようであります。特に八九年の五月、通商法のスペシャル三〇一号に関して日本を監視国に特定をした、こういう経過があるようであります。これはどのような意味を持つものなのかといふこと。さらにはまた、これに対する我が国の対応、これはどういう対応をしてこられたのか、この辺についてお聞かせをいただきたいと思うのです。

ささらに加えまして、米国は日米構造協議、この中でいろいろな議論がなされまして、特に我が国

の審査のおくれ、あるいはまた特許に関する制度面も含めましたまさに主張がアメリカからなされておる、こういう状況でありますけれども、ささらに加えまして、米国も大変強いポジションをとり出したわけでございますが、私ども

ただで手を握っても国際的な問題の解決にはならないのじやないだらうかということで、制度論と運用論を切り離すように主張いたしまして、米国もそれに応じたわけでございます。

そつこうしていいるうちに、いろいろな日米の個別問題に誘発をされまして米国も大変強いポジ

ションをとり出したわけでございますが、私ども

は、米国の対日上の問題意識におきましてはかな

りの誤解あるいは認識不足が存在をするというこ

とで、特許庁といつしましてもあらゆる機会を通じまして、例えは米国に行きまして弁理士さんたちに講演をするなどもやらさせていただきまし

て、いかに日本の制度が国際的に見て本流であり、

米国の制度こそ国際的に見れば異端な制度である

かというようなことを訴え続けてまいつたわけであつたようであります。したがいまして、これらについて特許庁としてはどのよう認識とさらにはた対応、これまたどうやってまいつたか、これについてお聞かせをいただきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 まず、日米関係を特許を中心としまして簡単に御紹介申し上げたいと思うの

でございますが、八八年の夏以来、特許を中心としましてアメリカは日本の知的所有権の保護のあ

り方につきまして、いろいろな場を通じまして議論をしかけてまいつております。上院におきます

十六項目の決議でございますとか、あるいは公聴会のたび重なる開催でございますとか、それから

八年八月の末には日米貿易委員会の中に知的所

有権作業部会というものを設けましてバイラテラルな議論を開始したわけでございます。その際、アメリカは日米のバイの場におきまして制度論と運用論と両方と一緒に議論をしたいという大変強い要求をしてまいりました。これに対しまして私どもは、運用論については議論をいたしましょう、しかし制度論につきましては日米ともに参加をしておりますガットあるいはW I P Oなどマルチラテラルな場において議論が現在進んでいます。この議論に日米協力して積極的に貢献をするということが国際的に見て大変有意義はあるまい、日本だけ手を握っても国際的な問題の解決にはならないのじやないだらうかということで、制度論と運用論を切り離すように主張いたしまして、米国もそれに対応してございます。

そつこうしていいるうちに、いろいろな日米の個別問題に誘発をされまして米国も大変強いポジションをとり出したわけでございますが、私ども

は、現在これを採用している国はアメリカとフィリピンしかございません。また、公開制度をとつておりませんし、出願から二十年の権利の存続と

は、現在これを採用している国はアメリカとフィリピンしかございません。このようて大変

ほかの国々とは変わった制度をとつております

て、なかなか先発明主義は制度運用上外國から

の出願に対しまして場合によりましては差別的な効果をもたらしているということをございます。

一方米国につきましては、制度が大変ほかの国と変わっている。例えば先発明主義につきましては、現在これを採用している国はアメリカとフィ

リピンしかございません。また、公開制度をとつておりませんし、出願から二十年の権利の存続と

は、現在これを採用している国はアメリカとフィ

リピンしかございません。このようて大変

ほかの国々とは変わった制度をとつております

て、なかなか先発明主義は制度運用上外國から

の出願に対しまして場合によりましては差別的な効果をもたらしているということをございます。

一方米国につきましては、制度が大変ほかの国と

と変わっている。例えば先発明主義につきましては、現在これを採用している国はアメリカとフィ

リピンしかございません。このようて大変

ほかの国々とは変わった制度をとつております

て、なかなか先発明主義は制度運用上外國から

の出願に対しまして場合によりましては差別的な効果をもたらしているということをございます。

一方米国につきましては、制度が大変ほかの国と

と変わっている。例えば先発明主義につきましては、現在これを採用している国はアメリカとフィ

リピンしかございません。このようて大変

ほかの国々とは変わった制度をとつております

て、なかなか先発明主義は制度運用上外國から

の出願に対しまして場合によりましては差別的な効果をもたらしているということをございます。

一方米国につきましては、制度が大変ほかの国と

と変わっている。例えば先発明主義につきましては、現在これを採用している国はアメリカとフィ

リピンしかございません。このようて大変

ほかの国々とは変わった制度をとつております

て、なかなか先発明主義は制度運用上外國から

の出願に対しまして場合によりましては差別的な効果をもたらしているということをございます。

○安田(範)委員 答弁をいたしまして、その分

について理解できるわけでありますけれども、

しかし我が国につきましては、我が国が現在審査

処理の遅延問題にまともに取り組み始めたという

ことを考慮しつつ、優先監視国というひどい方に

は入れずに監視国の中に位置づけたというよう

経緯でございます。

そのうちに、先生御指摘のとおりS I I 、構造

協議が始まりまして、米国は、日本の審査の遅延

ということにつきましては、しかもそれが日米二国間

の話になつてきているわけでして、その基本は、今長

官言われるように、制度の違いがあつてなおかつ

日本を監視国というよう形で一方的に決めつけ

るというのは甚だ理解に苦しむ、かように私は考

えるわけであります。言うならば、アメリカと日

本政府、特許庁、この辺の意思の疎通、あるいは制

題等につきまして指摘をしてまいつたわけでござりますが、私ども日米貿易委員会の場におきまして既に日米間ではバイで議論をしているではないかといふことも申しつつ、最終的には運用問題であります。

○安田(範)委員 次に、近年米国議会を中心といたしまして、保護貿易主義的な動きが非常に強い

わけでありますけれども、特許を始めとするいわゆる知的所有権問題をクローズアップして取り上げてきているようであります。特に八九年の五月、

通商法のスペシャル三〇一号に関して日本を監視

国に特定をした、こういう経過があるようであります。

○吉田(文)政府委員 まず、日米構造協議、この中

でいろいろな議論がなされまして、特に我が国

の審査のおくれ、あるいはまた特許に関する制度

面も含めましたまさに主張がアメリカからな

れておる、こういう状況でありますけれども、さ

さらに加えまして、米国は日米構造協議、この中

でいろいろな議論がなされまして、特に我が国

の審査のおくれ、あるいはまた特許に関する制度

面も含めましたまさに主張がアメリカからな

れておる、こういう状況でありますけれども、さ

度の違いなんかを含めましても、と意思の疎通を図れば、今言うような監視国などというような特定をされる状況には立ち至らなくてよろしいのじゃないかと思うわけあります。言うならば、日本がもつとニシアチブをきちんととつて、そしてアメリカに理解を求めるに同時に、日本の制度、このことについての評価、こういうものについてもしっかりと主張をしていくべきであろうと考えますので、なお一層この問題につきましてはお取り組みを強化していただきたい、このことを申し上げておきたいと思うのであります。

次いで、ペーパーレス計画一般につきまして質問をさせていただきたいと思うのですが、先ほど吉田委員、そしてまた大畠委員と一緒にしております、私ども仲間内でありますのでいろいろ重複する部分があります。できるだけ重複を避けまして質問したいと考えるわけでございます。

きしたくなることではないか、かように思うのです。そういう面からしますると、いろいろな関連といいますか影響があるにしましても、おおむねこのくらいということの、先ほどの国際的に遜色がないというような極めて漠然とした答弁ではなくして、もうちょっと具体性のある、国民一般が聞いてわかり得るような答弁があつてよろしいのじやないかと思うのですが。

○吉田(文)政府委員 短縮につきましては、日米構造協議の中間報告の場合にも表現上利用させていただいているわけでありますが、「国際的に遜色のない」という場合に、その「国際的に」という中には、私どもが、限られたデータでございますが、各国のデータを参考しながら、数字のはじける範囲におきまして、各先进国の数字を念頭に置いて書かさせていただいた文章でございますが、より具体的に、もう一步踏み込んで答えるべきという御趣旨だと思いまして申し上げますと、八八年におきますヨーロッパ特許庁の審査要処理期間が三十ヵ月でございます。これなど私どもは念頭に置いて今後の改善策を講じてまいりたいというふうに考えております。

〔委員長退席 古賀(正)委員長代理着席〕 ○安田(範)委員 その程度の話でやむを得ないかと思うのですが、ただ、今日の世界の先端技術の開発その他を考えれば、やはり欧米に遜色ないと云ふことを踏まえまして、年ごとに審査期間の短縮については特段の努力をいたさなければ産業とのかわりもありますから、そういう意味では年々極めて重要な課題になつてきているということを踏まえまして、年ごとに審査期間の短縮、これについては特段の努力をいたさなければ産業とのかわりもありますから、そういう意味では年々極めて重要な課題になつてきている

ということを踏まえまして、年ごとに審査期間の短縮、これについては特段の努力をいたさなければ産業とのかわりもありますから、そういう意味では年々極めて重要な課題になつてきている

次にお伺いいたしますけれども、先ほども話がございましたが、これによります。

データエントリー機関の新設ということで大がかりな業務の外注化、こういうことで理解をしておりますが、どちらよろしいかと思うのですが、この二つの問題についてお伺いをいたしました

外注につきまして、基本的にどのような認識をしたらよろしいのか、言うならば、外注をすることによつてどれほどのメリットというものが出てまいりますが、これは当然メリットがなければ外注する必要はないのであります。そういう面で十分理解のできるよう外注についての、二つの機関のメリットの問題について御説明をいただきたいと思うのです。

○吉田(文)政府委員 二つの指定機関を設けまして外注することのメリットを示せという御趣旨だと理解をさせていただきます。

まず、データエントリー機関でございます。この機関は、紙で出願をされたものを最終的には磁気で記録をするものに変換をいたしまして特許庁におさめるというような作業をやることになるわけでございますが、これらの作業を行いますには、まずそれを操作する人が極めて専門的、技術的な人たであつませんと、これを効率的に行うことにはできないということ、また、かなり大がかりな設備投資を要するということ、例えばOCRという自動読み取り装置を数十台導入するとか、大型のコンピューターを数台入れますとか、パソコンを數十台入れますとか、いろいろな設備投資も要するということです。

○安田(範)委員 その程度の話でやむを得ないかと思うのですが、ただ、今日の世界の先端技術の開発その他を考えれば、やはり欧米に遜色ないと云ふことを踏まえまして、年ごとに審査期間の短縮については特段の努力をいたさなければ産業とのかわりもありますから、そういう意味では年々極めて重要な課題になつてきている

一方、指定調査機関でございますが、これは昨年度一万件、本年度二万件、既に先行技術の調査をやつてもらつておりますが、実態的にはこれら

の作業をこの指定機関にやつてもらおうというふやしてまいりまして、行く行くは十万件、年度

間十万件の先行技術調査をやつてもらうということを考えております。もちろん、最終的にはこの先行技術調査の分も含めまして本府の審査官がしっかりと見えて、これによります。

データエントリー機関の新設といたしまして、一方、同じ期間におきまして、特許特別会計の歳出は二千一億円でございます。一方、同じ期間におきまして、現在試行を行つてあるところでございます。

○安田(範)委員 ただいまの指定機関につきましては、大変な費用が負担されるべきものというふうに考へるわけであります。費用ですね、これは計画におきまして総額どのくらいというふうに見込んでおられるのか、ちょっと御答弁をいただきたいと思うのです。

○吉田(文)政府委員 指定調査機関の方でございまして、業務量は、先ほど申し上げましたが、平成二年におきまして事業規模約九億円でございます。業務量は、先ほど申し上げましたように、二万件ということで前提を置かせていただいております。

○安田(範)委員 調査機関で九億ですか、そういうことになるようになりますが、将来、これは十万件を目指にというお話をあつたのですけれども、将来ともいろいろな財政負担というものがかかるでござるといふふうに思ふのですが、こういふふうに思ふのですが、今後につきましては、欧米からの批

○吉田(文)政府委員 これまでの状況につきましては、ただいま御説明させていたいたとおりでございますが、今後につきましては、欧米からの批判の激化等を前提にいたしました審査処理促進策

そこで、特許庁の財政状況、特に特別会計移行以来、財政状況を見させていただきますと、年々、単年度では赤字基調、こういうことで理解をしておりますけれども、先ほども話がありましたが、どういふふうに考えております。

○安田(範)委員 そういうことでは、安定した形で運営できる、基本的にはそういう考え方のようありますけれども、先ほども話がありましたが、平成二年におきましては審査官を三十名、大體委員は丸が一つ少ないのではないか、こうい

ふうに理解しますが、ほとんど赤字基調で推移をしている、こういうことになろうかと思うのであります。もちろん、最終的にはこの的な視野におきまして財政確保が不可欠の問題がありますが、そういう面から考えますけれども、これらにつきましては、長官の所見を伺つておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

特許特別会計は、特許の審査等工業所有権に関する行政事務を処理、遂行するに当たりましては、収支相償の大事な財政基盤でございます。私どもとしましては、従前同様その行政目的を達すると同時に、収支相償の考え方方にのつとりまして特別会計を運営させていただきたいと思っております。

○安田(範)委員 そうしますと、長官、将来ともに収支の見通し、これについては安心をしてよろしい、こういうふうに理解してよろしいのかどうか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 これまでの状況につきましては、ただいま御説明させていたいたとおりでございますが、今後につきましては、欧米からの批

うふうな指摘もいたしたわけなんですが、やはり国際的な要請からしますればその対応は当然やつていかなければならぬということになりますて、今後の特許庁の財政収支というものは非常に真剣に見詰めていかなければならぬ状況になつてきているのではないかというふうに思われるのですね。そういう面からいたしまして、ぜひ財政の安定化も含めまして今後一層の取り組みというものもやつていかなければいけないのではないか、というふうに思うのですが、だからといいまして、先ほど話になつておりましたエントリー料、こういうものと結びつけたりなんかはすることなしに何らかの方策を考えてもらわなければ困るわけでありまして、この辺につきましては、ひとつしかと御記憶をいただいておきたいと思うのであります。

さいますので、研修を関係する職員全員について実施を行つたり、あるいは業務試行を行つたりといふことで、職員の理解と協力を得ながら本計画の推進を行つてまいりてきであります。そこで、このベーパーレス計画の推進に当たつて労働環境の変化といいますか、そういうものの中から労働条件の悪化というものが懸念されるような話を出でているようであります。いろいろと交渉は重ねておられるようですが、まだ十分な合意に達していない、こんなことも聞かれでありますけれども、やはり職員の勤労意識と申しますが、それを処理に対する欲、こういいうものを十分にかき立たせるという意味からすれば、府内一丸となって今回の新しい計画に進むこと、こういうことが一番大切な話でありますから、さような面で、もう一度長官の心構えと申しますか、そういうものをお聞かせいただきたいと思うのであります。

○吉田(文)政府委員 ベーパーレス下におきましてはVDT作業というようなものも行われるわけですが、この点につきましても、私どもは人事院の通知等を踏まえまして職員に対しまして周知徹底を図つて行なっております。また、先生一般的に御心配の、職員との間で全庁一丸となりましてこの計画に取り組み得るようとに大変温かい御示唆につきましては、私深く胸にとめさせていただきたいと思います。

○安田(範)委員 時間が少なくなつたようでありますから、若干はしょりまして、データエンタリーの費用にかかるものにつきまして質問させていただきたいと思うのです。

ペーパーレスの計画下におきましては、オンラインの出願、FDの出願、紙出願、こう三種の出願が出てまいりということなんですねけれども、これは一般論として考えまして、いずれのルートを通じましても同一料金と申しまするか、どういう

ルートで出願をいたしましても同じような形で扱ってもらえる、こういうような極めて理想的な話だと思いますのですね。先ほどいろいろな質疑がありとりの中でお聞きをしておりましたら、「手数料、実費を支払ってもらう、こういうことでも料金の値上げではないというような議論もあつたようでありますけれども、それは別にいたしまして、いずれにしても出願者がみずからお金を払わなければならない。料金にてもあるいは手数料にても、いずれにしても払わなければならぬない。このことについては、同じ特許申請、そしてその審査を受けて特許を取ろうという立場から一社で年間に二万件の出願者もある、こういうような状況ですね。これはまさに大企業だと思うのです。相当の経費負担をどうしても、あるいは投資をいたしましても全く痛撃を感じないと言つては悪いですけれども、それはどの資力を持っている者が出願をする、こういう立場の者もあらうと思うのですね。片や、一年のうちに本当に数件と申しますか一件というような極めて小規模の事業を営む者、あるいはまた個人、こういう者の出願というものもあるはずですね。したがいまして、非常に豊かな強い出願者と、言葉は悪いですけれども、社会的に弱いといいますか経済的に劣悪な条件にあっての出願者、こういったものが現実問題としてあると思うのですね。そういう面からしますると、画一的に考え過ぎる所申しまするが、支払うのが当たり前である、こういう形で特許庁の方では判断をしているような嫌いがあるのではないかという印象を受けるのですが、この辺については長官、いかがですか。

おりますのはワープロを利用する出願でございま  
す。このような事態が今後電子出願のとて変わ  
るかということをごぞいます、ワープロの種類  
あるいはソフトウェアを添加するという意味にお  
きまして、設備の方の変化はございますが、キーボ  
ドをたいて文章をつくってという意味におきま  
してその実態は変わらないというふうに認識をして  
おりますし、また、ワープロで現在出願をされる  
際に、御自身でおやりになる、あるいは人事部  
所におきましても、ある程度の人数の部下の方々  
アシスタントの方々はおられるわけでございます  
が、このアシスタントの方々にもやらせずに、町  
のワープロ屋さんに頼んで出願をされるとい  
うも非常に粗っぽい議論といいますか、法律にし  
ては少しきめが粗過ぎるんではないかな。特に、  
この十月から実施をするという今日の状況の中で  
はそんな気がするわけであります。そういう面をあ  
らしますると、言うならば応能主義と申しまする  
か、これはこの辺に当たるかどうかは別にい  
たしまして、実態としまして応能的な要素とい  
うものも相当加味してよろしいんじゃないかなとい  
うような気も実は私としてはするわけであります  
す。

月ということになりますれば、そういう面で、先ほど長官は大富委員の質問に対し、OA機器等についてはもういずれの社会でも条件整備はほぼ整っている。整備をされた、こういうふうに認識をしているような御発言があつたわけなんですか。けれども、私はちょっとその辺は認識の違いがあるわけでありまして、まだちょっとその環境は整つてない、こう考えてよろしいのではないかといつては今日的な状況であろうと思うのですね。長官は偉いものですから、なかなか特許庁から表へ出られる機会が、まあ偉いところはいろんな交渉はあるかもわかりませんけれども、一般の下々のことと言つたら、下々は変なんですねけれども、言葉は悪いのですけれども、本当の現場といいますか、第一線、そういうところまで目を配るということになりますれば、画一的にこうですよ、そして、十月からはもう料金を支払わなくちゃダメですよ、支払わないのはもう出願失効ですよ、こういう形でやつてしまつていうのは時期尚早ではないかというような印象を非常に強く持つわけなんです。

したがつて、普通法律を制定する場合にも、いろいろな暫定期間といいますか、それなりの時期を見て、経過措置といつものが出てまいります。したがつて、そういうものもあり得る話であります。したがつて、そういう面についてこれらのエントリーリー料あるいはその失効の問題等々について、法律のといつよりは、むしろペーパーレスの実施ということと絡めて、何らかのお考えを持ってないのかどうか、あるいはお持ちになつていらつしやるかどうか、この辺について所見をお伺いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉田(文)政府委員 現在、特許庁では、容易に電子手続を行ひ得るような環境の整備を図らせていただいているつもりでございまして、具体的にはFDへのダウンロードが容易なオンライン端末機や使い勝手のよいコンバートソフトなどの開発の指導促進を図つておるところであります。FDの水準一〇につきましては、施行までの準備期間

を経まして、電子手続の受け付け開始時から容易にこれを行ひ得るというふうに考えております。また、書面手続にかかわりますデータエントリーの費用につきましては、これまで御説明をさせていただいてまいっておりますが、電子手続を行つ者との負担の公平に配慮しまして、電子情報化の進展した今日の状況下におきまして、実費相当分を徴収するというふうに考えさせていただけでございます。

○安田(範)委員 長官、今公平という話があつたのですが、大富委員からも指摘があつたと思うのですが、どちらが公平なのか。どちらが公平なのかということについては、私もどうも長官の御発言には十分理解ができないというような感じがして仕方がありません。

言うならば、特許庁では革命的な出発という状況ではないかと思うのです。そういう面からしますと、いろいろな出願者のそれぞれの層があると思いますので、そういうものについて一層きめ細かい配慮が要請される話だと思います。そういうものはどうも配慮を欠いています。言うならば、弱者を寄せといいますか弱者に対する差別とは言わないまでも、大変不利益な取り扱いと申しましようか、そういうものが目立つているような感じがして仕方がないのですが、この辺についての長官の考え方はいかがでしょうか。

○吉田(文)政府委員 私ども、今回のペーパーレス計画の推進に当たりましては、今先生が御心配された点を私ども昨年の初めいろいろ考えさせていただいたつもりでございます。私どもとしては、個人、中小企業の方々もこの電子出願

以下に機器の購入に当たりましては、これが全額損金算入されるということになつておりますし、また百六十万円以上の機器の場合にも、三〇%の特償と七%の税額控除という制度を御用意させていただいております。金融面につきましても、商

中、中公、国金という中小企業関係の三機関の有利な金利での資金供給を利用していただくというようなことに加えまして、設備近代化資金等につきましても、これは一定限度で無利子でございま

すが御利用いただける、さらには、保証協会の御利

用等を準備申し上げさせていただいているところでございます。

○安田(範)委員 時間もなくなりましたのです

からこの程度にいたしますけれども、いずれにいたしましても私どもの判断では十月、秋の実施と

いうことについては、極めて短期間でありますから、その間にすべての出願人の皆さんあるいはこ

れから新たに出願するであろう人たち、そういうものを含めまして、こういうものについて十分に

理解してもらう、あるいは機器等についての準備をしてもらうということについてはなかなか容易なるものがあるのではないか、かように考えながら新たな出願するであろう人たちは、そういうもので、同時にまた、この問題については、世界的レベルで同じような規格、同じような認識ですべての国々が特許を認可されるというような状況にならざるものがあります。したがいまして、これは希望

といふことにならうかと思うのですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、一つの経過措置として何らか検討、特に紙出願の場合、紙出願についての特例と申しますか、特例法の特例ではありますけれども、経過措置といつもののがありますけれども、これはかみ合わない議論になるかもわかりませんから、あえて希望だけ申し上げておきたいと思うのであります。

以上で、大体私どもの質問を終了いたしますけれども、いずれにしましても、冒頭申し上げましたように今日の世界的な規模での産業の進展の状況あるいはまた高度技術の開発等々を考えてみますれば、この特許事務、特許に対する審査といふものは、一層非常に重要な分野になつてまいりますから、あえて希望だけ申し上げておきたいと思うのであります。

以上で、大体私どもの質問を終了いたしますけれども、いずれにしましても、冒頭申し上げましたように今日の世界的な規模での産業の進展の状況あるいはまた高度技術の開発等々を考えてみますれば、この特許事務、特許に対する審査といふものは、一層非常に重要な分野になつてまいりますから、あえて希望だけ申し上げておきたいと思うのであります。

以上で、大体私どもの質問を終了いたしますけれども、いずれにしましても、冒頭申し上げましたように今日の世界的な規模での産業の進展の状況あるいはまた高度技術の開発等々を考えてみますれば、この特許事務、特許に対する審査といふものは、一層非常に重要な分野になつてまいりますから、あえて希望だけ申し上げておきたいと思うのであります。

契機にいたしまして大変な変貌、そしてまた世界に冠たるものというものを目指しての話だと思いますから、そういうものを十分理解しながら世界にリーダーシップを果たせるような特許行政を進展させてくださいますように心からお願ひいたします。私の質問を終了いたしたいと思うのであります。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

○古賀(正)委員長代理 和田真夫君。  
○和田(貞)委員 与えられた待ち時間の範囲内で御質問させていただきたいと思います。

このペーパース計画というのは、昭和五十九年が始まりまして、まさに国際化の中での特許行政、そして日に日に増していく出願の量、これが滞留していく現状の中でその審査要処理期間を短縮するという一つの大きな柱、そして出願者に対して手数料の負担を余り増大させないようにしようと、いうところから出発したと思うわけであります。しかし何としても、今まで書面による出願手続きであったのが電子情報処理組織をつくって、極めて短期間の間とはいうもののかなりの経費を特許庁自体もかけておりますが、またこれに見合った出入力装置を持ち合わせるとするならばかなりの経費もかかってくるわけでありますし、また、出願者ないしはその代理人だけではなくて、特許庁に勤いでおる審判官、審査官あるいは事務職員それぞれ労働の態様が変わってくるわけでありますから、まさにこの電子情報処理組織を導入するということは大きな激変であると言わなくてはならないと思います。したがいまして、この導入に当たつていろいろな角度から議論が出てくるのは当然であります。

そこで、それ具体に質問させていただきたいと思うのですが、基本的な問題として、このことによって審査要処理期間を短縮する、そして出願者に対しても負担を軽減する、増大させない、そういう基本的な考え方を今なお持ちであるかどうかと、いうことをお答えいただきたいと思います。

〔古賀(正)委員長代理退席、江口委員長代

理着席〕

○吉田(文)政府委員 特許・実用新案公報等の審査に用いられます資料の増勢というものは甚だ著しいものがございまして、平成五年度におきましては、トータル約五千万件に達する見込みでござります。現在でも、審査官一人当たりの使用いたしました資料は、頭数で割りますと約四万八千件に相当しております。しかも、毎年の審査資料の增加数は約二百万件という量に上っております。こういうことを考えますと、現在行つております紙の資料によります審査資料の検索はもはや限界に達しつつあると考えざるを得ないと思つております。ペーパース計画は、これらの審査資料を電子ファイル化すると同時に、多観点式検索システムでありますFT-TERMを開発いたしまして、今後とも累増いたします審査資料の効率的な検索を可能とするものでござります。また、これら開発されましたペーパース計画の成果物は出願人によります先行技術調査に供すべく計画されておりまして、出願人がこれを利用することによりまして出願審査請求は一層厳選されたものとなるという期待を持っています。

現在では、ペーパース計画に加えまして、審査官の増員、先行技術調査の外注、審査調査員制度等の総合的、体系的な施策を講じてまいつておりまして、これまでる御説明してまいりましたように、これまでる御説明してまいりましたが、なぜ特例法によつて処理しようとしておるのかどうか。特許法なり関係四法、本法というのがあるわけでございますから、先ほど来質問者が述べておりますように、書面によつて手続をするということが基本になつておるわけです。その基本になつておる書面による手続が一応は認めではおるもの、電子出願あるいは磁気ディスクの提出等々が主体に変化しようとしておるわけであります。それならば、申し上げましたようになぜ特例法で処理をするのじやなくて本法を抜本的に改正するというところに踏み切らねかつたのかといふことが第一点の質問であります。

第二点の質問は、その書面の手続者に対する特許庁長官に対して直ちに磁気ディスクの記録を求める、あるいは電子出願あるいは磁気ディスクの提出等々が主体に変化しようとしておるわけであります。それならば、申し上げましたようになぜ特例法をどこかで肩がわりをするということを考えますと、現在手数料として規定されているものをお払いになりますと、電子手続をおとりになる方にとって、電子出願をされる方も紙出願をされる方も、現在手数料として規定されているものをお払いになりますと、電子手続をとるための設備の整備等の経費に加えまして紙出願をなさる方の経費をも分担をすると、電子手続をおとりになる方にとって、費用の負担面で同じ法律のもとで平等ということになると欠けておるのじやないかということについてお答えいただきたいと思うわけであります。まずそのことをお答え願いたいと思います。

○吉田(文)政府委員 まず最初の点でござりますが、なぜ今回の法律案は特例法の形をとつておるのかという御下問であったかと思います。私ども

ふうに思いますが、私どもとしましては、これら出願人等の方々の負担を極力少なくするよう努めをしてまいりたいというふうに考えております。

○和田(貞)委員 今長官のお答えで一応は理解はできますが、この法案の要綱等を見ましても、審査要処理期間の短縮という言葉がなかったので、あえて質問させていただいたわけであります。

「手続の円滑な処理」とか「情報の利用の促進」という言葉は見受けられますが、期間の短縮というのにはなかつたので、あえて質問させていただいたわけであります。

そこで、電子情報処理組織の導入に当たつて、なぜ特例法によつて処理しようとしておるのかどうか。特許法なり関係四法、本法というのがあるわけでございますから、先ほど来質問者が述べておりますように、書面によつて手続をするということが基本になつておるわけです。その基本になつておる書面による手続が一応は認めではおるもの、電子出願あるいは磁気ディスクの提出等々が主体に変化しようとしておるわけであります。それならば、申し上げましたようになぜ特例法をどこかで肩がわりをするということを考えますと、結局この特許特別会計から支出を行うといふことにならざるを得ないわけでございます。それなりに、電子手続をおとりになる方にとって、電子出願をされる方が紙出願をされる方も、現在手数料として規定されているものをお払いになりますと、それが私どもの特許行政は特許特別会計というものを母体にいたしまして展開をされているわけでございます。したがいまして、それなりに、電子手続をおとりになる方にとって、電子出願をされる方が紙出願をされる方も、現在手数料として規定されているものをお払いになりますと、それが私どもの特許行政は特許特別会計というものを母体にいたしまして展開をされているわけでございます。したがいまして、私は、この特許特別会計から支出を行うといふことから、実費勘定の手数料ということを考えさせていただいた次第でござります。

○和田(貞)委員 しかし、言われれば法解釈としてそうであったとしても、我々が側から見てまいりますと、やはり本法というのがあつて特例法、これから後は特例法が主体になつて本法が隠れて

○吉田(文)政府委員 今回の法改正に当たりまし  
てしまうといつようなことになりはしないかと思う  
わけであります。いずれか近い将来にわたって、  
これらを含めた本法の改正というのが考えられる  
わけですか、どうですか。

では、新しい試みでございますので、いろいろな観点から検討させていただきました。システムにつきましてもこの法律案につきましても、世界的に前例のないケースでございまして、その意味からも慎重に慎重を期しましてこの法律案も考え方させていただいたところでございます。したがいまして、私どもは、国会におきましてこの法律案が成立をいたしました暁におきましては、この従来の特許法体系に加えまして、現在御審議をいたしております特例法の運用につきまして全力を挙げてやっていくということを考えております。

○和田(貞)委員 電子情報処理組織を導入するに

当たつて極めて莫大な経費で特許序に電子計算機を設置せられた。それと見合う高額な土建の出入り力

を語られたそれは畢竟「高度な」統の出入り方装置を持たなければ、俗に言うところの低級な

ワープロ、我々が事務所なんかに置いてあるような、ある、は家庭にあるようなワープロでは、即

出願をすることができないわけですね。そ

うなつてまいりますと、直接特許の出願を大量にやられてきて、まことにかづら焼けられるような

そういう大きな企業、あるいは大きな企業から依

頼を受けて代理業務をやつておられる大きな規模の寺町事務所等々二つ、ては直ら二二九二付志す

の半蔵亭和所等々はついでに直ちにこれに対応することはできますが、それができない小規模の、

少量の出願しかない、資本力の小さな中小の企業、ある者は個人的代理業務をやつておつし

あるいは個人的に紹介と代理業務をやっておられる特許事務所等々は、直ちにこれに対応するとこ

うの体制というのはでき得ないわけですね。そう

なってまいりまやとまさにこの組織の導入によって弱い層を切り捨ててしまう、弱い層を保護

するという立場に立っておらないといふように言  
われてもいたし方ないのではないかと思うのです  
が、その点についての見解をひとつ述べてもら  
い。

○吉田(文)政府委員 最近におきます社会全般の目覚ましい情報化の進展を踏まえつつ、私どもとしてはこのペーパーレス計画を推進してきたということをございますが、一方におきまして、長年なれ親しんでまいりました紙による出願を尊重するということも必要でございまして、私どもは新しい制度の実施に当たりましては、関係者の十分な理解、協力を得ながら進めいく必要があると、いうふうに考えております。

具体的には、先ほど来る御説明申し上げてまいりましたが、中小企業あるいは個人の方々が電子出願を行うに際しまして、円滑にそれにシフトをしてまいれるようということで、各種の説明会、指導会あるいは共同利用端末、さらにモバイルームの設置というようなことをやると同時に、施策をいたしましてはいろいろな中小企業施策を援用させていただきまして、中には現在県とまだ相談中のものもございますが、税制、金融、信用保証というような面におきましてできる限りの対策を考えさせていただきたいつもりでござります。これらによりまして、円滑な電子出願体制へのシフトが社会的になし得るということを御期待申し上げているところでございます。

○吉田(文)政府委員 民事訴訟法におきましては、私文書につきましての推定規定というものがございますが、電磁的記録につきましては民事訴訟法の第三百三十二条におきまして紙に準ずる扱いになつておりますので、御懸念は当たらないかとお思つております。

また、ウイルスあるいはハッカー対策の問題でございますが、現在私どもはいろいろなシステムを庁内外にわたつて整備をしているところでござります。これは私どもだけの努力ではございません。ISDNを敷設いたしましたNTTなどにおきましてもこの点につきましては十分考えていただいていると思うところでございますが、その概要を御説明申し上げたいと思います。

まず、私どものシステムにアクセスをいたしますには、通常IDコードあるいはパスワードというようなものがハッカ一対策として利用されてゐるところでございますが、そのほかに私どもは、端末の電話局におきます管理番号、さらに端末そのものの番号の照会、チェックと、いうように、パスワード等に加えまして、合わせて四つのキーを解き明かしませんと私どものシステムへのアクセスができない仕組みになつております。また、二

せんので、私どもは命令系統とデータ系統と、コンピューターのシステム上利用しておりますコンピューターの扱える領域を区分しております。外部からの情報はすべてデータとしてしか扱われないというシステムを採用させていただいております。これを命令系統に切りかえるわけにはいきません。また、これを命令として扱おうといふようなことを考えましても、私どものシステムが受け取り得る命令というのは極めて単純化されておりまして、例えばログオン、継続、ログオフというような単純な命令しかシステムとして受け付けないと、いうふうに考えさせていただいております。

またさらに、万々が一そのシステムに到達がで  
きたといったしましても、システムを通じましてセ  
ンターのセンター的存在でありますデータベース  
に直につながることのできない仕組みにさせてい  
ただいておりまして、これはいわばバッチ方式と  
オンライン方式との組み合わせということでこの  
ような不祥事の生ずることを防がせていただいて  
いるところでございます。

○和田(貞)委員 ひとつ心配が起こらないよう  
万全の対策を講じてもらいたいと思うのです。  
大臣が帰つてこられましたので、ひとつ質問を

七条に当てたいと思うわけなんですか。ここでは、従来の書面手続によつても出願することができる、ことを保証しておるわけです。ただ、それらの方々については政令で定める期限内、三十日間ということが予定されておるらしいですが、その間に磁気ディスクに記録すべきことを求めなければならぬ。ただし有料。せめてこの法律を実施するに当たつて、少なくとも、きょうはただ、明くる日は何がしかの手数料が取られるというようなことが生じるわけでございますが、先ほども申し上げましたようにこのシステムの導入というものは各般にわたつての大きな激変でありますので、それぞれの出願者の権利を守るために、過渡的な措置として、具体的に申し上げますならばたとえ二年間でもこれを免除するというよ<sup>う</sup>な、そういう考

え方を持たれることはできないかどうか、お答え

願いたいと思います。

○武蔵國務大臣 先ほどからそれぞれ御心配いただいて、そういう御質問をいただいておるわけでございますが、残念ながら私どもそれは、先ほどもちよつと触れましたけれども、公平という立場からいつて二年間でも免除するということはなかなか難しいので、ぜひ御理解をいただきたいと思うでござります。

○和田(貞)委員 それができないとすれば、四十条に言うところの手数料が出てくるわけなんです。が、これを最低限考へてもらいたいと思いますが、今特許庁としてどの程度のお考へを持つておられるのかわかりませんけれども、できるだけ軽減した手数料にしてもらいたいと思います。もしも大臣の方でこの程度を考へているということが言えるのであればお答えいただきたいと思いますし、もしそれができないとするならば大体の目安をひとつお述べもらいたいと思います。

○武蔵國務大臣 金額を申し上げるというの大変難しい話でございまして、私どもとしてはできる限り低廉にということを申し上げるのがあれでございますが、せっかくの御質問でござりますので、今特許の出願文書をワープロ入力するための市場価格が大体一万七千円から二万円程度じゃないかということのようでござります。そこで、この書面の電子化に関する手数料につきましては、できるだけ合理化に努めてまいりますと役所では一万二千円ぐらいかなというようなところが試算として実は今出てきたわけでござりますけれども、その程度までは何とか下げていけるのじやないかというのがめどでございまして、正確にはやはりできる限り低廉にというのが正確な答弁でございまして、あえて数字を挙げるとおっしゃると、大体その辺をめどにして今後試算をし、できるだけ出願者、特に文書をもつて出願される方々にこれはサービスをしていかなければいけないわけでございますから、その辺をめどにして努力をしていきたいと思っております。

○和田(貞)委員 その金額は大体どのくらいの期間持続をされようとしておりますか。

○吉田(文)政府委員 一般論でお答えさせていたくので大変恐縮でございますが、手数料をそう頻繁に変えるということは私どもの慣行としまして大変困難でございますので、ある程度継続的にその金額でまいりたいというふうに考えております。

○和田(貞)委員 希望としては、できるならば、

今金額は出ましたけれども、やはり漸次上げていくとしてももっと安い値段で手数料を考へていたいと思いますことをひとつ希望意見として申し上げておきたいと思うのです。

この法律が公布されて一年以内に施行ということが本文で出ておりますが、あちらこちらの文章を見てみると、まだ法律ができるおらぬのに、特許庁から配付されるいろいろな書類に、何かこの秋とか十月とか、勝手にひとり歩きしているわけです。これはまことにけしからぬ話だと思うのです。私は先ほども申し上げておりますように、これは出願者あるいはその代理人になじんでもらうためにはかなりの月日を要すると思うのです。そのためには、きょうはもう五月に入ろうとする

四月の末です。これがまた參議院の方に行つて審議されて、いつ成立するかわかりませんが、できるだけひとつあわてないで、あなたの方も準備期間が必要であると思いますが、出願者の方や代理人の方もやはり準備が必要であるわけです。十月のところがあるものでござりますから、今事務当局ともいろいろ打ち合わせをいたしまして、何とか十一月一日くらいの施行という形でいかがであろうかということを考えておるわけでござります。いずれにいたしましてもこれは「政令で定める日」ということになつておりますけれども、あえて私ども今事務当局でその辺の両面を考えた場合には十二月施行というところがあまあとのところにはないだらうかということをございまして、そんなところで御理解をいただければ大変幸いかということをございます。

○和田(貞)委員 十二月一日と言われましたけれども、これも希望ですが、政令で定める日についてではございませんが、政令で定める日と法律上はなつておるわけではありません。この点につきましても、最早最初の点でございますが、周知徹底を徹底的にやるべく特許庁としても努力をしろというようないふね話であつたかと思います。この点につきましては、電子出願制度に出願人の方々が円滑に対応していくためには十分な試行、訓練を行つてもらうことが重要だというふうに私ども先生の御指摘どおり認識しております。特許庁としては、電子出願制度に出願人の方々が円滑に対応していくためには十分な試行、訓練を行つてもらうことが重要だというふうに私ども先生の御指摘どおり認識しております。

○吉田(文)政府委員 御質問は二点にわたつてあります。まず最初の点でございますが、周知徹底を徹底的にやるべく特許庁としても努力をしろというようないふね話であつたかと思います。この点につきましては、萬全の備えをしながらこの新しいシステムへのシフトを図つてしまいたいというふうに思つておきます。

それに関連するわけですが、この十二月一日からにするのかあるいは来年の四月一日からにするのか、これは定かでございませんが、それまでに出願人あるいは代理人に十分になれもらつたために、特許庁側としても十分にひとつ努力が必要

れは反省をしなければならぬ点だと私は思います。

そこで、いずれにいたしましても、こういうのは周知徹底をしていかなければならぬ新しい仕組みでござりますから周知徹底をしていかなければならぬわけでございますが、しかしまだ一方、きょういろいろ御指摘をいたしておりますよう非常に滞貨が多いわけでございまして、一日も早くそれぞれの権利を得たいという方々にとつては一日も早く権利の付与をしてあげることがこれまた一方大切でござりますから、せつからくこういうベーパーレスの計画を進めることはそういう面からいえば非常に大切なことだろうと私は思うのでございます。

そういう面において、一方においては周知徹底という点からいえば相当期間を置いてからやつた方がいいと思いますし、一方からいくとやはり早くやつてあげた方がいいのではないか、この二つのところがあるものでござりますから、今事務当局ともいろいろ打ち合わせをいたしまして、何とか十一月一日くらいの施行という形でいかがであろうかということを考えておるわけでござります。

それが可能ということであるならば、あなたの方で入力されたコピーを出願者ないしは代理者の保管のためにも、指定機関を借用しないということではございませんが、心配もこれあるので、そのコピーをいただけるというようなことができないかどうかといふことをひとつお答え願いたいと思います。

○吉田(文)政府委員 御質問は二点にわたつてあります。まず最初の点でございますが、周知徹底を徹底的にやるべく特許庁としても努力をしろというようないふね話であつたかと思います。この点につきましては、萬全の備えをしながらこの新しいシステムへのシフトを図つてしまいたいというふうに思つておきます。

それに関連するわけですが、この十二月一日からするのかあるいは来年の四月一日からにするのか、これは定かでございませんが、それまでに出願人あるいは代理人に十分になれもらつたために、特許庁側としても十分にひとつ努力が必要

であろうと思いますので、ぜひともこのことについて、試行とか訓練等についてひとつ配慮してもいいたいと思います。

それから、先ほどの書面提出者に關係しますが、書面によつて手続をした者が、七条によつてあなたの方から磁気ディスクに記録しなければならぬ場合に、そのためにはあなたの方の指導によるようになります。

うような御質問だったと思います。

この点につきましては、残念ではございますが、私どもは、先願主義という建前あるいはだれが照合するのかというような照合の責任と経費負担というようないろいろな問題がござりますので、後出しのディスクへ紙出願を切りかえるということは、紙の出願をされた日を優先日として設定する以上難しいかと思いますが、先生の言われました後段の、出願人が不安を持つことのないよう、作成された磁気ディスクにつきましてそのコピーを実費で出願人に頒布するという点につきましては、それが可能となりますよう検討してまいりたいというふうに思います。

○和田(貞)委員 紙出願の場合は二十四時間郵送することができたわけですねけれども、二十四時間特許庁が受け付けるということにはならないわけでございますので、これが八時までというとなるらしいのですが、これに伴ってやはり職員の皆さんが今までと違った変則勤務になつていくわけですね。あるいは、既に紙出願をされた願書あるいはこれからもなお紙出願も残すわけですから、その紙出願の処理と新しいシステムでの出願の手続の受け付け、これが当分並立していくわけですから、事務的にも作業的にも極めて混乱していくわけですね。これらに伴つてやはり人員をふやしていくということも、いかに電子情報処理組織ができたとしても、冒頭申し上げましたように審査の処理期間を短縮するというならば根本的に職員の増員ということがなければ結果的には不可能だと私は思うのです。そういうことを含めて、職員の労働強化にならないよう、あるいは変則勤務努力をしてもらいたい、このように思うわけなんです。

そのこととあわせて、今度のこの新しいシステムで、もちろん法律で決められた指定処理機関あるいは指定調査機関、それ以外に委託等々やられ

ていくわけですが、今職員の皆さんのが一番心配を

しておるのは、労働の変化とともに本来の特許事務としての公務の内容がどんどんと委託業務に変化していくことにならないかということも心配をしておられる一つであろうと思いますので、これらの点について今後十分労働組合なり職員の皆さんと相談をしてもらいたい、納得できるように話し合いをしてもらいたいと思うのですが、ひとつお答え願いたいと思います。

○吉田(文)政府委員 特許庁職員の労働条件につきましてはこれまでにも十分いろいろと配慮をしてまいりましたところでございますが、ペーパーレス計画の推進に当たりましては、必要な人員の確保、勤務時間の適正な管理あるいはVDT作業関係者の健康管理などを含めまして、十分きめ細かな配慮を行つてまいりたいというふうに考えております。

また、外注委託の問題でございます。外注委託

の問題につきましては、オンライン受け付け時間につきましていろいろ残業などの問題がないかと

いうような点、御心配であられるのかなという感じもいたしますが、私どもとしましては、行財政改革が進められております中で、民間の能力を活用しながら迅速的確な権利付与のための総合的、体系的な施策を展開してまいりたいというふうに考えております。その際、今回の法律案にありますような外注化に当たりましては、指定機関制度を導入する等、公正な業務の遂行ができるよう十分意を払いつつ、民間能力の活用を図つてまいりたいと思っております。

○和田(貞)委員 時間がありませんのでこれで終

から、代理業務が代行業務に変化をしていかない

よう、この変化によって職域というものを持ちつと守つていくようにしてあげていただきたい、その点は十分分配慮してもらいたい、このよう

○渡辺(光)政府委員 お答えいたします。

アメリカから見まして日本の特許制度でございまますとかあるいはその運用面について、いろいろ批判と申しますか注文と申しますか、そういうふうに思いますが、その点は最近特にふえてきております。その点は特許登録をする前に異議の申し立てといふべきだとして質問を終わりたいと思います。

○吉田(文)政府委員 まず、代理代行業務の問題でございますが、私どもとしましては、弁理士法の条文に沿いまして解釈をして、厳格に運用してまいりたいというふうに思つております。また、指導員制度につきましては、弁理士さんを中心にしておこなうべきではないかというふうに思つております。例で申し上げますと、日本の場合には特許の登録をする前に異議の申し立てといふべきだとして質問を終わりたいと思います。

○和田(貞)委員 終わります。

○浦野委員長 森本晃司君。

○森本委員 我が国におきまして明治十八年、専

充特許条例として工業所有権制度が創設されました。百年の歴史になつてくるわけでございますが、

昨年は特許庁の新しい庁舎が完成し、先日も私、見せていただいたわけでございますが、日本の国際的な立場等々、対応できるすばらしい建物ができたなと実感した次第でございます。この制度ができるまで百年の間、日本の技術の導入あるいは技術開発の推進あるいは技術向上に大変な功績を残してきたことは言えるのではないかだろうか。

殊に日本の特許が世界のトップレベルになつた、四一%を占める状況で出願件数があるという状況

になつてきたわけでございます。そうした中で日本に対しても、アメリカが保護主義的な政策の一環として我が国の特許制度及びその運営について批判を強めていると我々は聞いていますのでありますし、またそのとおりであります。

一体それは、その点とおりでありますけれども、弁理士の皆さん心配もまたこれあり、機械化することによって非弁理士、弁理士の資格のない方が機械を操作する、いわゆる出願手続きをするということも可能になります。

そのため、そのこと等を中心とし

て、ゼひともひとつ、弁理士法という法律がある

のだから、国家試験で弁理士さんという資格を

お答え願いたいと思います。

それから、もう一つ制度の問題がございましたが、この制度の問題につきましては、現在国際的なハーモナイゼーションというものがいろいろな形で続けていかなければいかぬ、こういふふうに思つております。

それから、もう一つ制度の問題がございました

が、この制度の問題につきましては、現在国際的

なハーモナイゼーションというものがいろいろな形で進みつつございますので、ガットのウル

グアイ・ラウンドでございますとかあるいはWI

P.O.での国際ルールづくりといったような、そういう議論の中でむしろ議論すべき問題であろうと、うふうに考えておりますので、そういう方向でアメリカにも日本側の主張をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、一番の中心でございますと、運用面、とりわけ審査の遅延という問題につきましては、これは私どもも非常に重要な問題だと考えておるわけでござりますので、総合的な施策をとりながらその改善に努めていくということ、アメリカ側にも再三にわたって理解を求めているところでございます。

○森本委員 先般行なわれました日米構造協議の場

でも特許に関する問題が取り上げられたというふ

うに聞いていますのでございますが、どんな内容

が盛り込まれているのか、それから、それに対し

て我が国はこれからどのような策を講じていく

のかという問題について尋ねたいと思います。

○渡辺(光)政府委員 先般の日米構造協議の中間

報告の中で、知的所有権問題のところが「排他的

取引慣行」という項目の中で問題にされておりま

す。その中で具体的に触れておりますのは、先ほ

ど申しましたように、日本の審査遅延がアメリカ

側から見て一番大きな問題だということで審査に

関する事項が取り上げられておりまして、具体的

に申しますと、「五年以内に審査処理期間を国際

的に遅色のないものとする。」という日本政府の

考え方を出しているところでございます。

これに対しまして今後どういう対応をしていく

かということをございますが、今私どもの方でこ

の審査処理期間を短縮するために総合的、体系的

な施策の展開を行つておるところでございます。

若干、具体的な項目で触れさせていただきま

すと、まず、これまで着実に準備をしてまいりま

した総合的な機械化を図るためにペーパーレス計画

を今後も確実に着実な進展を図つて審査処理の改

善に役立たせるということをございますとか、あ

るいは審査官等の人員を継続的に拡大していくこと

でございますとか、さらには民間の機関

による活力を使ってサーチ業務を外に出していくとか、あるいは審査調査員と言つておりますが、審査の実務に非常に習熟した特定の専門家の方を特許庁の非常勤職員という形でお願いいたしまして、審査官の仕事を大幅に助けていただくといふことがあります。したがいまして、私どもとして、審査官の仕事を大幅に助けていただくというようなこともございまして、また一方では、出願人の方にもいろいろ御協力をいたしかなければいかぬだろうと思つておりますので、出願に当たつて、あるいは審査請求するに当たりましてその対象を極力厳選していただきたいというようなことをお願いしているところでございます。それからまた、特許の出願の中には、特許を取ることが目的というよりは他者の特許に対して先行技術として防御をしたいというようなものもあるわけでございまして、我が國はこれからどのような策を講じていくのかという問題について尋ねたいと思います。

○渡辺(光)政府委員 先般の日米構造協議の中間報告の中では、知的所有権問題のところが「排他的取引慣行」という項目の中で問題にされておりまして、その中で具体的に触れておりますのは、先ほど申しましたように、日本の審査遅延がアメリカ側から見て一番大きな問題だということで審査に關する事項が取り上げられておりまして、具体的に申しますと、「五年以内に審査処理期間を国際的に遅色のないものとする。」と

このように思つておるわけですが、このことを可能であるかとおもいしておるわけでござります。このような総合的な対策をとつてまいりますことは、やはりこの五年以内に審査処理期間を国際的に遅色のないものとする」ということでもございま

す。

○森本委員 今の答弁の中で、「五年以内に審査処理期間を国際的に遅色のないものとする。」そのように努めていこうということで、いろいろとペーパーレス計画あるいは人員の充実等々、今述べていただかたわけございますが、国際的に遅色のない処理期間というのはどれほどと考えていらっしゃるのですか。

○渡辺(光)政府委員 まず現状をちょっと申し上げさせていただきますが、我が国の場合には、最近の実績で申しますと処理期間が三年一ヶ月ぐらいというような期間になつております。これに対しまして、ヨーロッパの中で代表的なヨーロッパ特

許などの最近の実績で見ますと二年半ぐらいになつておりますし、アメリカの場合ももっと短くで一年半程度というのが最近の実績になつておる

わけでございます。したがいまして、私どもとしては国際的に遅色のないというのは、やはり日本の審査期間が国際的に見て遅過ぎるということがないようになりますという趣旨に考えておりますので、必ずしも特に何年ぐらいあるは何ヵ月ぐらいため、今申しましたような外國の様子というものを

特許庁の非常勤職員という形でお願いいたしまして、審査官の仕事を大幅に助けていたくというふうなことを大目に助けていたくというふうなことを大目に助けていたくといふことがあります。したがいまして、特許の出願の中には、特許を取ることが目的という

よりは他者の特許に対して先行技術として防御をしたいというようなものもあるわけでございまして、我が國はこれからどのような策を講じていくのかという問題について尋ねたいと思います。

○森本委員 日米間の特許の問題としては、日本側が一方的に攻撃されているような気がするわけあります。アメリカの特許制度にもいろいろと問題があるように思えるわけです。例えば外国人のものを受け付けないとか、あるいはアメリカ自身も、先発明主義でいくとその発明がいつであったのかといふことを調べるのに随分暇がかかるとか、そういう問題等々があると思うのです。今我が国だけが言わわれていますけれども、一体アメリカの特許制度にどんな問題がありますか。

それから、我が特許庁は、言われるばかりではなに、アメリカのそういう制度に対して具体的に指摘しているのかどうか。また、我が方の立場をしつかりとアメリカに主張しているのかどうか。その点を伺います。

○渡辺(光)政府委員 今先生から御指摘ございましたように、世界の特許制度を横並びで眺めてみると、実はアメリカの制度の中に国際的な潮流がありますが、それはアーティクルの制度が国際的な潮流から離れていたときに、やはりこれだけ国際経済全体がボーグーレスになつてくる中では、発明主義の考え方方が適用されないと、いわば内外の差別的な扱いが制度の中にあるという点がござります。こういった差別的な扱いといふ意味では、実は運用面にもいろいろと指摘されていることがあります。こういった点は国際的な潮流から離れていただけに、やはりこれだけ国際経済全体がボーグーレスになつてくる中では、アーティクルの制度が国際的な潮流に乗つてもららざるを得ないということがござります。

そこで、具体的には、先ほど触れましたように、現在ガットのウルグアイ・ラウンドでございま

すから、特許期間の例を申し上げますと、日本とヨーロッパでは、大体特許された時点から何年あるいは出願から何年ということで、特に出願日からは一定の期間、二十年が多うございますが、そこから十七年という数え方がなされるだけ。そ

ういった形で一種のシーリングが定められておりたしますと、審査の期間が非常に長引いた場合でござりますとか審査の途中でいろいろな分割

されていますが、アメリカではそれが公開されないといふふうな問題もござります。それが公開されないといふふうな問題もござります。そ

W I P O で申しますと、来年の六月には、ハーモナイゼーションのための外交会議と言つておりますが、条約締結の会議が開かれる予定になつておりますし、それからカットの場合でございますと、今年末までに一応今回のウルグアイ・ラウンドを終結するといつふうになつておりますので、これらの機会を通じてハーモナイゼーションの議論が、アメリカも巻き込んで、進んでいくというふうに思つておるわけでございます。

それにいたしましても、アメリカの国内でのそういういったハーモナイゼーションの取り組みに対する積極的な世論の統一というのが少しおくれているのかなというふうに私ども見ている面がござりますので、そいついたアメリカの国内の世論が早急に統一される、それで日本が協力していろいろな場におけるハーモナイゼーションを推進していく、そういうことが一番大事だらうという点でこれはいろいろな場を通じまして日本としてもアメリカに対しても主張いたしておりますし、それから国際的な場でもそういういた趣旨の主張をして、ヨーロッパを初めほかの国々からも協力をいただいているところでございます。

○森本委員 大臣にお尋ねしたいのですが、今御答弁いただいた中で W I P O のハーモナイゼーション、すり合わせの論議が行われているという御答弁があつたわけでござりますけれども、これは特許制度の国際ルール化をしていく上で非常に歴史的な出来事ではないだろうかというふうに思つております。今の答弁の中にもございましたが、ハーモナイゼーション条約を検討するということでおきますが、我が国はどんな考え方でこの条約に向かつて臨んでいくのか、その点を大臣に御答弁願いたい。

○武藤國務大臣 特許の制度面につきましては、現在、W I P O におきまして各国制度を広範な項目にわたつて調和させる観点から、またガットにおきましては貿易関連の重要項目に焦点を当てまして、それぞれ国際的ルール化が進められているわけでございます。日本といたしましては、これ

らマルチの場における国際的ルールづくりが今後の国際経済の発展、貿易秩序の維持、技術開発の活性化の観点から必要不可欠であるという認識に基づきまして、世界第一の特許大国としての責任を果たすべく積極的に対応しておるところでござります。これまでも各フォーラムで建設的な提案等行つてきており、今後も、工業所有権に対しましてより適切な保護が得られるように積極的に貢献していきたいと存じております。

さらに、特許の適切な保護を国際的に実現していくためには、発展途上国の特許制度の整備が重要であるという認識も持っておりまして、この点におきましては、研修生の受け入れ、専門家の派遣あるいはまた英文抄録の送付、先行技術調査等の発展途上国協力をを行うとともに、W I P O におきまして、発展途上国協力のためのファンドも日本から出しておるところでございます。本年一月には発展途上国特許局長官等を我が国にお招きいたしまして、ラウンドテーブル会議を開催して、特許制度の効果的な活用につきまして議論を行つたところでございます。また、五月の連休中には W I P O における特許制度のハーモナイゼーションを推進するための先進国リーディングフォーラムがござりますけれども、今回は我が国の特許庁長官が議長を務めることになつておりますので、この先進国間の意見調整には積極的に貢献していく所存です。

○森本委員 先ほどからの議論の中で、アメリカから一番やかましく言われているのは審査処理の期間の促進ということであろうかと思うのです。日本は三年一ヶ月かかつてているということで、アメリカは一年半、ヨーロッパは二年少々という点から考へると、しかも世界の四一%を占めているのですから、その国がおくれているといふことはやはり国際的にも厳しく言われるところにあるわけです。同時に、特許の生命線は何かといふと、やはり急速で正確にその権利を付与していく、与えていくことが特許制度の生命線であるかとも思つてます。

そこで、十ヵ年計画のペーパーレス計画を今日まで進めてこられたわけでございますが、いよいよそれがきょうの審議の中から実際に行われようとするわけです。この話をいろいろな人にしますと、いよいよ世界初のペーパーレスを日本の特許庁はやつてすごい、先進的である、すごいものだ、ただ新しい建物を建ててそれだけの制度を入れて、そしてペーパーレス計画をやつたところで一體その促進効果はどれほどあるのか、ペーパーレス計画の効果は一体どれほどあるのかということをよく聞かれるわけでございますが、答弁願いたいと思います。

○吉田(文)政府委員 ペーパーレス計画の効果という御質問でございますが、ペーパーレスシステムにおきましては、例えば審査の際の検索業務のように、直接どの程度の時間が従来の紙方式に比べて短縮できるかというような面と、それから、事務処理手続のよう、一たんは短縮されますが、それからはその方式ですつと行くということで、カウントし得るのは一回二つ三つという側面、さらには、民間の方々に対しましてペーパーレス計画の中で御用意を申し上げる、例えば総合データベースなりFT-TERMシステムなりというシステムを御活用いただきまして、それによりまして民間の方々の出願あるいは審査請求がどの程度戻送化がなされるか、それによります効果といふうにいろいろな点を勘案いたしませんと、なかなか通常の計算によいましてはその効果をカウントアウトすることはできないわけでございます。

私どもとしては、例えば審査の際の検索作業、これを紙方式から電子方式に切りかえることによりまして、現在のところ、例えば高分子の分野等におきましては八十五分の時間の節約ができるというふうに計算をしておりますし、各種の事務手続におきまして一ヶ月かかつてていたものが一週間でできる、一週間かかつていたものが即日で終わるなどは通常一週間以上の時間がかかる現状の紙ではかかるわけでございますが、これが即日行われるようになります。民間側におきましても役所側におきましても多大の効果は上げますが、それを総合いたしまして何割の効率アップということがあります。これまで各フォーラムで建設的な提案をしており、今後も、工業所有権に対しましてより適切な保護が得られるように積極的に貢献していきたいと存じております。

さらに、特許の適切な保護を国際的に実現していくためには、発展途上国の特許制度の整備が重要であるという認識も持っておりまして、この点におきましては、研修生の受け入れ、専門家の派遣あるいはまた英文抄録の送付、先行技術調査等の発展途上国協力をを行うとともに、W I P O におきまして、発展途上国協力のためのファンドも日本から出しておるところでございます。本年一月には発展途上国特許局長官等を我が国にお招きいたしまして、ラウンドテーブル会議を開催して、特許制度の効果的な活用につきまして議論を行つたところでございます。また、五月の連休中には W I P O における特許制度のハーモナイゼーションを推進するための先進国リーディングフォーラムがござりますけれども、今回は我が国の特許庁長官が議長を務めることになつておりますので、この先進国間の意見調整には積極的に貢献していく所存です。

また、審査処理の促進に当たりましては、このペーパーレスシステムのほかに定期増でございますとか、審査調査員制度の採用でございますとか、あるいはサードオフィスを行つて、はたまた民間の出願人等の方々に対しまして審査請求あるいは出願の戻送化等をお願いするというような総合的な施策の効果によりまして、今後五年以内に国際的に遡色のない審査要件処理期間になし得るものと確信をしているところでございます。

○森本委員 そのペーパーレス計画によって、審査についても紙から電子にかえると八十五分短縮されるという長官の答弁でございました。私も特許庁の建物の中へ入れていただいて、実際に審査の効果によりまして、今後五年以内に国際的に遡色のない審査要件処理期間になし得るものと確信をしているところでございます。

○森本委員 そのペーパーレス計画によつて、審査等においても紙から電子にかえると八十五分短縮されるという長官の答弁でございました。私も特許庁の建物の中へ入れていただいて、実際に審査の効果によりまして、今後五年以内に国際的に遡色のない審査要件処理期間になし得るものと確信をしているところでございます。

しかしながら、審査の判断をされるのはやはり人間であります。したがつて、その審査官といふのは非常に——その人にもちよつと話を聞くまつた。そういうところから見ると、非常に専門的、技術的な知識が必要だと思うわけでありますけれども、そういう人材の確保コンピューターによつて八十五分短縮できますけれども、人間もや

はり確実に確保していくかないと、これはとてもじゃないけれども、促進には最終的にはつながつてこないと思いますが、人員確保についてどのよううに考えておられるのか、どれほどの人数を考えておられるのかという点、お伺いします。

○吉田(文)政府委員 御指摘のとおり、審査業務の中核は判断業務でございます。残念ながらこの判断業務は機械に置きかえるということは現在のところ不可能でございまして、どうしても質の高い審査官を所要の員数、特許庁で集めさせていた私ども、かねがね幾つかの大学におきまして特許講座を開設するなど、工業部系統に対しまして私どもの特許行政の理解を広めさせていただくといふようなこともやらさせていただきまして、何とか所要の員数の手当てをこれまでしてまいったところでございます。

お尋ねは、多分実際の員数、所要の員数ではなくて、枠としても足りないのではないかという点であろうかと思つておりますが、これまで特許庁、五十五年度ピーク時に九百五人おりました審査官が六十三年度に八百五十三人まで減少してまいりました、それと同時にといいますかたまたま軌を一にいたしまして、諸外国等から審査遅延問題を強く指摘されるに至つたわけでございますが、幸い風向きを変えることはできまして、昨年度三十人、本年度も三十人の予定でございますが、この苦しい行財政事情の中で増員をお認めいただいたわけでございます。私どもは、今回このペーパーレンジシステムによります電子出願を順調に開始させていただくことができますれば、それを契機にいたしまして、再度、総合的、体系的に講じさせていただいております現在の審査処理促進方策につきまして、全面的に再検討をさせていただきまして、所要の員数増、定員増と申しておりますが、この点につきましても再度検討を加えてみたいといふふうに考えております。

○森本委員 優秀な審査官というのは一朝一夕にできるわけでもないと思ひますし、きょう採用し

たから、人数を三十人ふやしたから、すぐにはそれだけの分がアップしていくわけでもない。

これはやはり積み重ねというのも極めて大事な要素になつてくると思うのです。果たして今長官がお答えになりました三十人、確かに行政改革の中で、非常に厳しい中ではございますけれども、だくということが必要になるわけでございます。

私ども、かねがね幾つかの大学におきまして特許講座を開設するなど、工業部系統に対しまして私どもの特許行政の理解を広めさせていただくといふようなこともやらさせていただきまして、何とか所要の員数の手当てをこれまでしてまいったところでございます。

お尋ねは、多分実際の員数、所要の員数ではなくて、枠としても足りないのではないかという点であろうかと思つておりますが、これまで特許庁、五十五年度ピーク時に九百五人おりました審査官が六十三年度に八百五十三人まで減少してまいりました、それと同時にといいますかたまたま軌を一にいたしまして、諸外国等から審査遅延問題を強く指摘されるに至つたわけでございますが、幸い風向きを変えることはできまして、昨年度三十人、本年度も三十人の予定でございますが、この苦しい行財政事情の中で増員をお認めいただいたわけでございます。私どもは、今回このペーパーレンジシステムによります電子出願を順調に開始させていただくことができますれば、それを契機にいたしまして、再度、総合的、体系的に講じさせていただいております現在の審査処理促進方策につきまして、全面的に再検討をさせていただきまして、所要の員数増、定員増と申しておりますが、この点につきましても再度検討を加えてみたいといふふうに考えております。

○森本委員 優秀な審査官というのは一朝一夕にできるわけでもないと思ひますし、きょう採用し

よなこととなつております。

また、お尋ねの増員計画でございますが、ヨーロッパ特許庁及び米国の特許商標庁におきましては、我が国に比べますと、電算化がややおくれてお答えになりました三十人、確かに行政改革の

お答えになりました三十人、確かに行政改革の

お答えになりました三十人、確かに行政改革の

たで、非常に厳しい中ではございますけれども、これはやはり積み重ねというのも極めて大事な要素になつてくると思うのです。果たして今長官がお答えになりました三十人、確かに行政改革の

お答えになりました三十人、確かに行政改革の

お答えになりました三十人、確かに行政改革の

お答えになりました三十人、確かに行政改革の

お答えになりました三十人、確かに行政改革の

お答えになりました三十人、確かに行政改革の

お答えになりました三十人、確かに行政改革の

お答えになりました三十人、確かに行政改革の

お答えになりました三十人、確かに行政改革の

お答えになりました三十人、確かに行政改革の

うに考えております。具体的には、審査処理期間の短縮を図るために積極的に先行技術調査の外注を行つているところでございますが、平成元年度には一万件、本年度には予定でございますが二万件の外注を行つておられます。また本年

度から、予算が通ればございますが、審査調査員制度の創設を予定しております。この審査調査員には法律的あるいは技術的に十分な知識経験を有し、かつ審査業務にも通曉している方々を非常勤職員として特許庁で働いていただきまして、審査の予備的な見解書の作成に当たつていただきたいというふうに考えております。もちろん今

だけ定員増を必死になつてやらざるを得ないという事態になつておりますと、アメリカにおきましても、ヨーロッパにおきましても、近時点では二百人以上の員数の採用を目指しているようでございます。

一つ事情が違いますのは、我が国におきましては、採用させていただいた方々の定着率は非常に高いわけでございますが、例え米国におきましては、採用させていたいたい方々の定着率は非常にふやすのかということになつてくるかと思うのです。日本の役所の流れの中を見ると、非常に突出した特許庁の人数になつてくるかと思いまが、むしろこれは、諸外国と比べて見た方がその差というものは明確になつてくるのではないかと思ふわけですねけれども、アメリカというのは、審査官の人数、それから一人当たりの取り扱い件数、そういうのは欧米では一体どうなつてているので、どうなつかそのようなことにはならないというふうにも聞いておりまして、その分だけでも少々大目に採用せざるを得ないというような事情もあるようですが、いずれにしろ、採用予定期数というのは我が国に比べますと大変多いということは申し上げられようかと思ひます。

○森本委員 一人当たりの処理件数、アメリカはヨーロッパ等々と比べてみると、日本はアメリカに對して倍であつたり、ヨーロッパに對しては四倍以上という状況で、これは大変な審査官一人当たりの処理件数になつてゐると思うのです。今三十人が員員予定されておると言われますが、これはヨーロッパやアメリカに對いつこうとして人当たりの処理件数になつてゐると思うのです。

件の特許と実用新案の出願でございますが、これに対しまして審査官数が現状で八百八十三人でございます。一方、米国におきましては、出願数が八年におきまして十四万八千件でございますが、これに対しまして審査官数は五千五百四十一名でございます。ヨーロッパ特許庁におきましては、五万二千件余りの出願に対しまして千三百二十一人の審査官といふことをでございます。

一方、一人当たりの審査官の処理する案件数でございますが、八八年度の日本におきましては二百三十九件でございます。これに対しまして、アメリカ特許商標庁におきましては約九十三件、ヨーロッパ特許庁におきましては五十一件といふふうに考えております。

そこで、そういった限界がある審査官の増員ではありますけれども、その他の方法として、民間能力の活用といったことが考えられるわけでありますけれども、これに対するどのように進められているのか。

○吉田(文)政府委員 御指摘のとおりでございます。そこで、私は内部に集め得る審査官数等に限界でありますから、できるだけ民間能力につきましてはこれを活用させていただきたいというふうに考えております。

十分チェックさせていただき、もちろんこの法律におきましても所要の法的な手当てをさせていたたまして公正さを担保するものを定めておりまます。例えは指定調査機関の場合でございますが、「役員又は職員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること」また指定調査機関が「調査業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて調査業務が不公正になるおそれがないものであること。」が指定の基準としてこの法律で示されております。公正さは、私どもはこのような指定基準を遵守することによりまして十分担保されるものといふように考えております。

また、実際に調査業務を行うに当たりまして、公正性の担保がなされなくなるときには、業務規程の変更、役員等の解任命令、さらに指定基準への適合命令をかけるなどによりまして改善を図ることが可能でございますし、最悪の事態で、それでも改善が困難な場合には指定の取り消しを行ふことも可能でございます。さらに、秘密の保持につきまして、指定調査機関の役職員等に対しまして守秘義務を課するとともに、違反した場合の罰則規定も御用意させていただいている次第でございます。

○森本委員 次に、世界最大の特許大国である我が国がいよいよ画期的な世界初の電子出願ということで、ペーパーレス計画が行わゆるとするわざでございまして、この法律自体も極めて画期的な法律ではないかと思うのです。また、特許庁がこういったペーパーレス計画を推し進めしていくことによって、我が国のいろいろな官公署の書類も、特許庁のそれがうまくいけば、よき例を見ながら、そういうの今回のすばらしい計画であると思うのですが、一方、先ほどからのいろいろな質疑の中

に出でくるわけでござりますけれども、個人や中小企業あるいは小さな弁理士事務所で町の弁理士として町の発明家を育て、そういった人たちの手足となつておられる皆さん方に対しても十分な配慮をしていく必要があるのではないか。今回のこの法律が出てくるときに一番実感したのは、その辺への配慮を果たして特許庁はどこまで考えてやつておられるのか。後でまた大臣もお見えいただいだときに申し上げたいわけでござりますけれども、余りにもこの法律を強引に拙速にやろうとしている部分があるのでないか。そのように申し上げますと、特許庁は、五ヵ年計画の上に乗つて今日までに十分にやつてしまいまして、ということにはなるのですけれども、いろいろな方の意見を聞きますと、十分な配慮がされていないと思われるところは多々見受けられるわけでござります。

そこで、まずそういった方に配慮をしていくと、いうことからも考えまして、この電子出願の受付を開始するに伴う書面の手続について伺いたいわけありますけれども、従来書面で出していたものを今回同じように書面で出した場合に、それを電子化するエンタリーアー料、これを出願人が出さなければならぬということになりますね。特許庁から言われている規定どおりのJIS規格で打ち出してきてフロッピーディスクで渡すことができるとしても、そうでない人、これはそ

れはそれでいいとしても、そこのところでは一体どれくらいあると想像されているのでしょうか。そういう人たちは事実上の料金値上げとかも思えるような感じを受けるわけです。特許庁は、決して料金値上げではございません、それは別のもとでございますと言つてござりますけれども、実質的出願手数料の値上げと、今まで紙で出して通つていた人にとってはそのように受けとめられてもこれは私は間違いないと思います。

○吉田(文)政府委員 まず、数字でございますが、そこで、個人や小規模弁理士事務所のために、しばらくはこのスタートの段階でそういうた費用としてついて、我が国のいろいろな官公署の書類も、そういうものを特許庁が負担するわけにはいかないのか、その点を御答弁願いたい。

私たちの調査した結果によりますと、時点を秋といたでいるところでございまして、環境は整いつつあるというふうに申し上げ得るのではないかと思つております。

このような状況を前提にいたしまして、いろいろ法律論的にも考えますと、電子出願をされる方との公平性についてのバランス論などもございまして、私どもは、紙出願をされる方につきましては、秋にスタートをするという前提で調査をさしていただきた結果、全体のうち約二割が当初は紙で出願をされ、三五%の方々は最初からオンラインで出願をされ、残りの四五%の方々がFDを御利用なさるというような調査結果でございました。

それから、紙出願につきましては、弱者に対するいたわりというような観点から、これを当初は少なくとも無料でできないのかという御質問の御趣旨かと思ひます。私ども、中小企業あるいは個人事業者等の方々に対しましては、先ほど御説明申し上げておりますように、周知徹底のためのデモンストレーションあるいは指導事業、相談事業、さらにモデルルームの設置等を通じまして電子出願システムに対しまして御理解を深めていただくという努力とともに、現に共同利用端末を利用して出願をしていただくというようなことを考えているところでござりますし、また、これらの方々が現に設備を購入されようというような場合に備えまして、商中、中公、國金という中小企業関係金融機関、さらに中小企業事業団の金融措置、また信用保証協会を通じる保証業務というような各種の施策を、これら電子出願のための設備を購入される方々に要望に沿うように御用意を申し上げておりますし、また、購入あるいはリースで設備を備えられた場合におきましては、中小企業税制の中で手厚い税制措置の御準備などをさしきりますが、弁理士さんの事務所などでも、九七%の事務所におきましては既にパソコンあるいはワープロを備えておられる、また、特許庁におきましても利用し得るパソコン、ワープロ等の開発、市場への提供を関係メーカー等に要請さして

もう一%にも満たない、○・六%くらいだと伺つていいわけですねけれども、では、それ以外の人はほとんどワープロで打つてくるというわけです。そうすると、書面で出す人は、今手書きの人は町のワープロ屋へ出されていると思うのです。標準的な特許の出願に際して町のワープロ屋さんに出願したときの金額は大体どれくらいになるんですか。それと特許庁の、先ほど大臣が御答弁いただいた一万二千円とは安いのかどうかということを比べてみないとこれはわかりませんから、その辺はいかほどのものですか。標準で結構です。

○吉田(文)政府委員 お尋ねの町のワープロ屋さんに出願書類のワープロ打ちを頼んだ場合の経費でございますが、私どもの調べたところによりますと、願書本文で一万七千円から二万円、さらに図面でござりますとか表でございますとか各種の式等がござります。仕上がりベースといたしまして一万五千円から三万二千円というふうに認識をしております。

一万二千円が比較上どうだという御質問の御趣旨だったと思いますが、私ども今回の考え方は、一万一千円に相當いたします紙は願書の本体と呼んでいいような部分でございまして、明細書ですか要約でございますとかクレーム等というふうに考えておりまして、図面あるいは表、式等につきましては、これは逆の意味でのFD出願をなさる方とのバランス論もございますので、これらにつきましては特許庁で一括して負担をさせていただくということで考えております。

したがいまして、現在紙出願を町のワープロ屋さんの手を経てなさっておられる方に比較をさせていただきますと、大変低廉なことになるというふうに認識をさせていただいております。

○森本委員 長官、今のをもう一度確認させていただくのですけれども、要するに文面とそれから図面がありますね。この二つを持っていった場合に、町のワープロ屋へ行きますと、文面と図面とで二万五千円から三万二千円かかるということですね。これは大体、その数字、間違いないですか。

○吉田(文)政府委員 そのとおりです。

○森本委員 そうですね、両方あわせて持つていいますと、書類だけだと一万七千円ということですね。特許庁は、書類と文面とが一緒になつても先ほどの大臣の答弁の一萬二千円、果たして一万二千円かどうかわかりませんが、極めて低廉な額、一万二千円という数字で受け付けようということについては間違いないですね。

○吉田(文)政府委員 正確な用語で確認をさせていただきたいと思いますが、私どもは、願書、明細書及び要約書につきましては御自身でお支払いをいただく。図面、表、式等につきましては特許庁でお支払いを申し上げるというように考えておりまます。

まして、この点は法文上も「磁気ディスク」と「ファイル」との使い分け等で明確になつていて、この点は法文上も「磁気ディスク」と「ファイル」との使い分け等で明確になつていていかないというふうな感じを、この議論あるいはいろいろな御陳情を受けているうちに実感いたしました。どうかそういう点についても、なぜその辺を皆さんかわからぬかというと、政令、省令になつておりますから皆さんがわかりにくいけれど、普通、町の、私の事務所にもワープロがあるわけでござりますが、私の事務所で使つたワープロで特許庁に出してもそのワープロディスクは受け付けてもらえない。それはなぜかといふと、JIS仕様にかえて提出をしなければならないというわけであります。ところが聞きますと、JIS仕様というのはまだ余り町に普及されていない。それも確かにそうでありましょう。私もパソコンフレット自体はここにある社のパソコンフレットを手に入れておるわけですから、一体、JIS仕様に転換できるソフトあるいはそいつた機種は、この場所ですから社名は結構ですが、大体何社ぐらいが開発されて、開発が果たして進んでるのかどうか。特許庁がこの制度を取り入れたときにそれを皆さん買いため操作できるくらいに普及しているのかどうか、その点について伺いたいのです。

○吉田(文)政府委員 まず、JISの仕様とJISで使っている文字でございますが、これらは各社の現在出しておりますワープロの文字等の下敷きになつているものでございまして、例えば漢字につきましては一〇〇%同一であるというようないいに既にJIS仕様は、仕様といいますと様

そのワープロ等々をコピーを実費でお分けさせていただく体制にしておりますというのは先ほど答弁の中にはあつたように思つわけでございます。書類だけだと一万七千円というふうに思つわけでございます。特許庁は、書類と文面とが一緒になつても先ほどの大臣の答弁の一萬二千円、果たして一万二千円かどうかわかりませんが、極めて低廉な額、一万二千円という数字で受け付けようとして実費と言つておられることは、ちよつとこれは大まかな額で結構ですか。

○吉田(文)政府委員 数字でございますが、私は數千円と思つておりますが、ちょっと正確なところは詰めてみる必要がございますので、御容赦いただければ幸いでございます。

○森本委員 その辺が今度の流れの中で出願者に十分御理解いただいてない部分があるのではないかと思つておられます。

○森本委員 その辺が今までの流れの中ではなかなか御陳情を受けていたるうちに実感いたしました。どうかそういう点についても、なぜその辺を皆さんかわからぬかというと、政令、省令になつておりますから皆さんがわかりにくいけれど、普通、町の、私の事務所にもワープロがあるわけでござりますが、私の事務所で使つたワープロで特許庁に出してもそのワープロディスクは受け付けてもらえない。それはなぜかといふと、JIS仕様にかえて提出をしなければならないというわけであります。ところが聞きますと、JIS仕様というのはまだ余り町に普及されていない。それも確かにそうでありましょう。私もパソコンフレット自体はここにある社のパソコンフレットを手に入れておるわけですから、一体、JIS仕様に転換できるソフトあるいはそいつた機種は、この場所ですから社名は結構ですが、大体何社ぐらいが開発されて、開発が果たして進んでるのかどうか。特許庁がこの制度を取り入れたときにそれを皆さん買いため操作できるくらいに普及しているのかどうか、その点について伺いたいのです。

○吉田(文)政府委員 まず、JISの仕様とJISで使っている文字でございますが、これらは各社の現在出しておりますワープロの文字等の下敷きになつているものでございまして、例えは漢字につきましては一〇〇%同一であるというようないいに既にJIS仕様は、仕様といいますと様

式の方も入りますので、正確に申し上げますと、JISで使われております文字は普及をしている方式であるというふうにまず御認識をいただければと思います。

さらに、何社ぐらい、何種ぐらいのソフトなどを開発あるいは販売をされているのかという御質問の点でございますが、現在、コンバーターソフトの開発状況といたしましては十社六十六種のソフトが開発されておりまして、そのうち既に販売をされておりますものは四社二十五種でござります。これらの中には本準一〇のものと四〇のものと両方が入つてあるというのが実態でございます。

JIS仕様というは、要するに習熟に対する期間をどのように考えているのが、対策はどうのうに考えておられるのか、お尋ねをしたい。

○吉田(文)政府委員 先生、 $\frac{1}{2}$ を例示されましたが、 $\frac{1}{2}$ の場合には、1と2につきまして、半角にするというらしいですが、半分の大きさの文字を使うということでお答えを申し上げたいと思いますが、 $\frac{1}{2}$ の場合には、1と2につきまして、半角にするというらしいですが、半分の大きさの文字を使うということでお答えを申し上げたいと思います。

それから、正確な用語を忘れましたが、JIS規格というのはどういうお話をあつたように思いましたが、JIS規格では七千文字近くのものが採用されておりまして、漢字につきましては各社のワープロ等との差異はございません。ありますのは、記号でござりますとか数字の書き方等でござります。

どうしてこういうJ I Sを採用したのかといふ点でございますが、私ども、その出願をお受けするというだけではなくて、特許庁の方から出願人等の方々に対しまして送達なども行うわけでございます。その辺で、せつかくオンラインで通知あるいは送達を特許庁から行いました場合に、市販のワープロをはみ出す文字などを特許庁の様式の方で使っておりますと、せつかく送ったものが文字などが飛んでしまうという逆の心配もござります。それから、各社で出されておられるワープロ等で利用しております文字等が甚だばらばらでございます。ばらばらでございますが、中核はいずれもJ I S仕様になつてゐるということでございます。まして、また、特定のいすれかの企業の製品を使つといった面が非常に心配されるわけです。我々も、これは破損の心配あるいはデータの消失等々、それが本邦で唯一の公開された統一的な様式であるということともいかがかというようないろいろな要因を考え合わせまして、私どもは、J I S規格が本邦で唯一の公開された統一的な様式であるということからこれを採用させていただいたという経緯でございます。

D 自体の欠陥によるエラーというものはまずない  
うふうに認識をしております。  
○森本委員 一度実物を後でも見せていただきたい  
と思うのですが、送るのは何か特別な袋か何かで  
あるのですか。町市販されている封筒の中に入  
れて送っても送れるのですか。  
○吉田(文)政府委員 お答え申し上げます。  
カートリッジに入れた上に段ボールで包みまし  
て郵送していただければ十分でございます。  
○森本委員 次に、オンラインの手続について伺  
いたいわけでございます。  
オンライン手続というのは、話で聞きますと、  
八時ぐらいで今のところめどとして受け付けを終  
わるよう、これは職員の皆さんの勤務状況も兼  
ね合わせてのこととございますけれども、そうい  
う状況になりますと、オンラインで出願している  
人たちにとって支障はないのでしょうか。  
○吉田(文)政府委員 オンライン手続の場合に何  
時までカバーすれば出願の何%をカバーできるか  
という点につきまして、私ども慎重に調査をさせ  
ていただいております。その結果、九六%は八時  
まで時間が可能でありますとカバーをされるとい  
うことに調査結果でなっております。  
また、それではオンライン手続をされる方々が、  
それ以降はどうしてくれる、郵便局は二十四時間  
体制ではないかという御質問の点でございます  
が、この点につきましては、オンラインでは簡単  
にFDに対しましてダウンロードできます。した  
がいまして、その際打ち出した紙により、あるい  
はダウンロードしてつくったFDを郵送するとい  
うことで、厳しい一日争いの場合などにおきまし  
ても十分対応していただけるものと考えております。

取りで五百万から六百万、レンタルですると月一十万円程度、それは情報が入ってきますからそれほどの投資をされても大丈夫かと思うのですが、そのほかにデジタル通信回線への加入には八万円から十四万円程度かかるところです。こういった設備を備えられる人はまだ結構として、中小の皆さんで、あるいは小規模な弁理士事務所の皆さんでそれをなかなか手に入れることができない場合、これは情報の差というのが大きくなっていますね。設備したところとしていらないところの情報量の差というのは、これは随分違ってくると思うのです。そこで、先ほどいろいろと中小の皆さんのためにということで、税制の優遇措置等々長官からお答えいたいたわけですが、それども、これは本気になつて、そしてそういった方々が同じ情報量で、しかもそういう機械を導入するにつれては低廉な金融制度をきちんととしていかなければならぬ、あるいは税制上の優遇措置をきちんとやつていかなければならぬ、これは長官の先生どんの答弁以上のものいろいろとこれからもやつていかなければならぬと私は思つてゐるところ置かれます。

ていいのですか。  
○吉田(文)政府委員 発明協会の各都道府県の支部に設置をさせていただくことにならうかと思いま  
すが、お答えはそのとおりでございます。各都  
道府県の県庁所在地ということにならうかと思いま  
ます。  
○森本委員 特許というそいつた特殊なもののが  
共同利用ですから、普通、製造業者がみんな集  
まって何か加工するというふうな共同利用とは、  
その特許という特殊性から角度は違うと私は思つ  
のです。自分と一緒に共同でやる人が場合によつ  
てはライバルであるかもわからない。そういった  
意味から考えると、共同利用体制の整備、それか  
ら協業体制の確立、強化というのは極めて必要で  
はないかというふうに思います。長官の考え方  
をお伺いしたいと思います。  
○吉田(文)政府委員 御指摘のとおりでございま  
して、私どもは常駐の人もいるようにしたいと  
思っておりますし、またシステム上も、例えば前  
に共同利用端末を使用された方の記録が残って  
後の人気がそれを読み取ることができるというふう  
なことになつては困りますので、いろいろと工夫  
をしてまいりたいというふうに考えております。  
○森本委員 オンラインの中で、先般もある銀行  
のオンラインが休みの前にスタッフしてしまつ  
て、それで大変なことが起きたというふうなニュー  
スも流れておりますし、あるいはまたファクシミ  
リの盗聴問題等々が社会的問題にもなつてている。  
この点で非常に心配されるのはハッカー、ウイル  
スへの対策であります。これは我々がちょっとと説  
明を聞いただけで、私たち自身頭の中でとても理  
解できるようなものではないわけでございます  
が、ハッカー、ウイルス対策は万全であるかどうか  
か。

繰り返しませんが、システム的にもそれから各種の設備面におきましても、私どもは十分対応できることになっているという確信を持つております。

○森本委員

時間も迫つてまいりまして、大臣も

お戻りいただきましたので、先ほどの和田委員の質問の答弁の中にもありました、再度大臣に確認をさせていただきたい。また長官の答弁で一万二千円という数字もいただきましたが、ぜひ手数料につきましては低廉なものをお願いしたいといふに思います。大臣、先ほどは一万二千円という数字を出していただきましたが、手数料についてもう一度答弁を願います。

○武藤国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、私どもとしては、お答えをするのはできる限り低廉なというのが公式答弁でございますけれども、せっかくの御質問でございますので、先ほどと同じことでございますが、いろいろと調査をいたしますと一万七千円から二万円というものが相場のようでございますので、できるだけ合理化に努めまして、役所いたしましては一万二千円前後というところまでが限界のようでございますので、そこまでは何とか低くするように、これから努力をさせていただきたい、こう思っております。

○森本委員 これも和田委員の質問と重なるわけですが、一番皆さんの方への陳情の中でも多いのは実施時期でございます。十月から実施しようと特許庁はもう前々から考えておられたに違いない、こう思います。

それは、私またま、余りこういったことはわからないのである社の特許に必要なパンフレット、ペーパーレス化時代へ対応する機種のカタログを取り寄せましたら、そこにこう書いてあるのです。「平成二年秋より、特許・実用新案の出願や中間手続」云々が「電子化されます。」ある社は秋からだということでもうパンフレットを出しているわけです。私これを見まして、この会社が勝手に秋ということを決めたのかなと思つたんです。ところが、昨年の九月一日の「時の動き」という

政府刊行の本を見ますと、これは「特許行政の新時代」ということで特集になつてるのでござりますけれども、この中で長官が大宅さんと対談しております記事が出ているわけです。この対談の

記事の中で、長官これはお忘れではないと思います、ここに三人写っていますから、そこでわざわざ見出しもついておりまして、どう書いてあるかと申しますと、大宅さんの質問に対して長官は「ペーパーレスシステム自身は、現在準備中で

すが、それを運用する器は六月に完成しております。来年の秋から、いわゆる「電子出願」というものを行つていただけることになろうかと思つています。」「秋」ですから、十月でないということは秋ということで、これの「秋」とも余り変わつておません。ところがさらに、何もはじくて読んだわけではありませんが、さらに読んでみますと、これは六十ページの「ルポ」「特許庁出願課を訪ねて」というところに「来年十月からペーパーレス計画」が実用化という大きな見出しがあるのです。その中で「来年十月からはいよいよ実用化の運びとなります。」ということで、これはたしか勝手にどこかが出たわけではないと思います、総理府編集の「時の動き」でございますから。

一つの物事を進められるのに時期を見定めないで進めるということはやはりあり得ないことがとありますし、秋という意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだったしかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。しかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。しかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。しかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。しかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。

○武藤国務大臣 特許庁もペーパーレス計画はもう五十九年から進めてきたわけでございますし、

先ほど来いろいろ御議論いただいておりますように、やはり一日も早く日本の審査期間が短縮されようにということは世界的にいろいろ言われておられます。

それ同時に、未来のことになりますが、町にて言つたことと思ひます。当然法律が成立をしなければ幾ら政令で定める日とありますても実施時期が決まらないわけでございますから、そういう面ではあくまでそれは希望的な観測であったと思うのでござります。

いずれにいたしましても、先ほど御答弁を申し上げましたとおり、事務当局とよく打ち合わせをいたしまして、とにかく確かに急がなければならることは、今世界の国々が日本の特許を出願申請をしてから早くやつてくれ、こういう声が強いわけでござります。これは国内からもそういう声が強いわけでござりますが、さらに読んでみますと、これが一回も早くこういうペーパーレス計画が実用化の運びとなります。」ということです。これはたしか勝手にどこかが出たわけではないと思います、総理府編集の「時の動き」でございますから。

一つの物事を進められるのに時期を見定めないで進めるということはやはりあり得ないことがとありますし、秋という意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。しかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。しかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。しかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。しかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。

○武藤国務大臣 特許庁の中も、私もこの間見せさせていただきましたけれども、なかなか普通の人には入れる場所と何か入れない場所といろいろあります。そこで、それをあげることも一つ大事なことではないだろかというふうに私は思つてこころでござりますが、それがいつまで遡るかでござりますが、しかし、せつからくのあれだけの立派な建物でござりますから、許される範囲で見学をしていただくようなことはぜひ努力をさせていただきたいと考えておられます。

の皆さん、町の発明家の皆さん方に配慮した、そういう制度で、また運営であつていただきたいことを心から望ります。

は今全国でそれぞれ百七カ所、約八千六百人の少年少女の発明グループがあると伺っております。

未来を担う子供たちが創造性豊かにいろいろなものをこれから開拓し、発明していくことが大事だ。その土壤をも大いに養つていかなければならぬ。特許庁はさらにこういった少年少女の発明グループの育成に力を入れていただきたいと願うところであります。その代表何人かをこの新しい特許庁の庁舎に呼んで、そしてあの館内を見学してから早くやつてくれ、こういう声が強いわけでござります。これは国内からもそういう声が強いわけでござりますが、さらに読んでみますと、これが一回も早くこういうペーパーレス計画が実用化の運びとなります。」ということです。これはたしか勝手にどこかが出たわけではないと思います、総理府編集の「時の動き」でございますから。

一つの物事を進められるのに時期を見定めないで進めるということはやはりあり得ないことがとありますし、秋という意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。しかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。しかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。しかし、これは法律がまだできていないときでもありますし、秋というのはいかにも早過ぎるのでござりますが、そういう意味でめどとして秋あるいははないかなというふうに思うのです。考えておられたのは十月からで、十一月のことだった

十月として推し進められたことは理解できます。

○武藤国務大臣 特許庁の中も、私もこの間見せさせていただきましたけれども、なかなか普通の人には入れる場所と何か入れない場所といろいろあります。そこで、それをあげることも一つ大事なことではないだろかというふうに私は思つてこころでござりますが、しかし、せつからくのあれだけの立派な建物でござりますから、許される範囲で見学をしていただくようなことはぜひ努力をさせていただきたいと考えておられます。

○森本委員 終わります。

○浦野委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 まず法案そのものに入るに先立つて、工業所有権をめぐる世界の動きと我が国の対応についてお尋ねをしておきたいと思います。

工業所有権についてはW I P Oなどでの討議で日本立場がかなり違うということです。ところが日本構造協議の中間報告では、W I P Oなどで「我が国としては、米国と共にこれらの場における議論に積極的に参加、貢献していく」と約束しております。立場がかなり違うのに米国とともに貢献するとい

うのはどういうことになるのか、こういう約束で今後日本の自由な発言が制約を受けることにならないか、まずお尋ねをします。

(委員長退席、古賀(正)委員長代理着席)

○吉田(文)政府委員 先生御指摘のとおり、日本では若干立場を異にする点はございます。しかしながら、これを先進国対東欧諸国というような観点から眺めますと、日本は大きな枠の中におきましては同じ枠に入り、同じ船に乗っているというふうに考えることができると思います。私どもはWIPOあるいはガットの場におきます議論の促進及びよりよき工業所有権の保護のための努力という観点におきましては米国と立場を同じくするものでございまして、そういう観点を踏まえまして、ともすればいろいろ問題があるので面倒でかなわぬなという風情が見えないでもない米国に対しまして、ともに積極的に貢献をしましようということを申し上げた次第でございます。

○小沢(和)委員 アメリカでは上院で我が国の特許制度の改善を求める十六項目の附帯決議がなされていますが、私もこれを読んでみますと、この中にはアメリカの勝手な思い込みや対等な独立国間では考えられないような一方的な要求が多いのではないかと思いますが、長官、どうお考えでしょうか。

○吉田(文)政府委員 私どももあの十六項目につきましてはつぶさに検討させていただきましたが、中には大変な誤解や理解不足というような点もございます。また一方におきまして、審査処理の促進を指摘しているような部分もございます。

○小沢(和)委員 「日本語以外での出願を受け付けない」というようなことが非難する項目の中に挙がっているのですが、まさかアメリカでは日本語で受け付けているところでございます。

○小沢(和)委員 この点はどうか。我が国では日本語以外で受け付けないのは当然ではないかと私は思うので

すが、この点、念のためお尋ねをしておきます。では公用語で受け付けるというのが主流であると申しますと、米国とフランスは外国语の出願をそのまま受け付けております。そのほかの国では公用語で受け付けるというのが主流であると申しますと、米国とフランスは外国语の出願をそのまま受け付けております。そのほかの国では公用語で受け付けるというのが主流であると申しますと、米国とフランスは外国语の出

付けるということは法律ベースではないのではないかと思つております。ただ、一部に運用上そういうものも存在しないわけではないというのが現状でございます。

一方、WIPOにおきます協議におきましては、外国语による出願の受け付けを認めるべきかどうかにつきまして現在議論がなされておりまして、まだその帰趨は明らかなどころまでは至っておりません。

○小沢(和)委員 私は、アメリカからもこういうような要求がいろいろ出てきていますが、逆に日本としてもアメリカに対していると言ふべきことがあるのではないかと思うのです。この点については大臣にお尋ねしたいと思いますけれども、アメリカのいわゆる先発主義といふのは、これももう全く国際的に孤立をしておりますし、それだけでなく、アメリカでは外国人に対する先願主義などの差別的な待遇を行つておる。これについては、日本としては当然改めろということを主張すべきではないかと思いますが、こういう主張をすることを含めて、今後国際的な場で日本の主張を明確に貫いていく大臣の決意をお尋ねしたいと思います。

○武藤国務大臣 先ほど来御議論がいろいろありましたようにハーモナイゼーション、いろいろ国際的なルールをつくるうということで日本も積極的に今努力をしておるわけでございまして、アメリカに対しても具体的にどういう形で主張していられるかは長官の方から答弁をさせます。

○吉田(文)政府委員 アメリカに対する主張でござりますが、先発主義、あるいは公開主義を採用していないこと、さらに出願から二十年以内の権

利というシーリングがないこと等を国際的に眺めますと、ややユニークな制度が見受けられるわけになります。中でも先生御指摘のとおり、先願をそのまま受け付けております。そのほかの国では公用語で受け付けるというのが主流であると申しますと、米国とフランスは外国语の出願をそのまま受け付けております。そのほかの国では公用語で受け付けるというのが主流であると申しますと、米国とフランスは外国语の出

付けるということは法律ベースではないのではないかと思つております。ただ、一部に運用上そういうものも存在しないわけではないというのが現状でございます。

一方、WIPOにおきます協議におきましては、外国语による出願の受け付けを認めるべきかどうかにつきまして現在議論がなされておりまして、まだその帰趨は明らかなどころまでは至っておりません。

○小沢(和)委員 中間報告で、「五年以内に審査処理期間を国際的に遜色のないものとする。」といふふうに約束をしております。この点については、先ほどヨーロッパが三十ヶ月で処理をしているということを念頭に置いておられるということが同僚議員に対する答弁でわかりましたけれども、特許庁の方からいたいた資料では、アメリカでは一年半程度で処理をしている。そうすると、アメリカの一年半に比べると日本が二年半というのではまだ長いというようなことで、まだこれが尾を引くようなことはならないかどうか、この点お尋ねをしておきます。

○吉田(文)政府委員 私どもは国際的に見まして、西ヨーロッパ諸国、これらの国は特許の問題等につきましても大変な先進国でございますが、これらの国はの処理期間の動向をも眺めながら、本件につきましては最大限の努力をしてまいりたいということがあります。

○小沢(和)委員 先ほど来御議論がいろいろありましたようにハーモナイゼーション、いろいろ国際的なルールをつくるうということで日本も積極的に今努力をしておるわけでございまして、米国に対しましても、同じようない会議で顔を合わせておる人たちでございますから、よもやヨーロッパ並みに日本がなったときにそれ以上のことをさらに要求してくるかどうかについては現在即断はできませんが、私としてはそのようなことのないことを当然のように感じております。

○小沢(和)委員 いつも会議で顔を突き合わせておる人たちは理解してくれていると思うということは、もう数

うなお話ですけれども、問題はアメリカの上院などがああいうような決議を突きつけたりしておることにあるわけあります。そちらの方はやはり心配があるわけなんでしょう。もう一度お尋ねしておきます。

○吉田(文)政府委員 大変鋭い御指摘でございまして、かねがね私どもは先発主義の先願主義への切り替えということを強く主張し、要求をさせていただいておるところでございます。本件につきましては、いずれの項目もWIPOで議論をしております二十数項目の中に入つておりますして、私どもは来年の六月に向けまして、このような場を通じまして米国の説得に努めてまいりました。この点につきましては、いついうふうに考えております。

○小沢(和)委員 では、後は法案の中身についてお尋ねをしたいと思います。

○小沢(和)委員 では、後は法案の中身についてお尋ねをしたいと思います。

○吉田(文)政府委員 私どもは国際的に見まして、西ヨーロッパ諸国、これらの国は特許の問題等につきましても大変な先進国でございますが、これらの国はの処理期間の動向をも眺めながら、本件につきましては最大限の努力をしてまいりたいということがあります。

○小沢(和)委員 これは、数字がはつきり示しているのではなく、出願人種別出願状況といふのをいたしましたが、一九八〇年と八八年を比較してみると、全出願数の伸びは三三・五%なんですが、上位百社はこれをはるかに上回る四七・一%の伸び、これに対して中小法人はほぼ平均ぐらいの三四・三%、驚くべきことに、個人つまり町の発明家の申請は二一%も減っているのですね。アメリカ筋などが促進を要求しているといふけれども、外国人の伸びの方は一八%ぐらいとどまっているのです。そうすると、大企業の出願

字で非常にはつきりしているのじゃないかと思う

のですが、いかがでしょうか。

○吉田(文)政府委員 私どもは、最近時点におきます特許等の出願件数の伸びといふものは、我が国の技術開発状況がハイテク分野にかなりの程度に集中しつつある、言いかえますと、ハイテク分野の出願件数がかなり伸びてきているというふうに感じておりますが、それを一面から見ますと今先生御指摘のとおり、大企業の出願が伸びていると

いうことも事実であろうと、いうふうに思います。

○小沢(和)委員 余り大した値打ちのないものをたくさん出願しているから、出願をしたが審査請求しないで放置するという件数がふえているのではないかと思うのです。いたいた資料を見ますと、審査請求率というのが五十三年は六七・一%だったものが、五十七年は六〇・一%まで下がっているわけです。これ以後の分については、まだ審査請求のいわゆる七年というのがたっていないから集計ができないのですが、私は、傾向としてはさらに低下傾向になつてているのではないかとこの数年の数字から想像するのですが、その辺はどういうふうになつておりますか。

○吉田(文)政府委員 審査請求の状況でございますが、最近の私どもの審査請求の厳選化の要請というようなこともございまして審査請求が慎重になされ始めているということは事実でございまして、それが数字に反映されてくることになろうかと感じております。

○小沢(和)委員 しかも、審査請求をしても認められない件数もかなり多い。このことはいわゆる公告率ということでおわかるのだと思うのですが、八八年が五七%、だから出願した総数との関係でいえば、公告決定までたどり着くのは結局三十数%というような感じになるのではないかと思うのですが、いかがでしようか。これは、諸外国の公

告率などと比べてみても本当に極端に低いということになるんじゃないでしょうか。

○吉田(文)政府委員 公告率につきましては、これは審査請求公告率かと思いますが、出願ベース

で見ますと、先生御指摘のとおり三十数%という

ことになつておりますと、先進国と比べますと高

いとは言えないというふうに思つております。

○小沢(和)委員 だから、特許庁はそういう大企業の技術開発競争のとばつかりで、随分いわばむだ骨を折らされているということになるのではなかと思うのです。本当にその価値のあるものだけを出願させるような強力な指導が必要だと思いま

ますが、その指導がどうなつてゐるか、そして、そ

れが成果が上がつて、いるかどうかお尋ねをしま

す。

○吉田(文)政府委員 特許庁におきましては、六

十年からいわゆるAP六〇、これは請求公告率を

六〇%を目標にしていただければ、という話でござ

ります。また六十三年度からは、AP八〇と称し

ておりますが、この公告率を八〇%に設定をして

やつていただければ、と、いうことで、出願上位百社

の理解と協力を得まして、この厳選化策を推進

させていただいているところであります。

○小沢(和)委員 次に、今私は、審査処理期間長

期化の第一の責任は大企業にあるのではないかと

申し上げたのですが、第二の責任は、私は政府自

身にあるのではないかと思うのです。出願件数が

どんどん増大してきたのに審査官を大幅に減らし

ている。これでは未処理件数が急増するはずだと

思つて眺めてみると、昭和五十五年度には二百

二十六人であったものが、昭和六十三年度におき

ましては二百七十四人というふうに審査官の方が

ふえております。

先生御案内のことより、審査官、審判官、審判官

は、もともと審査官として活動していた方々が

やつて、実はこの間、その審判のおくれというの

が大変議論をされたような、若干記憶をたどつて

お答え申し上げるので恐縮でございますが、そ

ういう事態がございまして、それで、審査官の数に

ついて眺めてみると、昭和五十五年度には二百

二十六人であったものが、昭和六十三年度におき

ましては二百七十四人というふうに審査官の方が

ふえております。

○吉田(文)政府委員 特許庁の定員でござります

が、昭和五十五年度におきましては一千三百六十

七人おりましたが、昭和六十三年度に一千三百百二十一人と減少してまいっております。

たわけであります。それだけでなく、審査官のOBをことしから若干名、審査調査員として嘱託で採用して体制を補強するというふうに伺つていま

す。○Bの方々ですから、これはもう早速第一線の審査官と同じように戦力になる方々だと思うの

ですが、これはどれぐらい採用する予定でしよう

か。

○吉田(文)政府委員 現在採用計画を練つて、現在

ところどころですが、私どもとしては、ある程度まとまつた数になるよう期待をしておりま

す。この点につきましては、○Bの方々の現在

送つておられる生活との関連もありまして、現在

とにかく何人まで減らしたのですか。

○吉田(文)政府委員 数十名でござります。

○小沢(和)委員 それだけふやすと、それは私は

ある程度の未処理件数の解消に役に立つとは思う

のです。しかし、きのうも長官などにもいろいろお話を伺つたり、現場も見せていただきましたけ

れども、現場の担当者は、コンピューター化をい

わゆる審査期間短縮の決め手のようと思つたら間

違つんじやないか、このコンピューター化によつて、審査の前段階になるいわゆる検索といふのにはもう非常な威力を發揮するけれども、それは審

査官の今までの仕事全体から見たら一割か二割程度だ、それで、あとの実際に集めてきた資料を読

んで、そして、これが確かに特許に当たるかどうかといふようなことを判定をするという仕事は

これは今までと同じように、いわば職人的にい

うのでありますか、やる以外にない、だから、どうし

ても人数をふやす以外にないといふことを言つておられたわけです。私は、今の程度の増員ではまだ不十分ではないかということを感じます

が、いかがでしようか。

○吉田(文)政府委員 厳しい行財政改革の中にお

きまして、特許庁としましても、必要な人員の確

保につきまして最大限の努力を払つておるところ

でございます。ペーパーレス計画を推進するに当たりましては、長期的な業務量の推移を勘案しながら業務体制等を検討してきておりまして、今後も、必要な人員について確保するよう、最大限の努力を払つてまいりたいと思つております。

○小沢(和)委員 ヨーロッパやアメリカなどと比較をした数字がこの特許庁の資料の中に載つておりますけれども、これを見てみると余りに違うわけですね。日本が一人の審査官で二百三十一件、それに対してアメリカは八十三件、ヨーロッパは五十件というふうになっているでしょう。欧米では、これでも過重負担だということで、一生懸命今審査官の増員を向こうもやっているわけですね。それで、八八年はどうだったのかということについて最新の数字を私きのういたしましてかれども、これを見ますと、アメリカが四十八人ふやして千五百四十一人に、ヨーロッパが百二十一人ふやして千三百二人にということです。だから、日本がさつき言われた程度ふやしたとしても相変わらずアメリカやヨーロッパと比べてみるともうまるで比べものにならない大きな開きがあるわけですね。私は、そういう意味では日本の審査官の皆さんの優秀さと過重労働に今何とか支えられているというのがやはり現状じゃないかと思うのです。だからどうしても、私は来年度以降も抜本的な増員を考えいかなければならぬのではないかとのお尋ねをします。

○吉田(文)政府委員 この特許庁の定員問題につきましては、欧州特許庁あるいは米国特許商標局との比較ということのはかにぜひお考えいただきたい点は、私どもが現在この定員増対策と並びましてペーパーレス、審査調査員制度、サーチ外注、さらに民間に対する審査請求の厳選化等の対策でございますが、これらの総合対策は欧州特許庁あるいは米国特許商標局あたりではやられていないことでございまして、先生御指摘のように、審査に当たりまして判断業務を担う審査官の存在、これは疑うべくもなく正しい話でございますが、私は

どもは総合的な対策の展開によりまして審査処理の促進を図つてしまいりたいと思います。

しかしながら、定員問題につきましては、午前中にお答え申し上げましたとおり、私どもは、このペーパーレスを無事スタートすることができるようになりますから、その際に再度審査処理促進の観点から各種の施策を総合的に検討してみたいというふうに考えておりまして、定員問題もその中に加えてまいりたいと思つております。

○小沢(和)委員 まだはつきりしないからもう一遍お尋ねをしますけれども、見直しをするというふうに考えておりまして、定員問題もその中で加えてまいりたいと思つております。ただいうふうに理解してよいのかどうか。ヨーロッパなどに比べて、それは検索などについて委託をするとかほかの手を打つていてるというふうには伺うけれども、しかしそれでカバーできる部分というのは私は大したことにはならないのじやないかと思うのですね。やはり抜本的な人員増以外にはないというふうに私は認識しますけれども、いかがでしょうか。

○吉田(文)政府委員 定員問題をめぐります四回の状況をつぶさに検討しながら、この定員問題につきましても私は検討し直してみたいというふうに考えております。

○小沢(和)委員 それから、今検索の委託の話が出たのですが、私はこれは審査促進の要因になり得るというふうに考えておりますけれども、本当にそうなるかどうかはどれだけの水準の人たちをそこに確保できるかどうかで決まると思うのですよ。信頼度が低くて、また検索をやり直したりということになつたのは、これはかえつて能率が低下するのではないかというふうに思いますが、ども、その見通しの方はどうなつておりますか。

○吉田(文)政府委員 現時点までで受けている報告によりますと、大変いい結果が出ているということで、所要の人員につきましても、本年度、一万件ふやしまして二万件になるわけでございますが、この体制にも支障のないような努力がなされ

てゐるというふうに聞いております。

○小沢(和)委員 それから、今私は審査官を抜本的にふやす必要があるということを申し上げたのですが、今度はもう一つの懸念として、コンピューター化によつて一般の事務官がどうなるかなどということをお尋ねしたいと思うのです。当面は

従来の処理方式とコンピューター方式とが並行してやられるので、かえつて事務量はふえ、複雑化するのではないか、だから一般の事務官も減らすなどということはあり得ないのではないかというふうに、私はきのう見学をした印象として感ずるのですが、この点はいかがでしょうか。

○吉田(文)政府委員 先ほど申し上げましたように、必要な人員の確保につきましては最大限の努力をしているところでございますし、またペーパーレス計画を推進するに当たりましては、長期的な業務量の推移を勘案しながら業務体制等を検討してまいつておりますが、このようなコンセプトの中で必要な人員の確保を図るよう努力をしてまいりたいと思っております。

○小沢(和)委員 今後さらに進んでいけば新しい処理方式が軌道に乗つて、一般の事務官の人たちの職種転換とか配転とかいうような問題も起ころうと思うのですが、その際は、本人の希望を十分聞き、事前の教育を行うなどの対策をとるのは当然だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○吉田(文)政府委員 特許庁におきましては当初から、ペーパーレス計画の具体的な実施に向けまして各種の庁内の委員会等を開きまして、十分な期間を確保しまして各職場などの意見を聞き、訂正の必要なところは訂正しながら、ローリング方式と呼んでおりますが、このペーパーレスの推進につきまして検討を進めてまいっております。本年秋から予定しております電子出願につきましては、先ほどああいうような御議論の結果、十二月一日ということで考えてまいりたいと思っておりま

えます。

○小沢(和)委員 次に、新しい処理方式の中心になる大型コンピューターの運行管理を委託するというふうに聞いておりますけれども、そのことについては法案の中にはありません。したがつて、その社員には守秘義務が課せられていないと思いますけれども、私が伺つたところでは、民事契約で秘密を守る責任を負わせるようにしているところですけれども、急のためにお尋ねをしておきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 運行会社の職員につきましては、刑罰をもつて保護すべき発明等に関する秘密を知り得ないような業務ということを前提にさせていただいておりますので、そのような法的な措置は講じなかつた次第でございます。

○小沢(和)委員 いや私は、運行管理といえば然機械が正常に動いてるかチェックするというような格好をとれば、それこそまだ十八ヵ月未満の公開すべきでないようなものについてもそれをデータとしてとり出したりするようなことも、そんな悪意のある人がいるとは思いませんけれども、これはやろうと思えば運行管理全般の中でそういうことも可能ではなからうかというような懸念を持つから、そのところをお尋ねするのですが、いかがでしよう。

○吉田(文)政府委員 運行管理の会社の方々が未公開の発明の内容にかかるデータなどを見て取り扱う業務を行うという予定は考えておりまません。またコンピューター室などについての入退室につきましても厳重な管理や監視のもとで行うと

いうことになりますので、御懸念はないかと思つております。

○小沢(和)委員 それから、今までペーパーレス化計画のために膨大な財源を投入してきました。そのこともあって特許特別会計は財政悪化の傾向

一応の達成で今後は黒字に経常的に転換をしていくのか、この点見通しと、今後もこういう傾向が続くのであれば対策が必要になってくるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田(文)政府委員 先ほどこの点については触れさせていただきましたが、これまでのところ、私どもは特許特別会計につきまして収支相償という原則のもとに厳格に管理をしてまいらせてきました。今後につきましては、審査処理促進の観点からの施策のための経費あるいは出願審査請求の動向というような、今後少々時間をかけて眺めてみなければいけないようなフリクターはございますが、これまでと同様収支相償の原則にのつとりまして私どもの行政が円滑に展開できますように運営管理をやってまいりたいとうふうに考えております。

○小沢(和)委員 大臣がお戻りになりましたので、最後に大臣にお尋ねをしたいと思います。

私が尋ねしたいのは、先ほどから議論になつております中 小企業や町の発明家などが書面で出願をする場合には、コンピューターに入力をするための費用を別に負担をさせるという問題であります。私は、これは全体として特許行政が大企業などに非常に便利な措置をとる半面では、こういう中小企業や町の発明家へのサービスの後退に実質的にはなるのではないかと思うのです。出願者間の公平ということを午前中言われておりましたけれども、非常に資金力を持つ人たちもそれから持たない人たちも同じ負担をするというのは、私はこれは形式的な公平であつて実質的な公平ではないのじやないかと思うのです。大臣はどうお考えか、最後にお尋ねして終わります。

○武藤国務大臣 これは今、特許特別会計でやつておるわけでございますし、それをお出しをいただいている皆様方に対しても、皆さん、いや、い

いよということになれば、またこれは話は別かも  
されませんが、私どもとして、先ほど申し上げた  
ように公平な原則からいくと、確かにもう先ほど  
来皆さんおつしやっているとおり、町の発明家  
とか中小企業者というのは非常にお気の毒だと私  
は思うのですけれども、全体的な行政からまいり  
ますとなかなかそういうふうにはいかないと思いま  
すので、先ほどから申し上げているように、許  
される範囲の、できる限り安くさせていただいて、  
それだけの御負担だけは願わなければいけない、  
こういうふうに考えていてるわけでございます。  
○小沢和委員 これで終わりますけれども、先  
ほどからの議論では一万二千円とかいうような金  
額も出てきたようですがれども、私としては、願  
わくはゼロにすることをもう一度希望して終わり  
ます。

○浦野委員長 川端達夫君。

○川端委員 大臣、長官 どうぞよろしくお願ひ  
します。

私は、民社党を代表して、ただいま議案となっ  
ている工業所有権に関する手続等の特例に関する  
法律案について幾つか御質問させていただきたい  
と思うのです。

この法案の経緯を見ますと、長年にわたつての  
特許庁のベーバーレス計画という、いわゆる時代  
の最先端を目指して、なつかつ現在問題になつて  
いる特許審査のおくれ等々に対し解决をしてい  
こう、なおかついろいろな部分で情報提供を含め  
て新しい時代を目指していこうという、この努力  
に関しては評価をするものでありますけれども、  
ただ、非常に新しい観点から、日本の法体系で  
も非常に珍しいというか先進的な内容を含んでい  
るということ、いろいろと実施に際しては今まで  
の物の考え方との整合性、あるいはそのときの  
いろいろな、まあ初めてですから、不安、そういう  
ものを解消していくことがぜひとも必要で  
はないかなどいろいろ思ひますし、そういうこと  
に関して幾つか御確認をさせていただきたいと同  
時に、御質問をさせていただきたいというふうに

私自身も議員にさせていただくまでは研究所におりました技術屋でありまして、みずから特許を出願をしたことも何回かあります。そういう意味で、この工業所有権というものの大事さというのは痛切に実感をしておりますと同時に、非常に時間がかかる。手続が暇がかかると同時に審査がなかなか答えが出ないとということはひしょしと実感をしております。

そういう中で、今回、日米構造協議の課題となつて、アメリカからも指摘をされ、そして四月六日の報告では、国際的に遜色のない水準に審査期間をする、五年をめどに、ということまで一応自国の責任においてやるという、一つの約束だと思いますが、されたわけですが、今回、今三年一ヶ月かかる。それがヨーロッパで約二年半ですか、アメリカで一年半、そういうもののときに、今その三年一ヶ月かかるという部分で一番のネックになつているのは何というふうに分析をされているのかということをまずお伺いをしたいと思います。

思ひのとおりですけれども、私はこれは大事なことだと思います。例えば、ある製造業ですと、物をつくる、そのときにコストを例えれば三割下げたい、あるいはコストバリュエーションなどということいろいろな手法がやられるわけですけれども、コストが三割といわすにもう少し下げられないかというときに、製造コストですと、製造過程においてどの段階でどういう時間がかかり費用がかかるかということはかなり詳細に分析をする、そしてその中で一番のネックとなる部分、あるいは二番目にネックとなる部分、そういう部分に対してもくらいの投資をすることによってどれくらいの効果が出るかということを分析をして投資をする。新しい時代の技術がいろいろあるといつても、それにただやみくもに投資をするのは答えは出ないわけですが、今回も特許に関しても随分の投資をされるわけです。現実にペーパーレスということをおやりになるのですが、そういう評価をどういうふうにされたのかということをお尋ねしたいかったわけですね。ということは、先ほどからの御答弁を聞いていますと、審査期間が短くなるのは間違いない、しかし、どれぐらいになるかということはまだ今の時点ではっきりわからないということです。国際的に遜色のない水準に五年でするということまで目標としてははっきり掲げられたときに、これだけの大きな新投資をされたきた中で、その見通しがはつきりしないということと自体非常に奇異に思ひます。少なくとも、国際的遜色というのが歐米並みの二年半ないし一年半なのかもよくわかりませんし、件数がふえたといったとしても、件数を少なくするということはできない話であります。そういう意味では人的な要因を少しはおふやしになるようですがれども、それと、先ほど来の、検索のときには八十五分ですか、短くなるという部分が、例えば何十日の中の八十五分であればほとんど意味がないわけです。前提条件はいろいろありますし、不確定な要素もありますが、本当にこれをやつたときに、うまくいけばこれぐらにはなるということぐらの見

通しはお持ちだと思うのですが、どうなのでしょう。○吉田(文)政府委員 大変「もつともな御質問でございまして、私どもいろいろな計画を推進しあるいは新たな施策を展開するに当たりましてはかなり詳細なシミュレーションなどをさせていたたいておるわけでございます。

ただ、御理解を賜りたい点がございまして、これは従来から数字を掲げますと直ちにそれがコメントメントにつながるということいろいろ外国人からもひどい目に遭つてまいりたという歴史がございまして、私どもは、いかにアメリカにたたかれましても、また内部で言われましても、確たる数字で固まつたということは現時点ではなかなか言いづらいということもこれありますと、数字につきましては発表させていただきことを御遠慮させていただいているのが現状でございます。八十五分の話にいたしましても、御疑惑はごもっともでございますが、計算すると出てまいりわけでございますが、一案件数百分のうち八十五分ということで、私どもはその都度いろいろな試算はさせていただきながら、中でそれを議論の対象としてもみながら検討させていただいております。○川端委員なぜ冒頭でこういうことを申し上げたかといいますと、特許の出願人あるいはそういう代行をされる弁理士の皆さん、それから企業の方々を含めて、実際に審査期間が短くなつて権利化されるのが早くなるということは非常にメリットなわけですね。いろいろなことをみんなでやつていく、協力願いたいという部分に関しては皆さん積極的な姿勢をお持ちだと私は思うのです。この一連のものあるいは電子出願というのが効果があるというのは理解ができる。しかし、どれぐらいい効果があるのか。例えば期間がどれぐらい短くなるか。今のようなことでコミットメントするの大変だというのは確かによくわかるのです。私も物をつくる会社におりましたから、よくある話なのですが、いわゆる感度分析というのですか、

物をつくるのに一日かかる、例えば一日に百個しかできないということと、どこにあれがあるのでございまして、そういうことで自動化した機械を入れると、そういうことで自動化した機械を入れると、いろいろ吟討していつたら、実は物を移動するのに一番時間がかかるといったようなことはかなりあるわけですね。ですから、紙をめくつて調べるよりコンピューターでやつた方が早くなる、電子情報で入れた方がいいというのはもちろんのことですけれども、そんなにいいことだつたら特許に携わる者はみんないろいろな形で協力していくと思うのですが、そのことが実は少しもというよりはほとんど効かないというところにそういう姿勢が生まれにくい要因を一つはつくっているのだと思います。政治的な背景を含めて、国際的な状況の中いろいろコミットメントにつながるといふことは難しいのだ、これはよくわかるのですが、とはいっても現実に逆に日米構造協議の中間報告でいえばやはり一つの指針を示しておられるだけですから、そういう部分に行つたときに、これから実際に法案が成立して進んでいった時点ではやはり本当に恐らく長官の胸内は実際やつたところはやはり本當に、恐らく自慢できるのだと思いません、それから磁気ディスク、從来どおりの書面、それはどういうふうに推移をしていくと予想されうにしていただきたい。

そういう中でまた幾つか御質問させていただきたいのですが、実際やり出したときに、オンライン、それから磁気ディスク、從来どおりの書面、それはどういうふうに推移をしていくと予想されうとしていると思います。その部分をやはり少しでも早く出すよけてございます。○川端委員なぜ冒頭でこういうことを申し上げたかといいますと、特許の出願人あるいはそういう代行をされる弁理士の皆さん、それから企業の方々を含めて、実際に審査期間が短くなつて権利化されるのが早くなるということは非常にメリットなわけですね。いろいろなことをみんなでやつていく、協力願いたいという部分に関しては皆さん積極的な姿勢をお持ちだと私は思うのです。この一連のものあるいは電子出願というのが効果があるというのは理解ができる。しかし、どれぐらいい効果があるのか。例えば期間がどれぐらい短くなるか。今のようなことでコミットメントするの大変だというのは確かによくわかるのです。私も物をつくる会社におりましたから、よくある話なのですが、いわゆる感度分析というのですか、

程度に減少いたしまして、その分に相当いたしました。○吉田(文)政府委員 済みませんが、そういうふうな調査結果になつております。また、これでやや中期的に見ますと、オンライン出願比率が一層上昇いたしまして、FDあるいは書面による出願比率が低下傾向になるものというふうに予測をしております。

○川端委員 トータル的な予測をされましたけれども、どこで仕切るかは私は専門的でないので

ちょっととよくわからないのですが、非常に規模の大きい特許事務所あるいは大きな企業と契約をしているかなり人数の多いところ、それからいわゆる中小零細といいますか、極端にいえばお一人で

おやりになつていて、弁理士さんが一人ないしは二人というふうな規模とでは、当然資金力、仕事量を含めて違うと思うのですが、そのあたり特許

局の方でどういう分類をされているか知りませんが、いわゆるそういう中小の弁理士、特許事務所

での書面の比率というのはどんなふうにお考えで

しょうか。そういうお調べはないでしょうか。数

字がばつと出なければ結構です。

○吉田(文)政府委員 済みませんが、そういう分類をしてなかつたものでござりますから大変恐縮でございますが、私どもは今申し上げました三五、四五、二〇の比率がそう大幅に変わるものではないのではないかとうかといふふうに思つております

が、数字の根拠は今持ち合わせておりません。

○川端委員 なぜこういうお尋ねを突然したかと

いいますと、今度のオンラインをするには、今

段階では恐らく一千万くらいお金がかかるのでは

ないか。機器が五百万くらいですね。一千万が高過ぎるとおっしゃられれば、少なくとも五百万以上かかると思うのですね。問題はFDだけかもしませんが、いわゆる本当に規模の小さいところ

ではやはり相当な投資になる。そういう部分では、

私は今回のそういう時代の流れで書面がだんだん減つていくという予想は正しいと思いますが、実

際には本当に珍しい、恐らく初めて出したもので

言えれば家庭用とか小規模なものはなくて一二三百

万、五百万ぐらいしたという記憶があります、私

程度に減少いたしまして、その分に相当いたしました。○吉田(文)政府委員 済みませんが、そういうふうな調査結果になつております。また、これでやや中期的に見ますと、オンライン出願比率が一層上昇いたしまして、FDあるいは書面による出願比率が低下傾向になるものというふうに予測をしております。

○川端委員 トータル的な予測をされましたけれども、どこで仕切るかは私は専門的でないので

ちょっととよくわからないのですが、非常に規模の大きい特許事務所あるいは大きな企業と契約をしているかなり人数の多いところ、それからいわゆる中小零細といいますか、極端にいえばお一人で

おやりになつていて、弁理士さんが一人ないしは二人というふうな規模とでは、当然資金力、仕事量を含めて違うと思うのですが、そのあたり特許

局の方でどういう分類をされているか知りませんが、いわゆるそういう中小の弁理士、特許事務所

での書面の比率というのはどんなふうにお考えで

しょうか。そういうお調べはないでしょうか。数

字がばつと出なければ結構です。

○吉田(文)政府委員 済みませんが、そういう分類をしてなかつたものでござりますから大変恐縮でございますが、私どもは今申し上げました三五、四五、二〇の比率がそう大幅に変わるものではないのではないかとうかといふふうに思つております

が、数字の根拠は今持ち合わせておりません。

○川端委員 なぜこういうお尋ねを突然したかと

いいますと、今度のオンラインをするには、今

段階では恐らく一千万くらいお金がかかるのでは

ないか。機器が五百万くらいですね。一千万が高

過ぎるとおっしゃられれば、少なくとも五百万以上かかると思うのですね。問題はFDだけかもしませんが、いわゆる本当に規模の小さいところ

ではやはり相当な投資になる。そういう部分では、

私は今回のそういう時代の流れで書面がだんだん

減つていくという予想は正しいと思いますが、実

際には本当に珍しい、恐らく初めて出したもので

言えれば家庭用とか小規模なものはなくて一二三百

万、五百万ぐらいしたという記憶があります、私

も仕事をしているときに、そういう部分から本当にどんどん、一人一古づつ、持つて歩くようなワープロまでできるというのは、やはりそれがそのまま投資をして便利であるからということだと思います。今回おやりになるペーパーレスのときに、出願の方法がオンラインあるいはFD、紙という三つの種類選択という部分でいえば、使う人が本当に便利であれば私は紙ということはどんどんなっていくと思うのです。むしろそうなつてはしないと思います。その流れは強制的にしてはいけない。むしろ中身で勝負をした中で紙がなくなつていくという流れになるべきであろう。

そのときに、実情はいろいろあると思うのですが、感じで申し上げますと、今まで紙を出したといふことで受け付けをされていた人が、結果としては今度から、何月何日かはわかりませんが、先ほどの話だと十一月一日から紙で出せばエントリー料と称するお金が必要という部分では、払いたくなかつたら機械化しなさいといふうに思うと思つたら思えるという部分に少し抵抗があるというのも事実だと思います。そういうことを知らないでも、皆こぞって紙よりもいいなといふうになつてほしいと私はこいねがいます。

先ほどからの御議論では、その部分で少し様子もわからぬ、みんな使って便利だ、便利だと言つたら私もそつちへ変えようということで、少しの間はただにしたらどうかという議論がありましす、なかなか難しいようありますけれども、たゞ情感的には私はそうだと思うのです。今まで普通の道があつた。ある目的地まで着くのに普通の道路を通つていたが非常に渋滞をする。特許でいえば三年一ヵ月という渋滞をしている。それは乗っている人も不便であったことは事実です。そして着いたときには、いろいろ直しましようということを非常に思うわけです。特に先ほどの御議論の中でも、いやいや、みずからがオンラインの機械というは特許庁の出先の設備ですね、それを

有料で乗つてくださいと言われているよな、お金がある人は行けばいいけれども、という感じがする。まだ答弁は結構です。

というのは、今までどおり普通の通りを通つておつたのになぜ横の道やら何やら言つてお金が必要とのいう思いを持つておられる。しかも横にいろんな道をつけたから、そちらへ行く人がふえてこの渋滞が減つたではないか、だから今まで通つている道の人もメリットを受けているんですけどおっしゃる、確かにそうでしよう。しかしそれは、何も自分たちの責任で遅くしてくれと言つてゐるわけでもないんで、本来早くするのが当たり前なんじやないか。実情はいろいろあるというのは先ほどの議論でありましたけれども、そういう何となくの部分ですつきりしないということがやはり残つていると思うのですね。

そういう点に関して、何となくある一定期間だけでも安くなるか、ただにならないかという御趣旨は、いろいろ御要望があつて質問があり答弁もありましたので、今さらもう結構ですけれども、そういう気持ちの中で、理屈としては違う部分というか、全体で持つてゐるんだからということはよく理解をしますけれども、そのほかの方法で、何とかみんながそういうことにこぞつて一緒に協力していくこつていう点に手だてがないのかなといふことを非常に思うわけです。特に先ほどの御議論の中でも、いやいや、みずからがオンラインの設備を持った人というのはかなり負担をして協力をしているではないか、そういう御議論もあつたのですが、むしろそういう話になるならば、端末機というは特許庁の出先の設備ですね、それをみずからが負担でしなさいよというのはどうなんかなという思いがするのですけれども、どうなんでしょう。

○吉田(文)政府委員 今最後の部分でございますが、特許庁の出先の負担でとおっしゃられましたのは、例えば共同利用端末のようにとすることでは——済みません。ちょっと御質問の趣旨が

……。

○川端委員 特許庁がコンピューター化して非常に便利になります。そのときのアクセスの方法としてオンラインという方法があります。それは共同利用にもかかるかもしれません、そのオンラインの部分でいえば端末機ですね。これは機械本体とセットの問題ですね。その出先の最後の端末は自分で買ひなさいというわけでしよう。そういう負担をする人がいるからこちらの普通の道を走る人も全体的によくなるんだから、費用を持ちなさい、先ほどからそういう御議論ですが、そうおっしゃるならば、本来特許庁のコンピューターにつながるその入り口のところをみずから持ちながら買つてサービスを受けることがあります。しかし、これはオンラインの部分に関してのメリットといふことなどが本当に妥当性があるんだろうかといふことなんですね。

○吉田(文)政府委員 大変恐縮なんでございますが、その議論はまさに先ほど来やらせていただきております紙出願の費用負担の問題と全く同じでございまして、そういう事情になりますと、その端末の経費と申しますものは私どもお預かりしております特許特別会計から出さなければいかぬということになりますので、有益なことになるかどうかについては若干疑問を感じるところでございまして、そういうふうに結果的にはなるわけですね。その点はどうですか。

○吉田(文)政府委員 オンラインを有しておられる方が各種のサービスを受けるのに有利であるといふことになりますが、私ども、今は法律でもお願いを申し上げておりますが、このCD-ROMはいろいろなところでパソコンに装て乗り得るよう、中小企業施策を始めとしたしまして発行させていただきたいというふうにこの法律でもお願いを申し上げておりますが、このCD-ROMはいろいろなところでパソコンに装て乗るなりで十分いろいろな方法での御活用ができるようふうに考えております。

また一方におきまして、特許庁の資料館あるいは地方閲覧所、これは全国に九十七カ所ございま

すが、これらの中にも当初既にオンライン化され

ているものもありますし、今後もオンラインを利用し得る場所はふえてまいります。さらに、CD-ROMの利用も今後急速にふえるのではないかと思つておりますが、こういう場所におきま

しては、十分、CD-ROMで発行される公報の情報を今後はディスクリビュートさせていただくなりでございますが、いろいろな便利な情報が入手可能になるという意味におきましては、このペーパーレスの効果は広くいろいろな方面に裨益ができるのではないかと、いうふうに感じております。

ので、ひとつ誤解のないようにしていただきたいのですが、いわゆるサービスを受ける人たちの持つている道具によってサービスの程度が違うと

私はこれからいろいろなケースで、これが一番初めの法律ですからあれなのでですが、そういう電子化時代という部分に関して、そういう公的な機関のサービスという部分に

関しては、きちっとした基本的な考え方をつくつていかないと、アクセスできる機械を買った人がいて、どんどん入れられますよ、そういうものを持たない人ははという部分に関して、これが非常に難しい問題だと私は思うのですね。これから時代という部分でいえば、どの家にもそういう電子化機器がどんどん広まっていくという時代の中で、そんなものはいけないのだと言うのが果たしていいのかどうか、正直言って私は自信がありません。そういう費用の部分というときに、民間はそれでいいと思うのです、自分のかい性ですから。公的な部分ということに関しては、これからの大きな課題ではないかなというふうに私は思っております。これはもう時間が余りましたので、皆

いろいろ聞きたいことがあるのですが、今特許関係者の間で、OA機器というのはどれくらいの普及及をしているということの調査をされておりま  
すか。

（吉田）政府委員弁理士さんのオフィスペー  
ルで申し上げますと、九七%のオフィスでワープ  
ローラーあるいはパソコンをお持ちだという調査結果を  
有しております。

○川端委員 ということは、残りの三分の一くらいの人はワープロに何かちょっと細工をするか、少し上位機種が要るということでしょうか。

○吉田(文)政府委員 おっしゃるとおりでござります。

○川端委員 そういう意味で、いわゆる先ほどからエントリー料という部分が幾つかの論点があります。

○川端委員 ということで、先ほどの一万二千円前後というのは、その部分でいえばどれくらいなのかを確認しておきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 標準的な場合をとらして、ただいたわけでございますが、A4判で十二、三枚ということを前提に計算をさしていただきましても、紙のページ数によりまして料金が比例的に変わるものでござります。

ロツピーカ四百円とか五百円のものであればちよ  
と数千円というのは理解できなかつたので、何か  
違うんじやないか、千円までぐらいいじやないかと  
思つたのですが、いかがでしようか。

○吉田(文)政府委員 丁寧に申し上げたいと思ひ  
ます。誤解を招いたようで大変恐縮でございまし  
た。

私どもは、先ほどのようなケースの場合に、場  
合によつては図面などのデータを含めて、送信用  
のファイルと同じようなコピーというようなこと  
のアーフル

○川端委員 九七%、ほとんどの方がお持ちだ。それで、前の国会の、これは百一国会ですかの大蔵委員会で、当時の若杉長官が、当時はまだワープロ時代ではなかったのかもしれませんが、「ワープロ時代はもう時間の問題だ」と思いました。ワープロでござりますと、電子フロッピーはもう自動的にできておるわけでございまして、ワープロの結果をそのまま送つてくれればいいといふことになります。自分の方は文字でももちろん見れるし、ワープロの電子フロッピーでも出るわけでございます。」それで、九七%ワープロが普及している。

一つは、市販のワープロ屋さんに外注する部分と比較しての値段ということでいうと、かなり割安になるということをおっしゃいましたけれども、現実に九七%ワープロをお持ちであるといふことは、外注を本当にされているのかどうか私はよくわかりません。それが、一方では市販のワープロで外注する部分の費用などといふふうにおっしゃるけれども、現実には九七%ワープロをお持ちだというと、その部分そんなにないのかな、そして逆にその中で三分の一くらいの人はやはり何らかの設備の更新なり付加的な設備の追加といふことが迫られるという部分のときに、一万二千円前後という部分、これは実費を勘案してという郵便分で制約があると思うけれども、その部分がもう少し工夫があつていいのではないかな、先ほどの御説明の論拠というので完全に納得はできないな、というのが一つ。

○川端委員 それと、これも先ほど来の議論で、初めに紙で出したけれども後でFDで出し直したいということは、これは先願主義という部分で、常に問題が難しいということは理解をしておりましたし、ルートが違う部分を乗りかえるということはかなり法的には難しいということでありまして、お出しになる方の事情も含めて、それでほりもとのサービスだということと理解をしていましたが、紙で出願をしてエントリー料を払って委嘱団体で電子化をしていただく。そのときに、その電子情報化された部分を実費でフロッピーディスクを分けていただけないかということが先ほど田委員の方からありました。何とか実現をしたという御答弁でございました。あと、森本委員の御質問で、幾らぐらいかというと、数千円と長官おっしゃいました。

前後という部分、これは実費を勘案してといふ部  
分で制約があると思うけれども、その部分がもう少  
し工夫があつていいのではないか、先ほどの御説明の論拠というので完全に納得はできないな  
というのが一つ。

それからもう一つ、確認のためなのですが、「一  
万二千円前後ではないかな」というお話をたの  
ますが、特許にも長い短いがあります。これから金  
額設定されるときの費用の算定基準というのです

クを分けでいただけないかということが先ほどぞも田委員の方からありました。何とか実現をした  
という御答弁でございました。あと、森本委員の御質問で、幾らぐらいかというときに、数千円と  
長官おっしゃいました。

いろいろな考え方があるんでしようけれども  
大体フロッピーの生のディスクは三・五インチのものと、店によつて違いますけれども、四百円ぐら  
いじゃないかな?と私も思つております

か、例えば一字幾らというのか、そのことに關しても確認をさせていただきたいと思います。  
○吉田(文)政府委員 ワープロをお持ちの場合で  
も、大量の出願書類をお書きになる場合には、そ

そういうときには、電子情報化するという費用はエンタリー料としてみずからが負担をして、そして、それは電子情報化されているわけですから、その情報を落としてフロッピーにするตと、『

の一部ないし全部を外注されることが間々あると  
いうふうに伺っております。

えはフロッピー一代と、機械の落とすときの、一件  
でいえばわずかな時間だと思つんですけれども、  
その部分をどのくらいアカウントするかといふ

仕方をうながすと、点でござりますが、この点につきましては量に従う従量制度を考えておりますが、紙のページ数によりまして料金が比例的に変わるものというような仕組みを考えているところであります。

ことと、あと管理費、垂れ糸を含めても一枚の「ロッピー」が四百円とか五百円のものであればちよつと数千円というのは理解できなかつたので、何とか違うんじゃないかな、千円までぐらいいじらないかと

○川端委員 ござります。  
「前後」というのは、その部分でいえばどれくらいな  
のかを確認しておきたいと思います。

思つたのですが、いかがでしようか。  
○吉田(文)政府委員 丁寧に申し上げたいと思ひます。誤解を招いたようで大変恐縮でございまー  
た。

○吉田(文)政府委員 標準的な場合をとらしていいただいたわけでござりますが、A 4判で一二、三枚ということを前提に計算をさしていただきまし

私どもは、先ほどのようなケースの場合に、場合によつては図面などのデータを含めて、送信用のファイルと同じようなコピーというようなこと

三

になりますと、かなり複雑な処理をしなければいけないということで、安全のために数千円と申し上げたのでございますが、本体だけにつきましては、先生御指摘のようにそのような数千円というの言い過ぎであろう、もつと低いというふうに感じておりますが、具体的な数字は、大変恐縮でございますが、今はじいておりませんので御勘弁いただければと思います。

○川端委員 わかりました。  
いわゆる生のフロッピーそのものの値段に多少の費用かかる、常識的な値段だ、私の感じでは千円ぐらいかなと思つておつたのですが、というふうに思います。

それと、時間がほとんどなくなつてきたのです  
が、オンラインでやつた場合にブルーフをもらえて  
るという仕組みがありますね。この部分に関して  
は費用とかいうのは何か要るんでしようか。

○吉田(文)政府委員 ブルーフには経費はかかりません。

○川端委員 最近銀行で、先ほども少しありましたけれども、CDのオンラインがパンクをした、大混乱を一部で来ましたというふうなことが報道されておりました。私も新聞だけの情報ですので詳しくは知りませんけれども、銀行のコンピューターはあらゆることを想定をしてバックアップ体制を考えていた。いろんなメインのプログラムが調子悪ければすぐにサブのプログラムでカバーできるコンピューターということを考えていた。先ほどずっと聞いておりまして、コンピューターはいろんなことで安全対策を講じるということでございますが、ところが、万全の策をとつていた銀行のコンピューターがなぜあんなことになつたのかという報道を読んでおりますと、考へてもいな

いことが起こつた。考へてもいなことといふことは非常に複雑なことかというと、そうじやなくて、本当に単純なことで、工事の人が間違つてショートさしたらそこのメインの電気がとまつてしまつたんだ、こういうことでござります。

ですから、いろいろ知恵を絞つて難しいことを

すつとガードして保護していくくといふときに、かねというところで、安全のために数千円と申し上げたのでございますが、本体だけにつきましては、先生御指摘のようにそのような数千円といふふうに感じておりますが、今はじいておりませんので御勘弁いただければと思います。

そういう部分に加えて、最近はいわゆるコンピューター犯罪という部分で、改造しても改造してもNTTの変造カードはそれを上回るものが出でるということがあります。このことに関して専門的にどうかというのは、私は立ち入る知識がないませんけれども、あらゆる角度からというとまさに実は全然考えてないということのないよう

に、ひとつ十分な御配慮をいただきたいというふうか。  
○吉田(文)政府委員 個別のケースにつきまして公の場でコメントをするにはやや限界があるかもしれません。  
○川端委員 最近銀行で、先ほども少しありましたけれども、CDのオンラインがパンクをした、大混乱を一部で来ましたというふうなことが報道されました。私も新聞だけの情報ですので詳しくは知りませんけれども、銀行のコンピューターはあらゆることを想定をしてバックアップ体制を考えていた。いろんなメインのプログラムが調子悪ければすぐにサブのプログラムでカバーできるコンピューターといふことを考へておられたのです。そこで、大変安心をしたところでござります。先生のほうは、非常に大事かと思いますので、せひととの御指摘のようないい方に万全の対策及び注意を払つて運用してまいりたいと思っておりま

す。

○川端委員 時間が参りましたので終りますが、

○吉田(文)政府委員 既に総理府等でいろいろな通達等もあるようございますし、また、通産省、

警察庁あたりの同じようなものもあるよう

に思いますが、この間新聞で報道されました事故につきましては、私も個人的にも大変心配になりました。私どものシステムと早速専門家に比較をしてもらつたわけですが、CVCFといふ設備がございます。これは定電圧定周波数装置、電圧と周波数を一定にするという装置かと存じます。この装置の問題でございまして、私どもの場合にはこれも二重にさしていただいておりまして、大変安心をしたところでござります。先生のほうは、非常に大事かと思いますので、せひととの御指摘のようないい方に万全の対策及び注意を払つて運用してまいりたいと思っておりま

す。

○川端委員 もう一つは、そういう安全対策とい

う部分でも、世の中にはまだいろんな頭のいい人

がおられて、いろんないいことなどをや

りになる方がおられるわけです。例えばNTTの

テレホンカードの偽造に関しても、判例といふ

申し上げるかもしれません、御支援をお願い

したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○菅委員長 菅直人君。

○菅委員 今回の特例法は、ペーパーレス計画の

実施に伴う、特に世界初の電子出願ということを

いよいよ実行しようという法律になつてゐるわけ

ですが、基本的にペーパーレス計画の実施という

ことは私もこれから情報化社会の中で進めるべ

き方向だと思いますけれども、しかしいざ電子出

聞いております。

そういう部分でいったときに、万全だからといふことではなくて、こういわゆる電子情報と

いう公の部分に関する犯罪といふものに對して、

許の部分でいえば、そういう部分に関しても非常

に責任のある安全対策というのが必要だというふうに思います。

そういう部分に加えて、最近はいわゆるコン

ピューター犯罪という部分で、改造しても改造してもNTTの変造カードはそれを上回るものが出でるということがあります。このことに関して専門的にどうかというのは、私は立ち入る知識がありませんけれども、あらゆる角度からというとまさに実は全然考えてないということのないよう

に、ひとつ十分な御配慮をいただきたいというふうか。

○吉田(文)政府委員 個別のケースにつきまして公の場でコメントをするにはやや限界があるかもしれません。

○川端委員 最近銀行で、先ほども少しありましたけれども、CDのオンラインがパンクをした、大混乱を一部で来ましたというふうなことが報道されました。私も新聞だけの情報ですので詳しくは知りませんけれども、銀行のコンピューターはあらゆることを想定をしてバックアップ体制を考えていた。いろんなメインのプログラムが調子悪ければすぐにサブのプログラムでカバーできるコンピューターといふことを考へておられたのです。そこで、大変安心をしたところでござります。先生のほうは、非常に大事かと思いますので、せひととの御指摘のようないい方に万全の対策及び注意を払つて運用してまいりたいと思っておりま

す。

○川端委員 時間が参りましたので終りますが、

○吉田(文)政府委員 既に総理府等でいろいろな通達等もあるようございますし、また、通産省、

警察庁あたりの同じようなものもあるよう

に思いますが、この間新聞で報道されました事故につきましては、私も個人的にも大変心配になりました。私どものシステムと早速専門家に比較をしてもらつたわけですが、CVCFといふ設備がございます。これは定電圧定周波数装置、電圧と周波数を一定にするという装置かと存じます。この装置の問題でございまして、私どもの場合にはこれも二重にさしていただいておりまして、大変安心をしたところでござります。先生のほうは、非常に大事かと思いますので、せひととの御指摘のようないい方に万全の対策及び注意を払つて運用してまいりたいと思っておりま

す。

○川端委員 もう一つは、そういう安全対策とい

う部分でも、世の中にはまだいろんな頭のいい人

がおられて、いろんないいことなどをや

りになる方がおられるわけです。例えばNTTの

テレホンカードの偽造に関しても、判例といふ

申し上げるかもしれません、御支援をお願い

したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○菅委員長 菅直人君。

○菅委員 今回の特例法は、ペーパーレス計画の

実施に伴う、特に世界初の電子出願ということを

いよいよ実行しようという法律になつてゐるわけ

ですが、基本的にペーパーレス計画の実施という

ことは私もこれから情報化社会の中で進めるべ

き方向だと思いますけれども、しかしいざ電子出

題をやるということについてはかなりいろいろな点か

問題を抱えているということで、いろいろな点か

う質問をさせていただきたいと思います。

まず第一に、世界初といふことでですが、アメリカ

刑法上も含めていろいろ不備なというか、考へて

もないことはまだあると私は思うのです

ね。そういうことで、これだけ大がかりな、國の大

事な国民共有的財産の情報を管理される立場か

ら、そういう部分の検討といふものを関係省庁に

研究会をも含めてせひととに働きかけをされるべきだと思いますが、いかがでしょう。

○吉田(文)政府委員 既に総理府等でいろいろな

通達等もあるようございますし、また、通産省、

警察庁あたりの同じようなものもあるよう

に思いますが、この間新聞で報道されました事故につきましては、私も個人的にも大変心配になりました。私どものシステムと早速専門家に比較をしてもらつたわけですが、CVCFといふ設備がございます。これは定電圧定周波数装置、電圧と周波数を一定にするという装置かと存じます。この装置の問題でございまして、私どもの場合にはこれも二重にさしていただいておりまして、大変安心をしたところでござります。先生のほうは、非常に大事かと思いますので、せひととの御指摘のようないい方に万全の対策及び注意を払つて運用してまいりたいと思っておりま

す。

○川端委員 時間が参りましたので終りますが、

○吉田(文)政府委員 既に総理府等でいろいろな通達等もあるようございますし、また、通産省、

警察庁あたりの同じようなものもあるよう

に思いますが、この間新聞で報道されました事故につきましては、私も個人的にも大変心配になりました。私どものシステムと早速専門家に比較をしてもらつたわけですが、CVCFといふ設備がございます。これは定電圧定周波数装置、電圧と周波数を一定にするという装置かと存じます。この装置の問題でございまして、私どもの場合にはこれも二重にさしていただいておりまして、大変安心をしたところでござります。先生のほうは、非常に大事かと思いますので、せひととの御指摘のようないい方に万全の対策及び注意を払つて運用してまいりたいと思っておりま

す。

○川端委員 もう一つは、そういう安全対策とい

う部分でも、世の中にはまだいろんな頭のいい人

がおられて、いろんないいことなどをや

りになる方がおられるわけです。例えばNTTの

テレホンカードの偽造に関しても、判例といふ

申し上げるかもしれません、御支援をお願い

したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○菅委員長 菅直人君。

○菅委員 今回の特例法は、ペーパーレス計画の

実施に伴う、特に世界初の電子出願ということを

いよいよ実行しようという法律になつてゐるわけ

ですが、基本的にペーパーレス計画の実施という

ことは私もこれから情報化社会の中で進めるべ

き方向だと思いますけれども、しかしいざ電子出

題をやるということについてはかなりいろいろな点か

問題を抱えているということで、いろいろな点か

う質問をさせていただきたいと思います。

まず第一に、世界初といふことでですが、アメリ

カあるいはヨーロッパと同じような、多少似たよ

うなことをやつているのか。ヨーロッパではそつ

つかれていますけれども、その場合には、今この法律

で出しているようなフロッピーディスクによる出願

を認めているのか、それとも紙を添えて出すよう

べきだと思いますが、いつのヨーロッパにお

ける現状の認識をまず伺つておきたいと思いま

す。

○川端委員 時間が参りましたので終りますが、

○吉田(文)政府委員 いずれの国におきましても

オンライン出願ということはまだ考えられている

途中の段階でございまして、現には行われてお

りません。FDにつきましては、FDの提出が認め

られます。FDを使つて行われていて、現には行われてお

ります。

○菅委員 その場合、FDだけで認めているので

例えば遺伝子等に関するバイオ関係の出願などは

FDを使つて行われていて、現には行われてお

ります。

○菅委員 その場合、FDだけで認めているので

すが、それとも紙を添えてといふことですか。

○菅委員 その場合、FDだけで認めているので

すが、それとも紙を添えてといふふうに聞

いておられます。

○菅委員 それはどこの国ですか。

○吉田(文)政府委員 EPOでございます。

○菅委員 今のお話にもありますように、世界初

といふのはある意味では大変意欲的だという面は

買いますけれども、同時に、いろいろな問題がま

だ未解決の分野に踏み込むわけですから、かなり

慎重な対応が望まれると思いました。

そこで、先ほど大臣の方からも答弁はありまし

たけれども、この法律では施行期日が公布から一

年ということになつていて、政令ですか、そちら

に任されているわけですが、電子出願を行うに當

たっては十分な時間をとらないといろいろ予想を

超えた問題が起きるのではないかと思います。施

行までの所要の期間について確認をさせていただ

いておきたいと思いますが、どの程度を考えておられますか。

○吉田(文)政府委員 本件についてお答えする前に、その直前の御質問に対しましてEPOとお答え申し上げましたが、USPTOの間違いでござります。アメリカの特許商標庁でございます。

それから、期間の問題でございますが、私どもは、政省令告示などの準備とそれから周知徹底期間という二段階に分けて考えてみますと、政省令告示等に三ヶ月を要する。その後はフルに、先ほど大臣の述べられた日程に合わせまして周知徹底期間として有効に活用させていただきたいというふうに考えております。

○菅委員 ということは、この法律がいつ通るかですが、三ヶ月間で政令等を決めて、それからさらにそれらの中身を周知徹底する期間を少なくとも数ヶ月置く、そういうことです。

○吉田(文)政府委員 これまでも、ソフトウエアの確認作業や読み取り確認作業、さらに七月からはオンラインに関しましてリハーサルを行うなど、今後の期間はすべて有効に使わせていただきたいと思いますが、政省令等の整備の後にもさかれくらの期間が残るのでそれについては特段という意味で申し上げた次第でございます。

○菅委員 この法律は政省令に任している部分が大変多いわけとして、これから質問の中でもいろいろな問題点を指摘をしていきたいと思うのですが、政省令を決めるに当たって、それに非常に影響を受ける出願人、代理人、弁理士会を初め関係団体と十分打ち合わせを行った上で政省令の準備を進めてもらいたいと思うのですが、その点についての見解を伺つておきます。

○吉田(文)政府委員 政省令の立案に当たりましては、弁理士会を初め関係者の方々に十分内容を説明いたしますとともに、その意見等を十分踏まえて検討を進めてまいりたいと思います。

○菅委員 そこで、いよいよ電子出願の具体的な中身について幾つか少し踏み込んで質問をしていきたいと思います。

まず第一に、いわゆる磁気ディスク、フレキシブルディスクとかフロッピーディスクによる出願について、よくいろいろな説明の中で、例えばかつての若杉長官時代も、ワープロで打つてもらつたフロッピーをそのまま出してもらえばいいんだなんという答弁をされていることもあります。

きょうの審議の中でもそれに似たような答弁が長官の口から出たようにも思うのですが、現在いわゆる一般に使われている多くのワープロがそのまま打つてそしてそのままの形で、紙であればそのままのままの形で出せるわけですね、そのまま普通に打つたものを特許庁に出して済むのかどうか、まず確認的に聞いておきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 現在出回っているワープロのうち六六%のものは、先ほど御質問にお答え申し上げましたように二万から四、五万円のソフトウエア、あるいはFDDとソフトウエアの組み合わせによりまして私どもの磁気ディスクとしての郵送等に使用し得るものというふうに認識をしております。

○菅委員 もう一回聞きますけれども、変換とかなんとかしないで、今のは変換をする場合のことをおつしやつたようですが、変換とかなんとかしないで、今いろいろありますね、いろんな各社がたくさんワープロを出しています。議員会館にも置いてある部屋がかなりふえていましたが、そういう一般的にこの五年前、三年前、二年前から売っているような機種で、打つたものがそのまま変換をしないで出せるのかという、その確認です。

○吉田(文)政府委員 変換をせずに、操作性の向上したワープロも既に販売をされているというふうに認識しております。多くのものは現在開発中でございますが。

いるのだからそれを出してもらえばいいのであって、簡単なんですよという説明であつたわけです。しかし実際には、今使われているワープロはいろいろな各社の規格がありますけれども、その規格では、今のこの規格は受け取れないというのを説明で聞いておるわけです。具体的にはJIS一〇とかJIS四〇といった規格を準備をしていると

いうふうに聞いていますが、こういう規格はいつもごろ決めて、いつごろからその方針でいくということを社会的に発表したのか、周知徹底ということはその時点からもう既に始まっているというふうに理解しているわけですか、いつごろからそいつの規格を決めて発表されていますか。

○吉田(文)政府委員 庁内に標準仕様研究会を開けまして、関係いたします特許協会、弁理士会あるいは出願人関係者等と相談し、かつ意見を聴取した上で、六十三年の七月にこの標準仕様というものを決めております。

○菅委員 それを発表したのはいつですか。

○吉田(文)政府委員 仮仕様を六十二年八月に決めさせていただきまして、本仕様を六十三年の七月に発表しております。

○菅委員 六十三年七月といふうに言われましたけれども、結局、その時点で決まった規格が果たして実践機としてどの時点から市販をされてくるか。確かに現在はそれに合うものが市販をされないで、今いろいろありますね、いろんな各社が

御提出いただきまして、これを図面等と合成するというようなことにつきましては料金はいたくつもりはありませんし、今後ともその方式を堅持してまいりたいというふうに考えております。

○菅委員 そうすると、簡単に言いますと、将来紙出願がなくなつて、すべてがFD出願になつた場合は、その指定情報処理機関の予算というのはすべて特許特別会計から見るというふうに理解していいのですか。

○吉田(文)政府委員 ちょっと御質問の趣旨がよくわからないかったのですが、紙出願がなくなつた際にその指定機関の予算はすべて特許特会で面倒を見るつもりかという御趣旨かと思いましたが、そういう御趣旨あるといたしますと、この機関

いかということを大臣にもぜひ理解をしていただきたいたいと思うのです。

そこで、一つだけ確認をしておきたいのですが、FD出願をしたときにもいわゆるデータエンタリーモード、情報処理機関はそれを電子ファイルに入力するというのでしょうか、その作業をやることになつておると思うのです。それについては、紙の場合とは違つてデータエンタリーモードは取らないというふうに説明を受けていますが、そのとおりなのか、そして取らないとしたら将来とも取らなければいけないというふうに説明を受けています。

○吉田(文)政府委員 今御質問にお答えする前に、現在、キー操作だけで特許文書、FDをつくることができる機種等でございますが、七社、二十四機種分そういうものがございます。

なお、今の御質問の点につきましては、FDを御提出いただきまして、これを図面等と合成するというふうなことにつきましては料金はいたくつもりはありませんし、今後ともその方式を堅持してまいりたいというふうに考えております。

○菅委員 そうすると、簡単に言いますと、将来紙出願がなくなつて、すべてがFD出願になつた場合は、その指定情報処理機関の予算というのはすべて特許特別会計から見るというふうに理解していいのですか。

○吉田(文)政府委員 ちよつと御質問の趣旨がよくわからないかったのですが、紙出願がなくなつた際にその指定機関の予算はすべて特許特会で面倒を見るつもりかという御趣旨かと思いましたが、そういう御趣旨あるといたしますと、この機関

の予算は特別会計からある程度出でているわけでも

すね。それに加えて、書面出願の場合のデータエントリー料を取らうという構成になつてゐるといふに私は理解しておるわけです。そのことがまず間違つていなかといふ確認と、平成二年度の予算の中で指定情報処理機関に対する予算は幾らになつていますか。

○吉田(文)政府委員 確認を求められました部分は、指定情報処理機関の予算は、特許特会の予算と、それから出願者の電子化のための経費、これから成るのだなというのが第一点だと思いますが、その点については原則そうでございます。先ほど申し上げました例えは他の情報普及のサービスをするというようなことになりますと、若干はそういう変化もあろうかと思いますが、大宗はおつしやられたとおりでございます。

それから、平成二年度分の予算の中にこの処理機関用の予算が幾ら入つてゐるかというのが第二点だと思いましたが、その点につきましては、現在御審議いただいております予算案の中に八億四千万円ほど入れさせていただいています。

○吉田(文)政府委員 閲覧の請求をしていただければ確かめられます。

○菅委員 出願からどのくらいで閲覧ができますか。

○吉田(文)政府委員 三週間ほどと考えております。

○菅委員 これはまた時間があるときにやりたいと思っていますが、FDで出願をした場合に、その中身が、出願人にとっては大変重要な問題に入るものが同一であるかどうかということの確認というのは、出願人にとっては大変重要な問題なわけです。オンラインであればいわば即時にブルーフがとれるというように聞いておりますけれども、FDの場合は今の答弁でも三週間かかる場合によつたら果たしてそれでいいけるのかなといふ心配もしているわけですが、この問題は、今後

のFD出願が内容の確認ということがどういう形でできるかというのは実務上は非常に重要なと思ひますので、きょうの質問でもし時間があればさらにお願いをしますが、一応指摘をするにとどめさせておきたいと思います。

そこで、今磁気ディスクを中心とした出願についてお聞きしたわけですが、本来ならオンラインについてもお聞きしたいのですが、時間の方が多いかもしれませんので、まず書面出願について幾つか確認をしておきたいと思います。

先ほど来の質疑の中で、データエントリー料をどの程度に予定しているかという同僚委員の質問に対しても、これはたしか大臣の方から、いろいろ考えられるけれども何とか一万二千円程度にしたいというような答弁があつたと思いますが、この一万二千円という金額は何ページあるいは何文字程度の書類について一万二千円という考え方であるのかということが一点。それから、非常に量の少ないものと、中には非常に膨大なものがあるわけですが、そういう場合は大体比例的にこの金額が変わると考えていいのか。その二点を伺つておきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 A4判の様式で十二、三枚、八千文字ちょっとというふうに考えております。それから料金の算定方法でございますが、一ページごとの従量制で考えております。

○菅委員 ちょっととあれですが、十二、三枚で一枚あたりが一円十二、三枚と言わされましたか。

○吉田(文)政府委員 A4判様式で十二、三枚と申し上げたわけでございますが、B5判では二十二、三枚でございます。

○菅委員 そうすると、基本的にはそれに比例して入るものが同一であるかどうかということの確認といふことは、出願人にとっては大変重要な問題なわけです。オンラインであればいわば即時にブルーフがとれるというように聞いておりますけれども、FDの場合は今の答弁でも三週間かかる場合によつたら果たしてそれでいいけるのかなといふ心配もしているわけですが、この問題は、今後

できないかと私も思つてゐるわけですが、それは先ほどの答弁で認めがたいという答弁がありました。そのときに、先ほどの川端委員の質問にもありますけれども、逆に書面で出願をしたときにFD化をデータエントリーする、そのコピーというのでしようかダビングというのでしょうか、それを実費で出願人に譲つてもいいということですが、先ほど議論もあつたようですねけれども、その料金は、実費と言えばフロッピーディスクは五百円とか四百円とかで売つてあるわけですが、それを基準に、その多少プラスアルファと考えてよろしいのでしょうか。

○吉田(文)政府委員 原則はそのようにお考えいただいて結構でございます。複雑な処理をする場合は私もよくわかりませんが、図面等入りますともと高くなるケースもあるうかと思いますが、原則はおつしやるとおりです。

○菅委員 それと、書面出願をしたときに、その最初の原本の書面は永久的に残るのか、それとも画像も、書面出願の場合に、その書面そのものの閲覧ができるのか、それともいわゆるイメージ情報での閲覧のみを考えているのか、その点について聞いておきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 書面出願の内容の閲覧は可能であります。保存の方法としましては、光ディスクに入れましたものをVDTで閲覧していくだけくということにならうかと思います。

○菅委員 ということは、紙そのものを見るといふことはできないということですか。紙そのもの、つまり特許庁に出かけていて、今で言えは紙の入った包袋を見るわけですが、そういうことができなくなるということですか。

○吉田(文)政府委員 光ディスクでごらんいただければ大変正確にごらんいただけるというふうに考えております。

○菅委員 紙でできるのかどうかということなん

です。それはイメージ情報でも結構ですが、紙はもう認めなくなるのですか。

○吉田(文)政府委員 光ディスクで考えております。紙は考えておりません。

○菅委員 これは、イメージ情報の場合はあるいはそれでも、もとのものとの確認がとりやすいのかもしれませんけれども、従来の紙で確認をするのに比べますと、例えば印鑑の影でも、ブラウン管で映つたり、あるいはコピーしたものしか見えないわけですから、この点についてはもうちょっと実施状況の中で、本当にそれでいいのかどうか、ぜひ十分に検討していただきたいと一応指摘をしておきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 それでは、あとわずかな時間ですが、言い残します、オンラインの出願について若干確認をしておきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 まず、オンラインでの受け付け時間は今どういふ予定ですか。いつからいつまでを受け付け時間とするのか。

○吉田(文)政府委員 ウィークデーにつきましては九時から夕刻の八時までというふうに現在厅内でも検討していただいている段階でございます。

○吉田(文)政府委員 土曜はどうですか。一応急のために日曜も聞いておきましよう。

○吉田(文)政府委員 閉庁日を除きまして九時から十二時でございます。

○菅委員 それから、私もオンラインのモデル実験を見せていただきましてけれども、簡単だ、簡単だと長官は言われたりするのですが、実際にはかなり面倒なんではないかという感じもいたしております。

○吉田(文)政府委員 そこで、特許庁としてはいわゆる紙出願用の紙出願で対応できるようなフロッピーディスク、つまりJIS-10に変わってないフロッピーディスクの段階から、先ほど言われた平均的な出願枚数の画面があつて、送るのに大体どのくらいの時間でやれるというふうな認識にあるか、一応確

○吉田(文)政府委員 設備によつてもまたデータによつても若干違うわけでございますが、十二分、十五分というような実験の結果を持つております。

○菅委員 私も見せてもらいましたけれども、JIS-〇に変わったフロッピーで図面を一部省略してもこのぐらいの時間がかかるかといったのを見ていますと、それになつていいものについてはもっと時間がかかるのじやないか。あるいは今言われた時間でも十五分かかるということは、一時間で四件の出願作業しかできないですから、かなり大量に扱う出願人なり依頼人は必ずしも賄い切れないのじやないか、そんなふうにも思つております。その点について一応見解を伺つておきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 私、今モデレートな数字を申し上げさせていただいたつもりでございますが、例えばあらかじめ願書部分あるいは図面部分を裝てんいたしまして、それからその組み合わせによりましてそれを合成し、送信をするというようなことを行いますと大量処理がかなり楽にできるというようなことになりますて、先ほど申し上げました数字はさらに短縮することが可能になります。私もいろいろな検討を現在やつておるところでございますが、さらに習熟度によってもいろいろ差異が出てくるというふうに思います。

○菅委員 それでは、あとわずかな時間ですが、先ほどちょっと質問し残した問題で一応見解を聞いておきたいのですが、FDで出願をしたときに、その内容が後になつて、出願人としてはこんな内容のものを出したつもりはない、Aというものを出したつもりなのに特許庁としては受け取つた内容はBという内容であつたという場合が例えば生じたとき、これは從来でしたら、紙の場合でしたら、いわゆる署名とか捺印とか、印鑑とかでそれを真正なものと推定するというような規定があるわけですが、果たしていわゆる磁気ディスク、よく言われることですが、例えばテープレコーダー

のテープが証拠力があるかどうかという議論があるわけです。これは多分今の裁判では直接的にそれが証明力があるのでではなくて、あくまで検証すべき材料として扱われているだけになつてゐるはずです。今回の場合に、書面にかえてFDの出願を認めるわけですから、そういう私文書としての真正なものであるというものの証明が、一体どちらがトラブルが起きたときに立証責任を負うのか。今の法律体系、特例法等を見ますと、その証明はすべて出願人が負わなければいけない。例えば出願人がデータエンタリーモードでこれは消したのじやないかと言つても、消したといふことの証明は、出願人側が証明しない限りはそれはもう初めから消えていたものとして認識するという法律体系になつてゐるようになりますが、そういう場合の立証責任はどうあるのか、その特許庁の見解を一応伺つておきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 民訴の三百二十六条はこのディスクにつきましては三百三十二条で準用されおりまして、法律的な効果は全く紙の場合と同様というふうに認識をしております。それで出願人がトラブルした場合立証責任を負うということです。○菅委員 そのとおりでございます。

○吉田(文)政府委員 がトラブルした場合立証責任を負うということですね、その法律解釈は。

○吉田(文)政府委員 時間がなくなりましたので一応終わります。

○菅委員 ではから、ということは、出願人の方がトラブルした場合立証責任を負うということです。

○吉田(文)政府委員 そのとおりでございます。

○菅委員 時間がなくなりましたので一応終わります。

○吉田(文)政府委員 それでは、あとわずかな時間ですが、先ほどちょっと質問し残した問題で一応見解を聞いておきたいのですが、FDで出願をしたときに、その内容が後になつて、出願人としてはこんな内容のものを出したつもりはない、Aというものを出したつもりなのに特許庁としては受け取つた内容はBという内容であつたという場合が例えば生じたとき、これは從来でしたら、紙の場合でしたら、いわゆる署名とか捺印とか、印鑑とかでそれを真正なものと推定するというような規定があるわけですが、果たしていわゆる磁気ディスク、よく言われることですが、例えばテープレコーダー

顧人の側がミスをしたのかもしれません。しかし、考えによつたらデータエンタリーモードにオペレータミスがあつたかもしれません。あるいはJIS-〇という規格に十分に合わないものを出し

I-S-〇という規格に十分に合わないものが出している場合に、書面にかえてFDの出願を認めるわけですから、そういう私文書としての真正なものであるというものの証明が、一体どちらがトラブルが起きたときに立証責任を負うのか。今の法律体系、特例法等を見ますと、その証明はすべて出願人が負わなければいけない。例えば出願人がデータエンタリーモードでこれは消したのじやないかと言つても、消したといふことの証明は、出願人側が証明しない限りはそれはもう初めから消えていたものとして認識するという法律体系になつてゐるようになりますが、そういう場合の立証責任はどうあるのか、その特許庁の見解を一応伺つておきたいと思います。

○吉田(文)政府委員 民訴の三百二十六条はこのディスクにつきましては三百三十二条で準用されおりまして、法律的な効果は全く紙の場合と同様というふうに認識をしております。それで出願人がトラブルした場合立証責任を負うということですね、その法律解釈は。

○吉田(文)政府委員 そのとおりでございます。

○菅委員 ではから、ということは、出願人の方がトラブルした場合立証責任を負うということです。

○吉田(文)政府委員 そのとおりでございます。

○吉田(文)政府委員 それでは、あとわずかな時間ですが、先ほどちょっと質問し残した問題で一応見解を聞いておきたいのですが、FDで出願をしたときに、その内容が後になつて、出願人としてはこんな内容のものを出したつもりはない、Aというものを出したつもりなのに特許庁としては受け取つた内容はBという内容であつたという場合が例えば生じたとき、これは從来でしたら、紙の場合でしたら、いわゆる署名とか捺印とか、印鑑とかでそれを真正なものと推定するというような規定があるわけですが、果たしていわゆる磁気ディスク、よく言われることですが、例えばテープレコーダー

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○浦野委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○浦野委員長 この際、本案に対し、奥田幹生君外五名から、自由民主党、日本社会党・譲憲共同、公明党・国民會議、日本共産党、民社党及び進歩民主連合六派共同提案による附帯決議を付すべしと動議が提出されております。

○浦野委員長 まず、提出者より趣旨の説明を求めます。和田貞夫君。

○和田(貞)委員 ただいま議題となりました附帯決議につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、我が国の特許・実用新案の審査要処理期間の長期化に対し、内外から批判が高まつてゐる現状にかんがみ、ペーパーレスシステム構築計画を着実に推進しつつ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、本法の趣旨・内容について、出願人等関係者が新案の審査要処理期間の長期化に対し、内外から批判が高まつてゐる現状にかんがみ、ペーパーレスシステム構築計画を着実に推進しつつ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

二、電子出願の実施に伴い、中小企業、小規模特許事務所等に過大な経済的負担を強いることのないよう、出願に際し要する費用に配慮するとともに、電子出願に係る支援策の充実に努めるこ

と。

三、磁気ディスクによる出願を容易ならしめたため、JIS文書規格適合機種及びJIS規格への文書変換ソフトウェアの開発・普及が早急に図られるよう関係業界を指導すること。

○浦野委員長 これより討論に入ります。

四、審査要処理期間の短縮化を図るため、審査官等必要な人員の確保、工業所有権情報提供サービスの改善等に引き続き努力し、審査要処理期間を可及的速やかに国際水準とするよう特段の措置を講ずること。

五、ペーパーレスシステムの構築に伴う電子計算機の安全対策に万全を期すること。

六、指定情報処理機関及び指定調査機関の業務が公正・的確に遂行されるようその業務監督に万全を期すること。

以上であります。

#### 附帯決議案の内容につきましては、審査の経過

及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

奥田幹生君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。武藤通商産業大臣。○武藤國務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、本法案の適切な実施に努めてまいる所存であります。

○浦野委員長 お諮りいたします。  
ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○浦野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

○浦野委員長 次に、内閣提出、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。武藤通商産業大臣。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○浦野委員長 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案を議題といたします。これにて散会いたします。

午後六時十二分散会

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○浦野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十二分散会

がみ、過度集積地域から承認集積促進地域への特定事業事業所等の移転の促進について特別の配慮をするものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案を議題といたします。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案を議題といたします。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案を議題といたします。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の程度が特に著しく高い地域として政令で定めるもの（以下「過度集積地域」という。）から特定事業に係る事務所又は事業所（以下「特定事業事業所等」という。）を移転して特定事業を行おうとする者に対し、その移転に関し必要な資金の貸付けを行うこと。

第八条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 承認集積促進地域において、特定事業の集積の程度が特に著しく高い地域として政令で定めるもの（以下「過度集積地域」という。）から特定事業に係る事務所又は事業所（以下「特定事業事業所等」という。）を移転して特定事業を行おうとする者に対し、その移転に関し必要な資金の貸付けを行うこと。

第十一条第一項第二号の下に「若しくは第三号」を、「並びに特定事業集積促進法第七条第一項第二号」又は「特定事業集積促進法第七条第一項第二号」を加える。

第十一条の次に次の二条を加える。

（過度集積地域からの移転の促進）  
第十一条の二 国は、承認集積促進地域における特定事業の集積を促進する措置を講ずるに当たつては、特定事業事業所等について過度集積地域から承認集積促進地域への移転を促進すること

が産業の配置の適正化に特に資することにかかる

平成二年五月九日印刷

平成二年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局